

# 岡山県税制懇話会報告書

産業廃棄物処理税・水源かん養税に関する検討

平成14年3月

岡山県税制懇話会



# (目 次)

|            |   |
|------------|---|
| はじめに ..... | 1 |
|------------|---|

## 第 1 部 産業廃棄物処理税に関する検討

|  |    |
|--|----|
| 産業廃棄物処理税導入の意義について                      |    |
| 1 産業廃棄物の排出及び処理の状況 .....                | 2  |
| (1) 現状と将来予測 .....                      | 2  |
| (2) 発生量、減量化量、最終処分量の現状(平成9年度実績) .....   | 2  |
| (3) 広域移動の現状(平成9年度実績) .....             | 4  |
| (4) 最終処分場残余容量の推計(岡山県試算) .....          | 4  |
| 2 産業廃棄物対策について .....                    | 5  |
| (1) 基本方針及び具体的施策(第4次岡山県産業廃棄物処理計画) ..... | 5  |
| (2) 現行施策の課題、問題点 .....                  | 6  |
| 3 産業廃棄物対策としての税導入について .....             | 7  |
| (1) 産業廃棄物処理税導入の必要性について .....           | 7  |
| (2) 導入により期待される効果 .....                 | 8  |
| 産業廃棄物処理税の仕組みについて                       |    |
| 1 地方税を考える研究会における検討結果(3試案) .....        | 11 |
| 2 試案の概要 .....                          | 11 |
| 3 試案の検討 .....                          | 13 |
| (1) 産業廃棄物対策としての検討 .....                | 13 |
| (2) 税制度としての検討 .....                    | 14 |
| (3) 制度の概要 .....                        | 20 |
| 4 税収用途 .....                           | 23 |
| (1) 産業廃棄物の施策の現状 .....                  | 23 |
| (2) 新たな施策の必要性 .....                    | 23 |
| (3) 施策の実施に当たっての理念 .....                | 25 |
| (4) 具体的な用途 .....                       | 25 |
| (5) 税収を財源とした環境施策の進め方 .....             | 28 |
| 産業廃棄物処理税を巡る今後の課題について                   |    |
| 1 県民、産業界との意見交換、調整 .....                | 31 |
| (1) 環境意識調査結果 .....                     | 31 |
| (2) 産業廃棄物排出事業者に対する調査 .....             | 31 |
| (3) 今後の対策 .....                        | 32 |
| 2 産業廃棄物最終処分業者との意見交換、調整 .....           | 33 |
| (1) 産業廃棄物最終処分業者に対する調査 .....            | 33 |
| (2) 今後の対策 .....                        | 33 |
| 3 保健所政令市(岡山市、倉敷市)との連携、調整 .....         | 33 |
| 4 不法投棄の問題 .....                        | 33 |
| 5 広域移動の問題 .....                        | 34 |
| 6 産業界への影響 .....                        | 34 |
| 7 賦課徴収体制の整備 .....                      | 35 |
| (用語について) .....                         | 36 |

## 第2部 水源かん養税に関する検討

|                      |    |
|----------------------|----|
| 水源かん養税導入の意義について      |    |
| 1 森林の働きについて          | 38 |
| (1) 森林の多面的機能         | 38 |
| (2) 森林・林業の現状         | 41 |
| 2 森林の水源かん養機能         | 49 |
| (1) 水源かん養機能          | 49 |
| (2) 岡山県の河川と水         | 51 |
| 3 水源かん養税導入の必要性       | 53 |
| (1) 森林保全の重要性         | 53 |
| (2) 水源かん養税導入の必要性     | 53 |
| (3) 県民の意識            | 54 |
| 水源かん養税の考え方について       |    |
| 1 水源かん養税の目的          | 58 |
| 2 税制度の考え方            | 58 |
| (1) 受益と負担の関係         | 58 |
| (2) 課税客体の検討          | 59 |
| (3) 課税標準・税率の検討       | 61 |
| 3 水源かん養税の使途について      | 63 |
| (1) 機能保全に必要な施策       | 63 |
| (2) 具体的な使途           | 67 |
| 水源かん養税の仕組みと今後の課題について |    |
| 1 水源かん養税の仕組み         | 74 |
| (1) 税制度の概要           | 74 |
| (2) 税制度の内容           | 78 |
| 2 導入に際しての課題          | 80 |
| (1) 税創設に対する県民、産業界の理解 | 80 |
| (2) 水道供給事業者の協力       | 81 |
| (3) 賦課徴収体制の整備        | 81 |
| 3 具体的な税制度の構築に向けて     | 82 |
| (水源かん養税(案)の概要について)   | 83 |
| (用語について)             | 84 |

## 参考資料

## は じ め に

平成12年4月の地方分権一括法施行に伴い、地方の課税自主権が拡大されたが、これを契機として、多くの地方公共団体において、法定外税の創設など、独自税制の構築に向けた活発な検討が行われている。

これらの動きを踏まえ、岡山県は、平成13年5月に県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究を行うため、岡山県税制懇話会を設置した。

岡山県は、豊かな自然環境に恵まれているが、県北は人口減少、高齢化が進行する一方、県南は人口の集中や産業の集積が著しく、各種の環境汚染物質に対する排出抑制や県民の良好な生活環境を保全するための施策が求められている。

全国的にも、環境問題に対する住民意識の高まりとともに、各地方公共団体で環境関連税制の創設について様々な議論がなされているところである。

このため、当懇話会では、生活環境、自然環境の改善とそれらに対する意識を高めていくことに重点を置いた税制として、「産業廃棄物処理税」及び「水源かん養税」をテーマとして選び、検討を重ねてきた。

本報告書は、研究テーマとして採り上げた「産業廃棄物処理税」及び「水源かん養税」の税制度の仕組みや税収の用途についての懇話会での議論を取りまとめたものであるが、今後、新しい税制度の導入に当たっては、さらに、県民、産業界等に対して十分情報提供を行い、その合意形成に努めることが求められる。

21世紀は環境の世紀とも言われている。当懇話会における「産業廃棄物処理税」や「水源かん養税」の議論を契機として、県民の方々が環境や税制の問題を自らの問題として捉え、環境問題や税制度について理解を深め、県民参加の下に、21世紀を展望した、環境先進県の住民として誇りが持てる制度創りが行われることを期待する。



## 第 1 部 産業廃棄物処理税に関する検討





## 産業廃棄物処理税導入の意義について

### 1 産業廃棄物の排出及び処理の状況

#### (1) 現状と将来予測

平成12年3月に策定した第4次岡山県産業廃棄物処理計画による現状及び将来予測は次のとおりである。

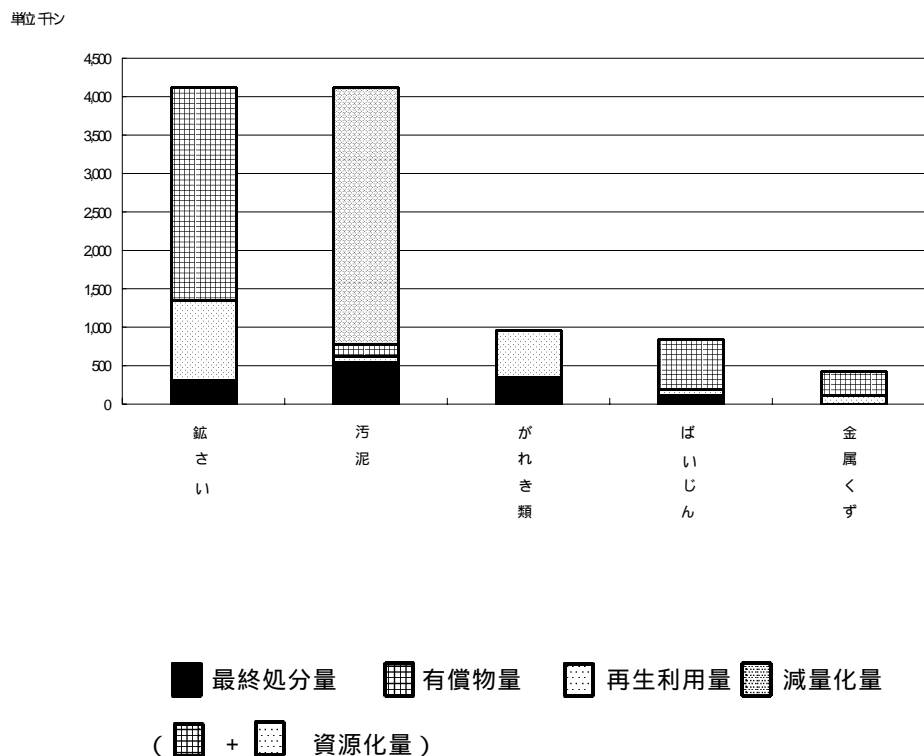
(単位：千トン)

|          | 発生量    | 資源化量  | 減量化量  | 最終処分量 |
|----------|--------|-------|-------|-------|
| 平成9年度実績  | 11,067 | 5,970 | 3,582 | 1,498 |
| 平成16年度予測 | 11,768 | 6,134 | 4,114 | 1,488 |
| 同目標      | 11,000 | 6,059 | 3,846 | 1,066 |
| 平成22年度予測 | 11,886 | 6,245 | 4,156 | 1,451 |
| 同目標      | 10,697 |       |       | 749   |

#### (2) 発生量、減量化量、最終処分量の現状（平成9年度実績）

ア 一部の業種及び一部の廃棄物の種類がそれぞれ過半を占めている。

(参考) 産業廃棄物の種類別の減量化量・資源化量・最終処分量の現状



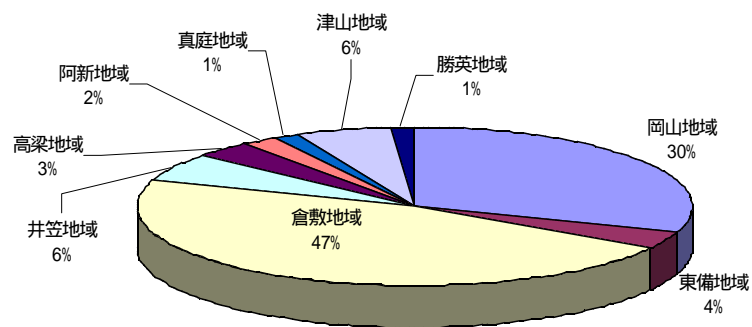
(参考) 産業廃棄物の業種別の発生量・減量化量・資源化量・最終処分量の現状

(単位：千ト)

|       | 全体     | 製造業   | 建設業   | 電気・<br>水道業 | 鉱業  | その他 |
|-------|--------|-------|-------|------------|-----|-----|
| 発生量   | 11,067 | 8,669 | 1,168 | 945        | 241 | 44  |
| 減量化量  | 3,582  | 2,722 | 51    | 649        | 147 | 13  |
| 資源化量  | 5,970  | 5,161 | 635   | 149        | 8   | 17  |
| 最終処分量 | 1,498  | 780   | 474   | 147        | 86  | 11  |
| 保管量   | 17     | 6     | 8     | 0          | 0   | 3   |

イ 倉敷など特定の地域に偏っている。

(参考) 図表. 地域別の最終処分量



(3) 広域移動の現状（平成9年度実績）

次のとおり、県内への産業廃棄物の搬入は県外への搬出を大きく上回っている状況にある。

ア 県外搬出量 合計243千トン 内最終処分 72千トン

(単位:千トン)

| 区 分  |         | 県 外 搬 出 量 |
|------|---------|-----------|
| 処理内訳 | 中間処理    | 171       |
|      | 処理後最終処分 | 11        |
|      | 最終処分    | 72        |
|      | 計       | 243       |
| 種類内訳 | ばいじん    | 111       |
|      | 鉱さい     | 38        |
|      | がれき類    | 27        |
|      | 汚泥      | 21        |
|      | 廃油      | 10        |
|      | その他     | 36        |
|      | 計       | 243       |

イ 県内搬入量 合計588千トン 内最終処分 341千トン

(単位:千トン)

| 区 分  |          | 県 内 搬 入 量 |
|------|----------|-----------|
| 処理内訳 | 中間処理     | 247       |
|      | 最終処分     | 341       |
|      | 計        | 588       |
| 種類内訳 | 汚泥       | 162       |
|      | 廃プラスチック類 | 88        |
|      | がれき類     | 76        |
|      | 鉱さい      | 48        |
|      | 廃油       | 47        |
|      | その他      | 167       |
|      | 計        | 588       |

(4) 最終処分場残余容量の推計(岡山県試算)

県内の最終処分場の残余容量は、平成12年度末時点で約4年半であり、ひっ迫状況にある。

## 2 産業廃棄物対策について

### (1) 基本方針及び具体的施策(第4次岡山県産業廃棄物処理計画による)

#### ア 基本方針

- (ア) 排出事業者責任の強化
- (イ) 発生抑制と資源化・減量化の推進
- (ウ) 適正処理の推進
- (エ) 処理施設の計画的な整備の促進

#### イ 具体的な施策

- (ア) 排出事業者責任の強化
  - ・ マニフェスト制度の周知徹底
  - ・ 排出事業者に対する監視・指導の強化
  - ・ 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導の徹底
  - ・ 環境犯罪に対する責任の追及
- (イ) 発生抑制と資源化・減量化の推進
  - ・ ゼロエミッション事業の推進
  - ・ 多量排出事業者による処理計画作成の指導及び進行管理
  - ・ 農業系廃棄物の適正処理等
  - ・ リサイクルの推進
  - ・ 環境マネジメントシステムの導入促進
  - ・ グリーン購入の推進
- (ウ) 適正処理の推進
  - ・ ダイオキシン類排出削減対策の指導強化
  - ・ 新処理技術等の導入促進
  - ・ 適正処理に係る講習会・研修会等の開催
  - ・ 県外搬入の抑制に向けての対応
  - ・ 情報管理システムの整備促進
  - ・ 不法投棄等の防止及び不法投棄等への対処
  - ・ 産業廃棄物に関する情報の公開等
- (エ) 処理施設の計画的な整備の促進
  - ・ 公共関与によるモデル的処理施設の整備の促進等

## (2) 現行施策の課題、問題点

### ア 政策課題

産業廃棄物最終処分場の残余容量は、平成12年度末で4年半とひっ迫しており、産業廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを推進する施策の強化は喫緊の課題である。

また、県外からの産業廃棄物の搬入は県外への搬出を大きく上回っており、最終処分場のひっ迫状況に拍車をかけている。

県内へ産業廃棄物を搬入する県外企業に対しても、県内企業と同様に産業廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを推進する施策への取組が求められる。

### イ 従来の政策手法の問題点

岡山県においては、産業廃棄物の発生抑制や減量化・リサイクルを推進するための政策手法としては、自主的取組推進手法や規制的手法を中心に行ってきたところである。これらの手法については、今後個別リサイクル法の施行や県条例・県計画の策定などにより充実強化が見込まれるところであるが、別表のとおり自主的取組推進手法や規制的手法には、それぞれ利点と問題点があり、これらの施策に付加するかたちで経済的な負担措置を取り入れることで総合的により高い施策効果を生みだしていくことが期待される。

(別表) 産業廃棄物の発生抑制やリサイクル推進のための対策

|     | 経済的手法(税)  | 自主的取組推進手法                               | 規制的手法  |
|-----|---|---|--|
| 内 容 | 排出、埋立行為など環境負荷を伴う行為に対して、経済的な負担を求めらる。                                 | ガイドライン策定など発生抑制等の目標値設定により各自の自主的な取組を促進する。 | 建設リサイクル法などのように特定品目のリサイクルなどを事業者に対し義務づける。                            |
| 特 質 | 財やサービスの価格にその事業活動に伴い発生する環境負荷に伴う社会的コストを反映させることができる。                   | 自由競争を阻害せず、各自の体力に応じた取組が期待できる。            | 施策効果の即効性が期待できる。環境負荷の原因者が明確な場合に効果的である。                              |
| 効 果 | 環境負荷をそのレベルに無関係に継続的に低減することが期待できる。                                    | 各自の自主的な取組により発生抑制等が期待できる。                | 義務づけを行う一定の規制値までの効果が高いレベルで期待できる。                                    |
| 費 用 | 徴税コストは必要である。  | 一概には言えないが、比較的人件費等はかからない。                | 一概には言えないが、内容によっては、人件費が高つく。   |
| 利 点 | 最小コストで最適な環境保全を図ることが期待できる。原因者が明確でない場合でも施策効果は期待できる。税収を環境対策に充てることができる。 | 経済活動に悪影響を与えない。各自の自主的な判断により取組が可能である。     | 施策目標の達成が高いレベルで期待できる。施策の効果判定が容易である。原因者が明確な場合に対する施策としては特に高い効果が期待できる。 |
| 問題点 | 経済への悪影響が懸念される。経済的負担が環境負荷の免罪符となるとの指摘もある。施策効果の定量的な予測が困難である。           | 施策効果の予測が困難である。施策の即効性は期待できない。            | 一定の規制値以下では効果が期待できない。自由競争を阻害するおそれがある。罰則等の実効性担保措置が必要である。             |

政策手法としては、上記のほか、情報開示・提供などの情報的手法、環境影響評価など手続的手法など様々あり、また環境教育や環境投資、科学技術の振興など取り組むべき政策手段は多岐にわたるが、これらを、有機的に組み合わせる実施していくことが重要である。

### 3 産業廃棄物対策としての税導入について

#### (1) 産業廃棄物処理税導入の必要性について

##### ア 経済的手法(経済的負担措置)の導入の必要性について

今まで検討してきたとおり、現在行っている規制的手法、自主的取組推進手法や経済的な助成措置に加えて、経済的な負担を賦課する形で行っていくことで、より高い廃棄物の発生抑制等の施策効果が期待されるところである。

イ 経済的手法（経済的負担措置）のうち税を選択する理由

経済的手法には、経済的助成措置(補助金の交付や融資、優遇税制など)と経済的負担措置があり、経済的負担措置には、次の3種類があるが、現状では産業廃棄物税や最終処分課徴金(いわゆる産業廃棄物処理税)が次表の理由によりその導入を検討すべき政策手法として最適である。

|      | 税(課徴金)  | デポジット制度   | 排出量取引   |
|------|---|---|---|
| 概要   | ごみ処理手数料<br><b>産業廃棄物税</b><br><b>最終処分課徴金</b><br>製品課徴金<br>天然資源課徴金<br><br>、 は排出課徴金                | 製品本来の価格にデポジット(預り金)を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預り金を返却することで、消費者から当該製品の回収を促進しようとするもの。 | 個々の主体に一定の廃棄物排出量をあらかじめ割り当て、その排出枠を売買することを許すもので、二酸化炭素の排出抑制方策の一つとして注目されている。 |
| 導入事例 | 多くの市町村で実施<br>・ EU諸国で導入済<br>・ 導入事例なし。  | 一升瓶やビール瓶などのリターナブル瓶、有害物質の回収対策としても注目されている。  | 地球温暖化防止対策として、アメリカにより提案されているが、導入事例はない。                                   |
| 適性   | 主に一般廃棄物対策であり検討対象外<br>制度として検討段階<br>・<br><b>主に産業廃棄物を対象とした制度であり、EU諸国等で導入事例もあることから県の検討対象として最適</b> | 主に製品の廃棄後の回収の促進や、ごみの散乱防止にも効果が期待できるが、産業廃棄物は主に副産物等であることから産業廃棄物対策として大きな効果を期待することはできない。  | 世界的にも導入事例がないことやそのシステムについて確立されたものでないことから検討対象とするには、時期尚早である。               |

(2) 導入により期待される効果

ア 産業廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進

企業は、税率相当分の最終処分コストの増大を、最終処分量の減少によりコストダウンで吸収するよう対策に取り組むことが期待できる。また、制度の内容にもよるが、県外の企業に対しても産業廃棄物の発生抑制、リサイク

ルの推進を促す効果が期待できる。（その他の経営合理化に向かう場合やコストの負担のみに終わるケースも想定される。）

その条件は、最終処分量を減少させることに伴う環境対策コストを含めた最終処分に伴う経費が、産業廃棄物処理税を負担するだけのケースに比べて低く、かつ、その場合の負担増が健全な事業活動の継続可能な範囲内にとどまる場合である。

|                               |            |          |
|-------------------------------|------------|----------|
| A > B の場合は、排出抑制等のインセンティブが働く   |            |          |
| A                             | 現行の最終処分経費  | 税        |
| B                             | 見直し後最終処分経費 | 税 環境対策経費 |
| A < B の場合は、排出抑制等のインセンティブが働かない |            |          |
| A                             | 現行の最終処分経費  | 税        |
| B                             | 見直し後最終処分経費 | 税 環境対策経費 |

## イ 効果が期待される具体的なケース

具体的な発生抑制やリサイクルの推進が期待できるケースとして次のようなものが想定できる。

(ア) 原材料の変更

(イ) 製造工程の見直しや脱水等の減量化設備の導入等

(ウ) 廃棄物処理方法の変更（埋め立て リサイクル）

代替可能な原材料の有無、製造工程の見直しや減量化設備の更新の余地、リサイクル処理と埋立処分に要する経費の比較、リサイクルされたものの受け皿の整備状況など様々な条件により効果が異なってくることに注意する必要がある。

個々の企業ごとに効果の大きさや有無に違いが出てくるものと思われる。



(参考)上記イ(ウ)のケースで、モデルケースを検討(スラグの場合)

現状 A社は、1万トンを最終処分場に埋め立てているものとする。

前提条件

リサイクル処理に伴い、収集運搬経費は変わらないものとし、全量リサイクル可能とする。

- ・埋立料金(ト当たり) 5,000円
- ・税率(ト当たり) 1,000円
- ・リサイクル料金(ト当たり) 5,500円

路盤材等で使用

上記のケースでは、産業廃棄物処理税を含めた埋立コストよりもリサイクルコストが安くなるため、1万トン最終処分量が減少することになる。

#### ウ 廃棄物対策の財源確保

従来十分実施してきたとは言えない産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する様々な施策を行っていくための財源を確保することが可能になる。

#### エ 税導入による県民、事業者の意識啓発効果

税導入に伴い、県民や事業者の間で議論が喚起され、真剣に現状を見つめ直すことにより意識啓発効果が期待できる。

## 産業廃棄物処理税の仕組みについて

### 1 地方税を考える研究会における検討結果（3試案）

平成12年11月に県庁内若手職員の研究組織「地方税を考える研究会」から、産業廃棄物対策として有効な経済的手法である「産業廃棄物処理税」（法定外目的税）が提案され、その類型として、3つの試案が提示された。

### 産業廃棄物処理税試案

| 項目 | A 案                           | B 案           | B' 案          |
|----|-------------------------------|---------------|---------------|
| 案  | 排出事業者                         | 排出事業者又は中間処理業者 | 排出事業者又は中間処理業者 |
| の  | 申告納付                          | 最終処分業者からの申告納入 | 申告納付          |
| 特  | 最終処分(埋立)される排出量                | 最終処分(埋立)量     | 最終処分(埋立)量     |
| 徴  | 産業廃棄物排出行為                     | 産業廃棄物埋立行為     | 産業廃棄物埋立行為     |
| 仕  |                               |               |               |
| 組  |                               |               |               |
| み  |                               |               |               |
| 税  | 最終処分量（排出量）1トン当たり 1,000円       |               |               |
| 率  |                               |               |               |
| 税  | 年度 約3～5億円                     | 年度 約3.5～6億円   | 年度 約3～5億円     |
| 収  |                               |               |               |
| 規  |                               |               |               |
| 模  |                               |               |               |
| 免  | 必要（埋立量100t/年）                 | 不要            | 必要（埋立量100t/年） |
| 税  |                               |               |               |
| 点  |                               |               |               |
| 制  |                               |               |               |
| 度  |                               |               |               |
| 税  | 公共関与産業廃棄物処理施設の周辺整備基金等（今後更に検討） |               |               |
| 収  |                               |               |               |
| 使  |                               |               |               |
| 途  |                               |               |               |

### 2 試案の概要

この税は環境政策（産業廃棄物対策）の一つとして提案されたものであるが、2つの観点からアプローチされている。

1つは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）上、事業者は廃棄物の処理責任を持つとされていることから、排出量を抑制することを主眼とし、産業廃棄物を排出時点で捉える考え方であり、もう1つは、環境に対して最終的に負荷を与えているのは、排出時ではなく埋立時であることから最終処分（埋立）量を抑制することを主眼とし、産業廃棄物を最終処分場への搬入時点で捉える考え方である。

地方税を考える研究会では、この2つの観点から3案を考え出したが、それぞれ一長一短があり、1案に絞り込むところまでは至らなかった。

それぞれの案を比較すると、まずA案は、排出量抑制を目的とし、排出行為に対して課税するものである。よって排出事業者が納税義務者となり、排出量を課税標準とする。(ただし、事業者から排出されたものは、直接最終処分されるもののほか、中間処理業者を経て減量化・リサイクルされた後、最終処分されるものがある。排出量を課税標準とすると、減量化・リサイクルされる部分まで課税することになるため、中間処理業者を経由する場合は、その部分を除いた量、つまり、最終処分される量を課税標準とする。)徴収方法としては、排出事業者自らの申告納付とするが、すべての排出事業者に課税することは納税義務者の把握や徴税コストの面から困難なため、免税点を設定するものである。

これに対して、B、B'案は、最終処分(埋立)量抑制を目的とし、最終処分場への搬入行為に対して課税するものである。よって排出事業者または中間処理業者が納税義務者となり、最終処分場への搬入量を課税標準とする。B案とB'案の違いは、徴収方法の相違であり、B'案は、排出事業者または中間処理業者自らの申告納付とし、B案は、最終処分業者が特別徴収義務者となり、排出事業者又は中間処理業者から税を徴収し、申告納入するかたちをとる。

環境汚染抑制のインセンティブ効果の面で考えると、A案は、排出量抑制に対して直接的な効果があり、B、B'案は、最終処分量の抑制とともに中間処理業者を納税義務者とすることから中間処理に対するリサイクル促進の効果がある。

また、徴税コストの面で考えると、A、B'案に比べ、特別徴収制度を採るB案は、最終処分業者に徴税事務負担はかかるが、徴税コストが小さい制度となる。

### 3 試案の検討

#### (1) 産業廃棄物対策としての検討

##### ア 排出量抑制の効果

排出量抑制の観点から考えられた A 案であるが、実質的には産業廃棄物の最終処分場への搬入量に課税することになるため、排出量を課税標準とする場合のようなインセンティブ効果があるとはいえない。地方税を考える研究会中間報告において、A 案について「排出量抑制のインセンティブ効果が直接的である」というのは、A 案が排出事業者を納税義務者とし、排出事業者が直接申告納付する制度をとるため、いわゆる税痛が大きく、排出事業者に対するインセンティブが直接的であり、排出事業者は結果として排出量を抑制するという経済行動をとるとのことである。

一方、B 案は、排出事業者又は中間処理業者を納税義務者とし、最終処分業者を特別徴収義務者とする申告納入（間接税）の制度をとるため、税は最終処分料金に上乗せして排出事業者等に請求されることになり、担税者である排出事業者の税痛は小さく、排出事業者に対する排出量抑制のインセンティブは間接的ということになる。

また、A 案においては、中間処理施設への搬入について、減量化・リサイクルされる部分を除いて課税することにより、B 案においては、減量化等の技術を持つ中間処理業者を直接納税義務者とすることにより、排出事業者に対し中間処理やリサイクル等の促進の効果がある。なお、B 案においては、中間処理業者が排出する産業廃棄物の最終処分場への搬入量に対して課税するため、中間処理業者そのものの企業努力等に対するインセンティブ効果がある。

##### イ 県外からの産業廃棄物の流入に対する効果

排出量抑制の観点（A 案的観点）から考えると、排出行為を課税客体とし、排出量を課税標準として課税すべきである。しかし、地方団体の課税権は県外の排出事業者には及ばないため、排出行為を課税客体とする税制度では、県外の排出事業者が県内の最終処分場又は中間処理施設へ産業廃棄物を搬入した場合、その搬入に対しては課税できず、最終処分場のひっ迫等の問題は解

決できないこととなり、岡山県の環境施策としては問題がある。そのため、A案では、課税客体を産業廃棄物の排出行為としているが、納税義務者は県内の最終処分場又は中間処理施設への産業廃棄物の排出事業者とし、その排出（搬入）量を課税標準として課税する制度としており、結果的には、B案と同様に、産業廃棄物の県内の最終処分場への搬入行為課税となっている。

#### ウ 産業廃棄物対策の公平性

排出事業者を納税義務者とするA案では、納税義務者が全国にまたがり、膨大な数になるため、徴税制度としては、免税点制度（A案では年間100ト）を設け、納税者数を絞ることとしているが、このことは、産業廃棄物対策として免税点未満の排出に対しては抑制をしない、という結果となり、不公平で整合性のとれないものとなる。

そもそも、環境施策としての経済的手法は、各主体（排出事業者）が市場における価格メカニズムを通して、費用最小化を目指して、自律的に、最適な選択を行う結果として、環境汚染の社会的費用を最小化するというものである。一方、直接規制は、規制すべき削減量が遵守されるよう監視し違反者に対しては罰則を持って対応するというものである。したがって、直接規制は、大規模な固定した汚染者に対しては効果があるが、無数の小規模な汚染者に対して効果を上げるためには、監視コストが膨大なものとなり、現実的には一定規模以上のものを監視するということになる。つまり、ある一定規模以上のものにだけ負担を課すのは、直接規制の手法に近い発想である。

### (2) 税制度としての検討

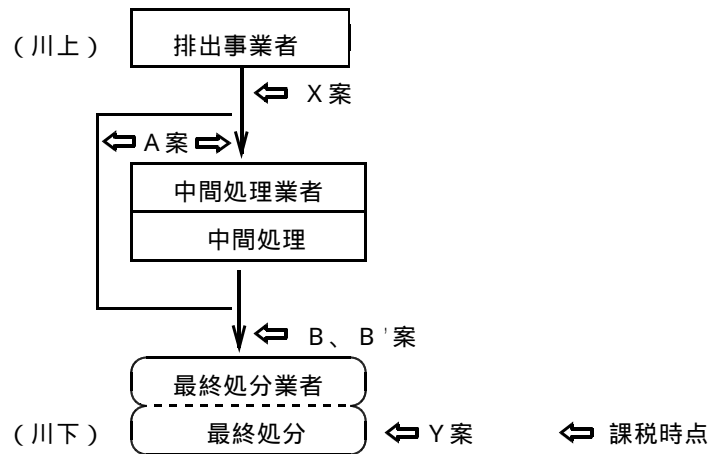
#### ア 課税の考え方

産業廃棄物処理税の導入は、従来の産業廃棄物対策（自主的取組推進手法、規制的手法等）に、新たに「税」という経済的手法を組み合わせることで相乗的により高い政策的効果を生み出すことを目指したものである。ここで得られる経済的手法としての効果は、産業廃棄物排出又は最終処分（埋立）の抑制の経済的なインセンティブを与え、市場原理に基づいて各主体の行動を誘導しようとするものである。

こうした趣旨に基づき、排出量抑制と最終処分（埋立）量抑制の2つの観点から、制度案を検討してきたが、産業廃棄物対策として税の導入を図ろうという今回の取組においては、同時に、租税原則からの検討も欠かせないと考える。

産業廃棄物に対する課税を税制度として考える場合、通常、課税客体は、産業廃棄物を発生させた時点（川上）で捉えるか、または産業廃棄物を最終的に処分（埋立）する時点（川下）で捉える。川上、つまり、産業廃棄物の排出行為で課税するのであれば、条例上、県内のすべての排出事業者に対して、排出量を課税標準として課税（X案）することとなる。それは、産業廃棄物が県内の最終処分場で処分（埋立）されるのか、県外の最終処分場で処分（埋立）されるのかは問わない。また、川下、つまり産業廃棄物の最終処分（埋立）行為に課税するのであれば、条例上、県内の最終処分（埋立）業者に最終処分（埋立）量を課税標準として課税（Y案）することとなる。この場合、産業廃棄物が県内の排出事業者から排出されたものか、県外の排出事業者から排出されたものかは問わない。

（参考）課税の考え方



税制度としては、川上と川下の間、つまり、中間処理等に課税することとすれば、産業廃棄物の処理の仕方により課税時点が異なることとなり、二重課税の可能性等の問題が生じることとなる。また、それらの問題を防止するために、複雑な制度が必要となる。

研究会の試案では、川上で納税義務者を捉えるが、課税標準を中間処理時点及び川下の最終処分時点で捉えようとしているのがA案であり、川下で納

税義務者及び課税客体（課税標準）を捉えようとしているのがB案である。したがって、税制度としては、B案が簡素であり、二重課税の可能性はありえず、理論的に整合性のとれた案となっている。

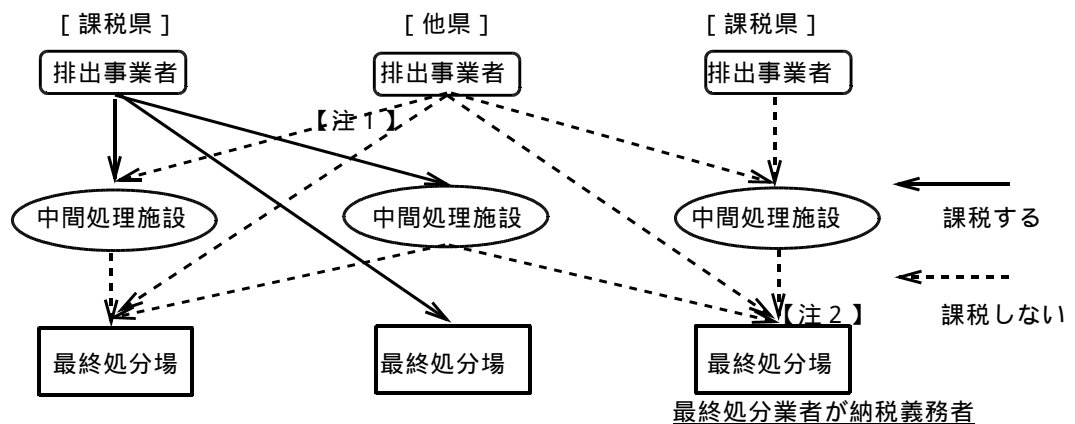
岡山県へは他県から中間処理目的で229千トン、最終処分目的で369千トン（平成10年度実績）の産業廃棄物が搬入されており、県内排出事業者のみを納税義務者とするX案では、これらの県外から搬入されてくる産業廃棄物に課税できないこととなり、必ずしも県内における産業廃棄物対策として有効かどうか疑問が残る。税制度として考えた場合、X案は国税として創設されるべきであろう。また、税制度としてはY案も考えられるが、Y案を採用した場合、環境に負荷を与えている原因者は排出事業者であることを考えると、最終処分業者に直接負担を求めることは、産業廃棄物対策上の汚染者負担の原則（PPP）に反し、理解が得られにくく、望ましい環境を実現するための手段としての経済的手法としては採用し難い。

（参考）上記のとおり課税するとした場合の税の仕組みについて

|       | 純粹排出課税（X案）                                | 純粹最終処分（埋立）課税（Y案）                            |
|-------|---|---|
| 納税義務者 | 県内排出事業者                                   | 県内最終処分業者                                    |
| 納付方法  | 申告納付                                      | 申告納付  |
| 課税標準  | 排出量                                       | 最終処分（埋立）量                                   |
| 課税客体  | 排出行為                                      | 最終処分（埋立）行為                                  |
| 問題点   | 県外排出事業者を課税対象としないため、産業廃棄物対策として有効かどうか疑問が残る。 | 最終処分業者に直接負担を求めることは、廃棄物対策の汚染者負担の原則（PPP）に反する。 |

（排出行為に課税：X案）

（最終処分行為に課税：Y案）



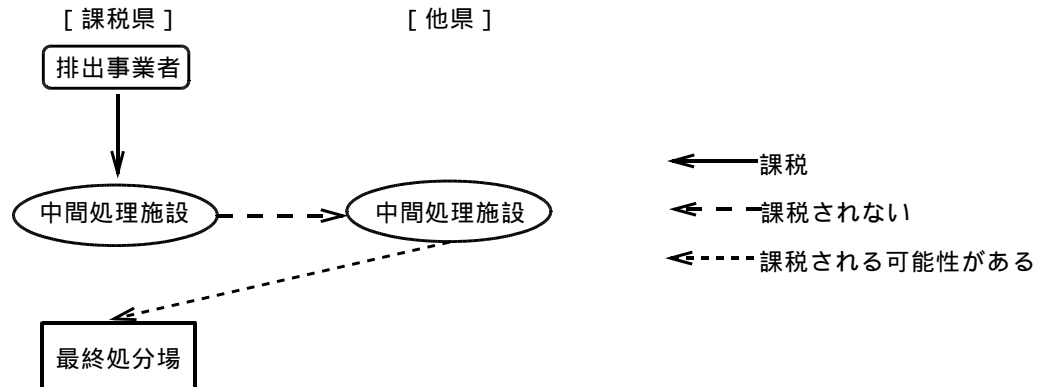
【注1】 県外の排出事業者には課税できない。

【注2】 最終処分業者に課税する。排出事業者、中間処理業者には直接課税はされないが、市場メカニズムの中で税の転嫁が想定される。

## イ 課税客体等の検討

地方税を考える研究会の3試案について、税制度としての妥当性や合理性の検討を行う。A案においては、課税客体を産業廃棄物の排出行為としているが、納税義務者は、県内の最終処分場又は中間処理施設への産業廃棄物の排出（搬入）者とし、課税標準は実質的に県内における最終処分量ととしており、税制度としては、課税時点や課税客体の定義が曖昧な一貫性のないものとなっている。このため、県外中間処理施設から県内最終処分場へ搬入された産業廃棄物については、二重課税の可能性が生じる（その産業廃棄物が県内中間処理施設に搬入された際に既に課税されている可能性がある。）ため、課税済みか否かの判断を強いられることとなる。また、中間処理施設への搬入に対する税率については、リサイクル率あるいは中間処理による圧縮率を反映したものにするか環境負荷への影響度合いを反映したものにするか（いずれにしてもそれを科学的に実証することは困難であるが、）議論の分かれるところである。

（参考）A案における二重課税の問題について



## ウ 徴税コスト

徴税コストについては、県外排出事業者が納税義務者である場合や排出事業者が膨大な数になる場合であっても、B案では、県内の最終処分業者に特別徴収義務を課すため、納税義務者、課税標準の把握は比較的容易である。これに対し、A、B'案では、排出事業者又は中間処理業者からの申告納付制度を採るため、納税義務者は膨大な数になり、また全国にまたがるため、課税標準の正確な把握のための徴税コストは大きくなる。しかし、その反面、B案は、特別徴収義務者（この場合は産業廃棄物最終処分業者）に事務処理



負担を強いることとなるため、最終処分業者等と十分な協議を行い、特別徴収制度について理解を得る必要がある。なお、B案においても、自社内での最終処分場への搬入については、排出事業者からの申告納付となる。

また、B案において、産業廃棄物の処理に着目した場合、中間処理施設への搬入を課税客体とし、中間処理業者を特別徴収義務者に加える案も考えられるが、特別徴収義務者数が大幅に増え、徴税コストが増加する。また、中間処理時点で課税することとなるため、A案と同様に中間処理業者への搬入に対する税率の問題が生じる。

## エ 公平性

排出事業者を納税義務者とするA案では、納税義務者が全国にまたがり、膨大な数になるため、徴税制度としては、免税点制度を設け、納税者数を絞ることとしている。

ところで、地方税は、国税に比し、納税者の受ける地域行政サービス利益に応じて課税するという応益原則がより多く加味されている。また、現在検討している廃棄物処理税は、法定外目的税として検討しており、法定外目的税は、地方分権推進委員会第2次勧告において、「住民の受益と負担が明確になり、課税の選択の幅を広げることにもつながる」との観点からその創設について勧告がなされ、地方分権一括法において平成12年4月1日から創設されたものである。

したがって、地方税においては、特に法定外目的税においては、その受益の程度に応じて税負担を求めるべきであり、産業廃棄物処理税における免税点制度は、このような意味から、税の公平性の面から問題が生じると言わざるを得ない。

一方、B案では特別徴収制度を採ることで、すべての排出事業者又は中間処理業者を課税対象にすることができ、税の公平性が保たれると言える。

以上の検討の結果、廃棄物対策を進めていく上での経済的手法としての税制度としては、B案により検討を進めることが適切と考える。

(参考) 税制度の整理について

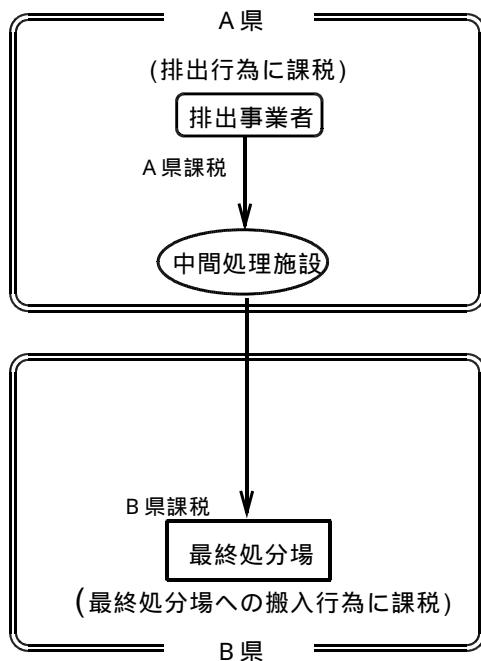
|                       | A 案   | B (B' 案)  |
|-----------------------|---|---|
| メ<br>リ<br>ツ<br>ト      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税義務者が汚染者負担の原則 (P P P) と一致しており、理解を得られやすい。</li> </ul>   | B 案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徴税コスト小、簡素</li> <li>・ 税の公平性大</li> </ul>   |
| デ<br>メ<br>リ<br>ツ<br>ト | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税時点や課税客体の定義が曖昧</li> <li>・ 徴税コスト大 (県外排出事業者)</li> <li>・ 税の公平性小</li> <li>・ 制度複雑 (二重課税防止)</li> <li>・ 係数課税の根拠</li> </ul> | B 案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別徴収義務者の事務処理負担</li> </ul> B' 案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徴税コスト大 (県外排出事業者)</li> <li>・ 係数課税の根拠</li> </ul> |

#### オ 団体間での重複課税

排出に課税する A 案と最終処分場への搬入に課税する B、B' 案については、他の地方公共団体が産業廃棄物に係る税を導入した場合、両方の団体で課税され、重複課税となるケースが想定される。課税は、それぞれの団体の条例に基づいて行われることから、結果として重複課税になったとしても、違法ということにはならないが、今後、産業廃棄物に係る税が全国的に普遍化したときは、制度の整理を検討すべきものとする。

このため、制度の導入に当たっては、複数の地方公共団体が共同で産業廃棄物に係る税を導入する、いわゆる共同税方式についても、その実現に努力すべきであろう。

(参考) 重複課税のケースについて



A県の排出事業者がB県の最終処分場に産廃を搬入する場合、排出行為に課税するA県では排出した時点で課税され、最終処分場への搬入行為に課税するB県では最終処分場へ搬入した時点で課税されるため、両県で課税される。

なお、A県が搬入行為に対する課税方式（B案的課税）をとった場合であっても、中間処理施設への搬入行為に課税することとした場合は同様である。

### (3) 制度の概要

B案により税制度を構築すると、次のとおりである。

#### ア 課税客体

##### 最終処分場への搬入行為

これは、岡山県の置かれている現状、すなわち、産業廃棄物最終処分場の確保が喫緊の課題とされている現状から、最終処分（埋立）による環境負荷抑制のインセンティブ効果を求めるとともに、税が産業廃棄物の処理価格に転嫁されることで、最終的に排出事業者が負担するという市場原理の中で、産業廃棄物の排出量抑制のインセンティブ効果も求めるものである。

また、中間処理業者に対するリサイクル促進のインセンティブ効果は、中間処理業者に負担を求めることで、直接的に働くこととなる。

#### イ 納税義務者

##### 排出事業者又は中間処理業者

納税義務者は、最終処分場に産業廃棄物を搬入する者、言い換えれば排出事業者又は中間処理業者になる。

## ウ 特別徴収義務者

### 最終処分業者

特別徴収義務者は、納税義務者である排出事業者又は中間処理業者から、税を徴収することに便宜を有する最終処分業者とする。

## エ 課税標準

### 最終処分場への搬入量

課税標準は最終処分場への搬入量とする。その把握は、最終処分場で産業廃棄物を処分する場合、廃棄物処理法上、処理量（重量）が記載された産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務づけられているから、これを利用することになる。

ただし、自社内で最終処分されるものについては、廃棄物処理法上の帳簿記載義務に基づき、処理量（重量）を把握することになる。

（参考） 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に対してマニフェストを交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで適正な処理を確保する制度である。マニフェストには、産業廃棄物の種類と量が記載されているため、これで処分量の把握ができる。

## オ 税率

1,000円/ト

税率は、企業活動に重大な影響を与えず、県外に産業廃棄物が流出しない範囲で、かつ、経済的手法として産業廃棄物の発生抑制のインセンティブ効果がある水準であることが必要である。

こうした観点から検討した結果、また、既に条例を制定している三重県、現在検討している鳥取県、東京都、福岡県がこの税率を採っていること等を参考にすると、1,000円/トが適当である。

なお、産業廃棄物の最終処分（埋立）量は、業種によって大きく異なり、場合によっては、税負担が過重となることも考えられるため、税率については、さらに慎重に検討すべきであるという意見や今後の社会状況に対応して

速やかに見直していくべきであるという意見があった。

(参考) 県外流出の問題について

税率 1,000 円/トンを産業廃棄物の運搬距離コストに換算すると、例えば、汚泥では、およそ 20 km/トンに当たる。この距離では、産業廃棄物の排出の多い岡山市、倉敷市から県外に産業廃棄物が流出するおそれは少ないと考えられる。なお、三重県の試算においても、税率 1,000 円/トンは、距離的には 20 ~ 30 km/トンに当たるとされており、県境を越えて産業廃棄物が大量に移動する可能性は小さいとされている。

## カ 税込規模

年間約 9 億円

平成 12 年度において、県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物の最終処分量は 90 万トンであり、これに、税率 1,000 円を乗じると、理論上は 9 億円になる。

なお、平成 12 年度の最終処分量は、最終処分業者からの報告数値の合計である。

## キ 徴収の方法及び手続き

特別徴収義務者からの申告納入（ただし、自社内最終処分については、申告納付）

特別徴収制度は、県外も含め、県内の最終処分場に産業廃棄物を持ち込むすべての排出事業者又は中間処理業者を課税対象とすることができるため、税の公平性の観点からは望ましいかたちである。また、税制度の仕組みも比較的簡素であり、徴税コストも小さい。

ただし、特別徴収義務者には、新たな事務処理負担を求めることになるため、実施に当たっては、十分な協議が必要である。

## ク 申告納入時期

月 1 回

特別徴収制度を採っているため、その性格及び特別徴収義務者の事務処理期間を勘案し、月 1 回程度が望ましい。なお、特別徴収制度を採っている既存の法定税（軽油引取税、ゴルフ場利用税）においても月 1 回程度である。

## ケ 実施期間

法定外税の課税を行う期間については、原則として一定の期間を定めることが適当とされていることから、社会情勢の変化等を勘案して概ね5年を目途に見直すこととする。

## 4 税収使途

### (1) 産業廃棄物の施策の現状

岡山県の産業廃棄物施策の現状は、主として廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者への許認可や適正処理の指導、不法投棄など不適正処理事案への事後的な対策を中心に行ってきたところである。

ものの製造、流通、消費段階における対策を上流対策とし、廃棄物となった以後の対策を下流対策とするのであれば、主として下流対策を中心に施策を実施してきたところである。

### (2) 新たな施策の必要性

産業廃棄物の適正処理対策に今後とも厳正に取り組んでいかなければならないが、次にあげるようないくつかの問題点がある。

#### ア 産業廃棄物をめぐる問題点

##### (ア) 県民や事業者の産業廃棄物に対する正しい理解が不足している。

産業廃棄物の不法投棄や一部の不適正処理事案が大きく報道されることなどにより産業廃棄物と聞くだけでいわゆる「悪者」扱いされる社会風潮がある。

これは、県民や事業者の間で産業廃棄物に対する正しい理解が得られていないことにも一因があると思われる。また、産業廃棄物最終処分場の設置に伴う紛争が全国各地で後を絶たないのも、このことが一つの要因として考えられる。

##### (イ) 上流対策が不十分である。

廃棄物が出さないようにすることが最も重要であり、そのために産業活動を支援するなどの上流対策が特に重要であるが、現状では、その対策は十分とは言えない。

(ウ) 不法投棄など不適正処理が後を絶たない。

産業廃棄物の不法投棄は全国的にも後を絶たない状況にある。実際に不法投棄されてしまった場合は、その環境へ影響が甚大であるばかりでなく、処理費用も多額にのぼることになる。

(I) 有害な産業廃棄物の発生による環境への負荷が懸念される。

P C B、ダイオキシンなど有害な物質を含む廃棄物の環境への負荷が懸念される。

(オ) 社会資本の整備

安全性、信頼性の高い最終処分場や中間処理施設が十分に整備されないと、産業活動への影響が懸念されるだけでなく、さらなる不法投棄の増加が懸念されるところである。また、「環境先進県岡山」を創造するために先進的かつモデル的な事業の実施が必要である。

## イ 必要とされる対策

アの問題点を踏まえ、次の4つの対策を重点的に行っていくことが必要である。

(ア) 意識の改革

県民や事業者には産業廃棄物に対する正しい理解がなされるようにするための環境教育・学習の推進や必要な情報の発信をしていくことが重要であり、さらに進めて環境の世紀にふさわしい岡山を創造していくために環境N G Oや企業の自発的な取組を推進していくことで意識の改革を進めていくことが求められる。

(イ) 産業活動の支援

廃棄物を出さないようにすることが、最も重要であることから、廃棄物を出さないようにするための技術の開発や企業の廃棄物処理施設の改善、リサイクル製品の開発の支援やこれらの公共事業での活用方策の研究など産業界への支援が効果的である。

(ウ) 適正処理の推進等

不法投棄を未然に防止するための対策や、有害な廃棄物の発生がもたらす環境への負荷を防止するため、これら有害な廃棄物を無害化・安定化さ

せるための技術開発などが求められる。

#### (I) 環境インフラの整備

健全な企業活動を継続していくためにも、産業廃棄物の最終処分場など産業廃棄物の適正処理のための施設の整備が促進されるよう、必要な対策を実施していく必要がある。

また、「環境先進県岡山」にふさわしい先進的なプロジェクトの推進が期待されるところである。

#### (3) 施策の実施に当たっての理念

21世紀は、環境の世紀と言われており、持続可能な社会を構築していくためにも「環境の世紀にふさわしい岡山の創造」をめざして必要な施策に取り組んで行く必要がある。

#### (4) 具体的な使途

##### ア 意識の改革

産業廃棄物に対する県民、事業者の理解を深めるとともに、環境先進県岡山の形成を支える人づくり、企業づくりのための環境教育等の実施に要する経費として次のような事業を実施していくことが考えられる。

##### (ア) 環境教育・学習の振興等

- ・次世代を担う子どもたちへの体験学習の機会(エコツアーなど)の提供
- ・生涯学習として行う講習会の開催(出前講座)

##### (イ) 環境情報の拠点づくり

- ・排出事業者に対する産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するために必要な技術的な情報の提供など産業廃棄物に関する多様な情報提供システムの整備
- ・再生資源の事業者間での取引を促進するシステムの整備など

##### (ウ) 環境N G Oの活動支援

- ・産業廃棄物に対する正しい理解を深めるために環境N G Oが行う研修会等の事業に対する支援
- ・環境N G Oのホームページ開設経費の助成



- ・環境N G O ・行政 ・企業の相互理解とネットワークを構築する事業  
(岡山県版グリーン購入ネットワークの創設など)

(I) 環境にやさしい企業づくり

- ・中小企業(産業廃棄物処理業者を含む。)などを対象としたI S O 1 4 0 0 1 など環境マネジメントシステム、環境会計などの導入を促進するための講習会等の開催経費
- ・環境にやさしい企業の認定制度を創設し、認定事業者のP R や顕彰等の支援策を実施

(オ) リサイクル推進県民運動の推進

- ・マイバッグ運動など環境にやさしい買い物運動等の全県的な展開
- ・市町村や環境N G O の行う上記県民運動に対する支援

イ 産業活動の支援

産業廃棄物の排出事業者や処理業者が自発的かつ積極的に行う廃棄物の発生抑制やリサイクルへの取組を支援するための経費として次のような事業を実施していくことが考えられる。

(ア) リサイクル技術等の開発支援

- ・産業廃棄物のリサイクルを推進するため、産学官が連携するなどして行う技術の開発
- ・事業者に対するリサイクル技術開発経費の助成
- ・中小企業に対する技術アドバイザーの派遣など技術的な支援
- ・新たなリサイクルシステム(静脈物流システムなど)の開発支援

(イ) リサイクル施設等の近代化

- ・産業廃棄物排出事業者や中間処理業者に対する産業廃棄物のリサイクルを推進する施設、設備・機器の設置や改善に対する支援

(ウ) 公共事業のグリーン化の促進

- ・再生資源を公共事業で活用していくための実証試験等の研究費用
- ・再生資源を公共事業に活用していくための再生資材の規格づくり

(I) 再生品・再生資材の利用促進対策

- ・事業者の行う廃棄物を使用した製品開発への支援

- ・事業者が自ら開発した再生品・再生資材の販路開拓を促進するための事業
- ・県内で製造された再生品の認定制度の創設

#### ウ 適正処理の推進等

産業廃棄物の不法投棄の未然防止や有害な産業廃棄物の無害化や安定化を促進することなど、適正処理を推進することで環境への負荷の防止を図るための経費として次のような事業を実施していくことが考えられる。

##### (ア) 不法投棄の未然防止対策の充実

- ・監視体制の強化
- ・監視システムの整備

##### (イ) 廃棄物の適正処理のための技術開発の支援

- ・有害な産業廃棄物を無害化、安定化し、環境への影響を未然に防止するために産業廃棄物の排出事業者等県内の事業者が行う産業廃棄物の適正かつ先進的な処理技術の開発への支援

##### (ウ) 環境負荷の総合評価手法の導入促進

- ・廃棄物の処理及びリサイクルに伴う環境への負荷を総合的に評価する手法（ライフサイクルアセスメントなど）の導入の促進

#### エ 環境インフラの整備

県内の事業者が健全な事業活動を行うために必要不可欠な社会資本である産業廃棄物処理施設の整備を公共が関与して促進する事業やゼロエミッションをめざした先進的なプロジェクトを実施していくための経費として次のような事業を実施していくことが考えられる。

##### (ア) 公共関与による廃棄物処理施設の整備の促進

公共関与により産業廃棄物処理施設の整備を促進するため、産業廃棄物処理施設の立地する市町村が行う当該産業廃棄物処理施設の周辺地域の整備に対する助成等

##### (イ) 環境の世紀にふさわしい先進的プロジェクトの推進

環境調和型の町づくりを進めるために、産学官が連携し、当該地域の産

業集積等を生かして行う環境コンビナート形成やゼロエミッション工業団地の形成など環境先進県岡山を全国にアピールするモデル的かつ先進的な資源化施設の整備を中核とした事業の実施を促進するための経費

(5) 税収を財源とした環境施策の進め方

産業廃棄物処理税の導入による産業廃棄物の減量化・リサイクルを推進するインセンティブ効果とこの税収を財源とした施策の推進等により、導入後は、一層の埋立量の減少が期待されるところであり、結果、税収も減少していくものと見込まれるところである。

税収を財源とした施策の実施に当たっては、(4)の施策を参考として、産業界等関係者の声を十分聴いて、緊急性の高い施策から優先的に、また、この枠にとらわれすぎて事業の硬直化を招かないよう、各時点での行政需要に柔軟に対処していく必要がある。

施策の優先順位については、意識の改革と産業活動の支援に力点を置いて施策を実施していくべきである。

具体的には、意識の改革においては、子どもたちへの体験学習の機会を広く提供する事業などの環境教育・学習の振興施策、環境情報の拠点づくりの施策、環境にやさしい企業づくりのための施策を優先的に実施していく必要がある。

また、産業界への支援については、技術開発への支援、再生品・資材の利用促進対策など静脈産業への支援を通じた産業構造の転換や新産業の創出につながる施策を優先的に実施していく必要がある。

# 産業廃棄物処理税の使途

(環境の世紀にふさわしい岡山の創造)

## 意識の改革

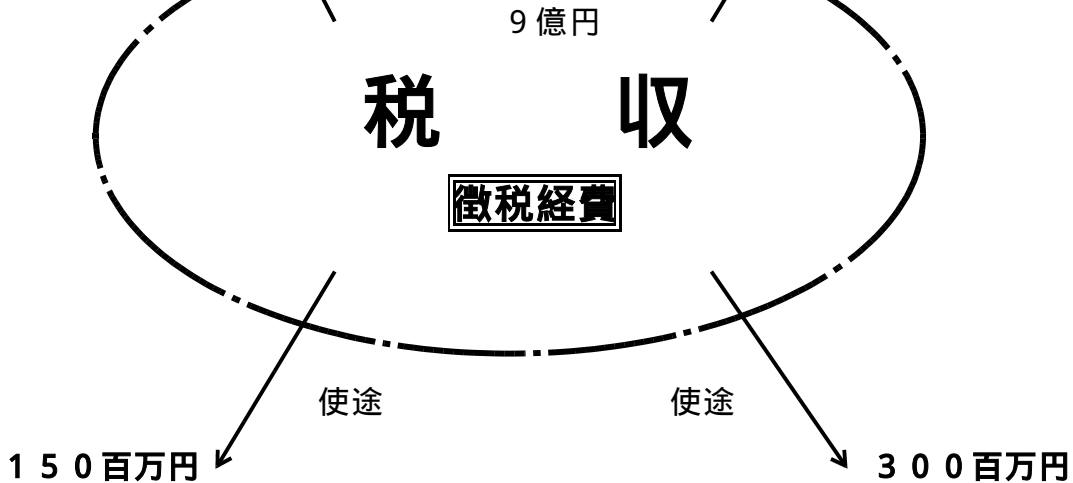
環境教育・学習の振興等  
環境情報の拠点づくり  
環境NGOの活動支援  
環境にやさしい企業づくり  
リサイクル推進県民運動の推進

150百万円

## 産業活動の支援

リサイクル技術等の開発支援  
リサイクル施設等の近代化  
公共事業のグリーン化の促進  
再生品・再生資材の利用促進対策

300百万円



## 適正処理の推進等

不法投棄の未然防止対策の充実  
廃棄物の適正処理のための技術開発の支援  
環境負荷の総合評価手法の導入促進

## 環境インフラの整備

公共関与による廃棄物処理施設の整備の促進  
環境の世紀にふさわしい先進的プロジェクトの推進

税金 約9億円

平成12年度において県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物の最終処分量(90万トン)に税率1,000円を乗じて得られた額である。なお、平成12年度の最終処分量は、最終処分業者からの報告数値の合計である。

## 産業廃棄物処理税（案）の概要について

| 項 目   | 内 容  |
|-------|--|
| 目 的   | 産業廃棄物の最終処分場への搬入に課税することで、その発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図る。<br>さらに、その税収を産業廃棄物対策に充てることにより、「環境の世紀にふさわしい岡山の創造」を目指す。   |
| 納税義務者 | 排出事業者又は中間処理業者<br>(最終処分場に産業廃棄物を搬入する者)   |
| 課税標準  | 最終処分場への搬入量   |
| 税 率   | 1トﾝ当たり1,000円   |
| 徴収方法  | 特別徴収義務者(最終処分業者)からの申告納入   |
| 税の仕組み | <pre> graph TD     A[排出事業者 納税義務者] -- 課税 --&gt; C[最終処分業者 特別徴収義務者]     B[中間処理業者 納税義務者] -- 課税 --&gt; C     C -- 申告納入 --&gt; D[県]     </pre>   |
| 税収規模  | 約9億円<br>(平成12年度最終処分量による試算)   |
| 税収使途  | <p>意識の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育、学習の振興等・環境情報の拠点づくり</li> <li>・環境N G Oの活動支援・環境にやさしい企業づくり</li> <li>・リサイクル推進県民運動の推進</li> </ul> <p>産業活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル技術等の開発支援・リサイクル施設等の近代化</li> <li>・公共事業のグリーン化の促進</li> <li>・再生品、再生資材の利用促進対策</li> </ul> <p>適正処理の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄の未然防止対策の充実</li> <li>・廃棄物の適正処理のための技術開発の支援</li> <li>・環境負荷の総合評価手法の導入促進</li> </ul> <p>環境インフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共関与による廃棄物処理施設の整備の促進</li> <li>・環境の世紀にふさわしい先進的プロジェクトの推進</li> </ul> <p>なお、実施にあたっては、緊急性の高い施策から優先的に、また、各時点での行政需要に柔軟に対処していく必要があり、現状では、意識の改革と産業活動の支援に力点を置いて施策を実施していく。</p> |

## 産業廃棄物処理税を巡る今後の課題について

### 1 県民、産業界との意見交換、調整

#### (1) 環境意識調査結果

##### ア 県民 「産業廃棄物処理税」を必要と考える割合は8割以上

平成13年8月下旬～9月中旬に県下約4,000人を対象(回答数3,330人)に行った県民意識調査によると「産業廃棄物処理税」を必要又は使途によっては必要と考えている人は、約8割を占めており、必要でないと答えている人の10倍以上に達しており、県民がこの税の導入に対してかなり前向きな考えを持っていることが伺える。

また、使途については、処理施設の整備、不法投棄の防止、リサイクルの促進をあげている人がそれぞれ過半数を占めた。

##### イ 事業所 「産業廃棄物処理税」を必要と考える割合は7割以上

平成13年8月下旬～9月中旬に県下の従業員30人以上の800事業所を対象(回答数404事業所)に行った調査によると、「産業廃棄物処理税」を必要又は使途によっては必要と考えているものは、75%を占めており、必要ないと考えているもの(10.1%)の7倍以上であり、この税の導入を前向きに考えているものが多かった。なお、県民の意識とは違い、無条件に必要と考えているものより使途によっては必要と考えているものの割合が多かった。

使途の面では、処理施設の整備をあげるものが約8割と圧倒的に多く、「リサイクルの促進：59.2%」、「不法投棄の防止：42.7%」と続いた。

#### (2) 産業廃棄物排出事業者に対する調査

##### ア 製造業・電力業

平成13年9月に行った調査(大口の排出事業者25社を任意に抽出、22社回答)によると産業廃棄物処理税を容認できないとしたものが過半数の12社であり、一定の条件下ではやむを得ないとしたもの7社を上回った。(1)の調査結果と大きく違いが出たのは、(1)には、サービス業など産業廃棄物をほとんど排出していないものが過半数であるのに対し、この調査では、

大きな負担が生ずるものを対象としていることが原因と考えられる。

一方、使途の面では、処理施設の整備の促進や排出事業者や処理業者の施設改善に対する支援などメリットが目に見えるものが多かった。

#### イ 建設業

平成13年9月に行った調査（大口の排出事業者14社を任意に抽出、12社回答）によると産業廃棄物処理税を一定の条件下では、やむを得ないとしたものが半数の6社であり、容認できないとするものは3社であった。

この調査結果としては、公平な課税方法、企業メリットの発生、費用の契約金額への算入等一定の条件が整えば使途によっては、やむを得ないとする意見があった。

使途については、製造業とほぼ同様な傾向にあった。

#### ウ 産業廃棄物中間処理業

平成13年9月に行った調査（24社を任意に抽出、18社回答）によると産業廃棄物処理税を一定の条件下ではやむを得ないとしたものが6社、容認できないとするものが5社であった。

使途の面では、産業廃棄物処理施設の改善に対する支援などメリットが目に見えるものをあげているものが多い反面、製造業や建設業であまり見られなかった環境教育をあげているものも多かった。

### (3) 今後の対策

環境意識調査の結果は比較的前向きな意見が多かったところであるが、産業廃棄物処理税は、事業者に対して経済的な負担を求めるものであることや厳しい経済情勢にある昨今の情勢を考えると、今後は、産業廃棄物を多量に排出する業界（製造業、建設業、中間処理業）を中心にできる限り理解が得られるよう、また、税収の使途面でもこれら負担を負うものに配慮したものとし、真しに理解を求めていくための説明会の開催やパブリックコメントの募集など関係事業者に対し、理解と協力を得るための対策を行っていく必要がある。

## 2 産業廃棄物最終処分業者との意見交換、調整

### (1) 産業廃棄物最終処分業者に対する調査

平成13年9月に行った調査(11社を任意に抽出、8社回答)によると産業廃棄物処理税を一定の条件下ではやむを得ないとしたものが半数の4社であり、容認できないとするものが3社であった。

使途面では、産業廃棄物処理施設の改善に要する費用のほか、廃棄物の排出事業者にはあまり見られなかった不法投棄防止対策や環境教育を多くのものがあげている点が特徴的であった。これは、特に産業廃棄物が悪者扱いをされている社会風潮等に対し、正しい理解を求める業界として強い意向が示されているものと思われる。

### (2) 今後の対策

特別徴収義務者としての産業廃棄物最終処分業者の理解が得られなければこの制度の適正な運営は期待できないことから、制度に対する正しい理解と協力を得ていくために、説明会の開催などにより十分説明を行っていく必要がある。

また、税が排出事業者に対して適正に課せられるよう、排出事業者に対しても理解を求めていく取組をあわせて行うことが必要である。

## 3 保健所政令市(岡山市、倉敷市)との連携、調整

保健所政令市の権限に属する事務「不法投棄の未然防止対策の充実」については、岡山市、倉敷市との連携、調整を行っていくなどの対応が求められるが、これ以外の事務は、岡山県が直接実施する事務として県下統一的に行うことが適当である。

## 4 不法投棄の問題

課税により、排出事業者の負担費用が増加するため、不法投棄が増加することが懸念され、排出事業者や産業廃棄物処理業者を対象としたアンケート調査でも一部にこれを心配する声もあがっている。

しかしながら、不法投棄を行っている者は一部の不適正な事業者によるものであり、大多数の善良な事業者は、適正に処理を行っているものであり、廃棄物処



理法による不法投棄対策が強化されてきていることから、税率トン当たり1,000円では、税の導入を契機に著しく不法投棄が増加するとは考えにくい。

むしろ、この制度の周知徹底を図っていくことや、税の導入そのものによる事業者に対する意識啓発効果、さらには、税収の使途として不法投棄の未然防止対策に充てることにより、不法投棄のより一層の抑止を図っていくことが期待されるものである。

(参考)

平成13年4月に家電リサイクル法が施行され、消費者や事業者は新たにリサイクル料金を負担することになったところである。

この制度発足当初は、一定の不法投棄の増加が見られたが、制度の普及啓発や監視体制の強化が進むことにより最近では、不法投棄件数は、全国的に減少傾向にある。

税の導入とは仕組みも違い、一律に比較することは適当ではないが、制度の周知や監視体制等の強化、国民の意識の向上等により不法投棄に対し一定の歯止めをかけることが可能な先例として参考にすることは可能である。

## 5 広域移動の問題

首都圏など産業廃棄物が特に多量に発生しているところでは、岡山県と比較しても特に最終処分場の残余容量がひっ迫していること等から、最終処分料金は、高騰していると言われており、税率1,000円ということであれば、これら大都市圏へ岡山県から産業廃棄物が流れていくことは考えられない。

また、近隣県への影響であるが、トン当たり1,000円の税率は、運搬処理コストに換算すると、概ね20<sup>\*</sup>程度の運搬費用に当たり、トン当たりの税率1,000円では県境地域の一部を除けば、ほとんど影響はないものと推測される。

## 6 産業界への影響

極めて厳しい経済情勢にある昨今の情勢を踏まえ、この税の導入による産業界への影響については、環境対策という免罪符で無視できるものではなく、十分な配慮がなされなければならない。

しかしながら、税収の使途として、リサイクル技術の開発への支援や再生品の

開発の支援など産業振興が期待できるものもあり、また、処理施設の整備の促進施策によっても2次的な波及効果も期待されるところであり、地域経済へのプラス要因も期待されるところである。

また、これまで十分な焦点が当たって来なかった静脈産業への必要な支援などを行うことなどにより、産業構造の転換や新産業の創出につながり地域経済の体質強化も期待されるところである。

## 7 賦課徴収体制の整備

新たな税の導入においては、適正・公正な課税を実現するためには、制度面のみならず執行面からの検討も必要である。現実に執行を行う場合の事務量、それに伴う必要人員数等について今後精査し、執行体制の整備を図り、円滑な賦課徴収の実施を確保することが求められる。

## 用語について

### P.5【マニフェスト制度】

産業廃棄物を排出する事業者がその廃棄物の処理・処分を業者に委託した場合その流れ（収集、運搬、処理、処分）を間違いなく管理する廃棄物処理法に基づく制度

#### 〃【ゼロエミッション】

ある産業で排出される廃棄物を、別の産業の原料として使い、全体として廃棄物をゼロにしようとする計画

#### 〃【環境マネジメントシステム】

企業が自らの環境保全の取組の効果と成果を自主的に評価し、その結果に基づいて新しい目標に取り組んで行こうという自立的なシステム

#### 〃【グリーン購入】

環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを購入すること

### P.11【法定外目的税】

目的税とは、普通税が一般の経費を支弁するための租税であるのに対し、特定の経費を支弁するための租税

法定外税とは、地方税法に税目が法定されている以外のもので、地方団体がその実情に合わせて、一定の手続き、要件に従い課税するもの

法定外目的税は、地方分権一括法において平成12年4月1日から創設税を設ける場合には、総務大臣に事前に協議し、その同意を得ることが必要

（参考）同意要件（次のような事由があると認められる場合を除く）

国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること

地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること

国の経済施策に照らして適当でないこと

### P.12【課税標準】

課税の対象となる物、行為、事実を金額又は数量で表したもの

#### 〃【特別徴収義務者】

租税の徴収に当たり、本来の納税義務者から直接納付させずに、料金や対価を領収する際等に所定の税額を徴収し、納付する義務を負う者

#### 〃【申告納付】

納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納付すること

#### 〃【申告納入】

特別徴収義務者がその徴収すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納入すること

#### 〃【インセンティブ】

～のための動機づけ又は刺激になるもの

### P.14【免税点】

課税標準の額が一定の金額又は数量に満たないものについて課税をしないこととする場合のその可否の限界点

### P.16【汚染者負担の原則（PPP）】

環境問題に関する費用負担についてOECD（経済開発協力機構）が示した経済原則で、PPPの略称が広く用いられている。

P.24【環境NGO】

生活環境の保護を目的とした活動を行う非政府組織

P.26【ISO14001】

環境マネジメントシステムに関する国際規格

〃【環境会計】

企業が環境保全に対してどのような活動を行っているかを設備投資、研究開発、従業員数などの環境関連の支出とその効果を主として貨幣単位で集計して示した報告書

〃【マイバッグ運動】

買い物の際、買い物袋を持参する市民運動のこと

〃【静脈物流システム】

廃棄物等を処理するための物流システムのこと

P.27【ライフサイクルアセスメント】

品物の生産から廃棄までの、資源枯渇量、廃棄物、環境汚染などを調査、分析、評価する手法

P.32【パブリックコメント】

行政機関による規制等の制定・改廃に当たり、原案を公表して事前に住民から意見や情報提供を求める制度

## 第2部 水源かん養税に関する検討



## 水源かん養税導入の意義について

### 1 森林の働きについて

#### (1) 森林の多面的機能

県土の約70%を占める森林は、木材の生産のほか、水資源の確保、洪水や土砂崩れの防止、森林レクリエーションの場の提供など、私たちの暮らしに欠くことのできない大切な役割を果たしている。また、地球環境の保全が国際的な共通課題となる中で、二酸化炭素を固定し、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与する森林の働きが改めて見直されている。

#### 木材などの生産

人々は、森林から得られる木材を住居、日用品、船などの材料や薪、炭として利用し、木の実や山菜を食料の一部としてきた。また、身近な森林の下草や落ち葉は農地の肥料として利用されてきた。

古来、人々は様々な形で森林や木材とかかわりながら生活を営んできた。



木のぬくもりのある校舎

(新庄村 新庄中学校)

#### 水源のかん養

森林は、スポンジのような土を持っており、地表に到達した雨水のほとんどを地中に浸透させ、長期にわたって保水・流下させるため、湧水を緩和したり洪水を調節する働きがある。

さらに、この過程で水の富栄養化の原因となる窒素、リンなどを吸着・吸収するとともに、基岩からミネラルを溶出し、おいしい水をつくっている。



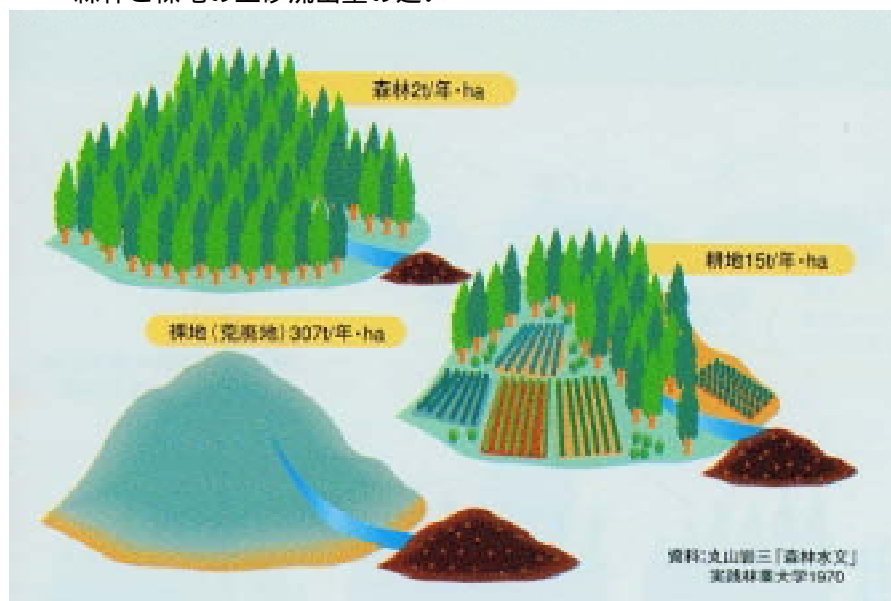
清らかな水  
(岡山県立森林公園)

### 山地災害の防止

森林は、土中深く張りめぐらされた樹木の根により土壌をしっかりと押さえ、土砂の崩壊を防いでいる。また、良好な森林では、地表面が下草や落葉・落枝に覆われており、豪雨でも土壌の浸食が少なくなっている。

このように、森林は、自然現象による土砂の崩壊、流出を抑制することにより、山地の荒廃や災害の発生を防ぐ働きをしている。

森林と裸地の土砂流出量の違い



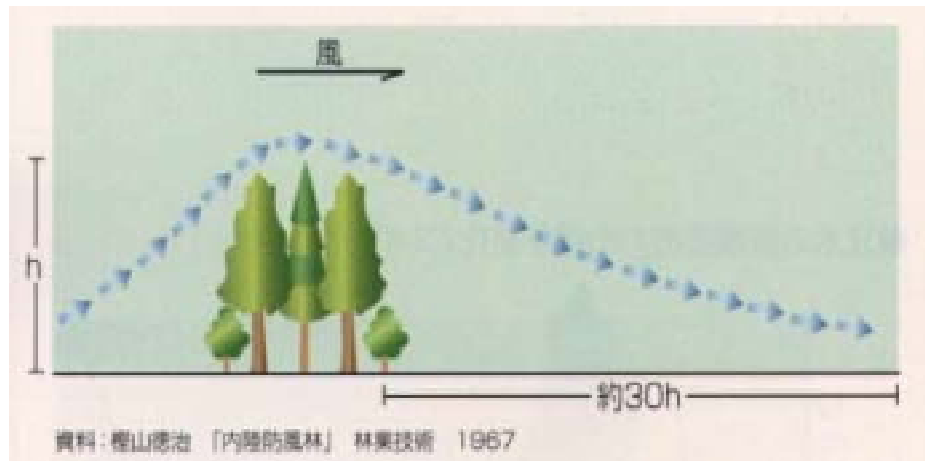


## 生活環境の保全

森林は、周辺地域の気候の変化を和らげ、適度な湿度を保つとともに、酸素の供給やほこりの吸着作用により、大気を浄化する働きをしている。また、騒音、風、雪、霧などを防ぐフィルターの働きもしている。

さらに、生活空間にある緑は、私たちに精神的な安らぎを与えてくれる。

### 森林の防風機能



## 保健・文化的活動の場の提供

森林は、様々な動植物により構成された生態系であり、山岳、渓谷等と相まって美しい景観を構成している。また、森林内では、植物が発散する「フィトンチッド」を浴びてリフレッシュすることができるといわれている。

このようなことから、森林は、レクリエーション活動や教育の場として、快適な環境を提供する働きをしている。



森林とのふれあい（川上町）

## 地球温暖化の防止に貢献する森林・木材

森林は成長過程で二酸化炭素を吸収し、炭素として固定する。木材をより長く、多く使うことは地球温暖化の防止に役立っている。

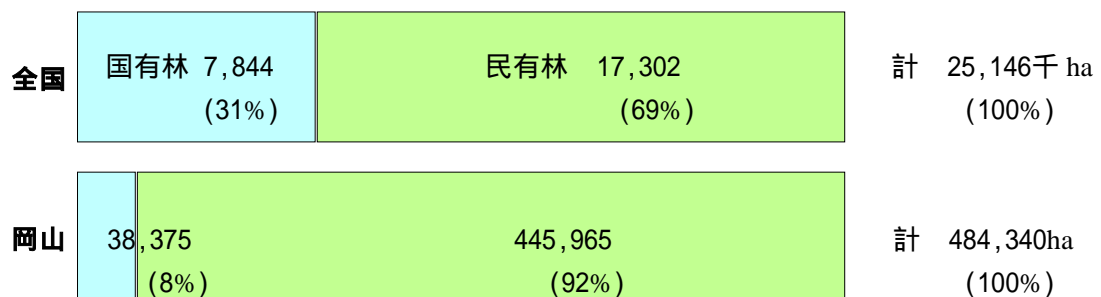
地球温暖化防止のための国際会議では、温室効果ガスの排出削減目標の達成に平成2年以降の植林によって造成された森林の吸収量が加味できることとされるなど、改めて森林と木材の果たす役割が評価されている。

また、木材は、「温かい」、「やさしい」、「落ち着きがある」といった気持ちを和ませる印象を与え、調湿作用や断熱性、衝撃吸収力などの優れた性質は人の健康にとっても良い影響を及ぼすことが知られている。

## (2) 森林・林業の現状

### 森林資源

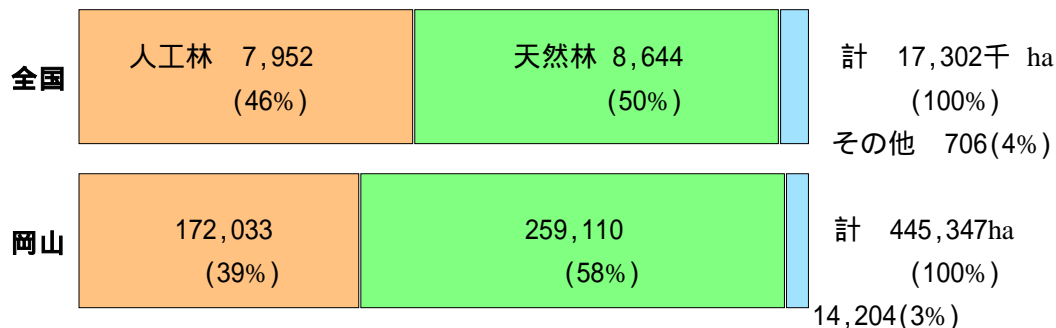
岡山県の森林面積は485千haと、県土の約70%を占めている。このうち92%は民有林であり、全国と比べても民有林の割合が多くなっている。



(注) 全国は平成7年3月31日現在。岡山県は平成12年3月31日現在。

民有林約445千haのうち、39%の172千haが、スギとヒノキを中心とする人工林である。

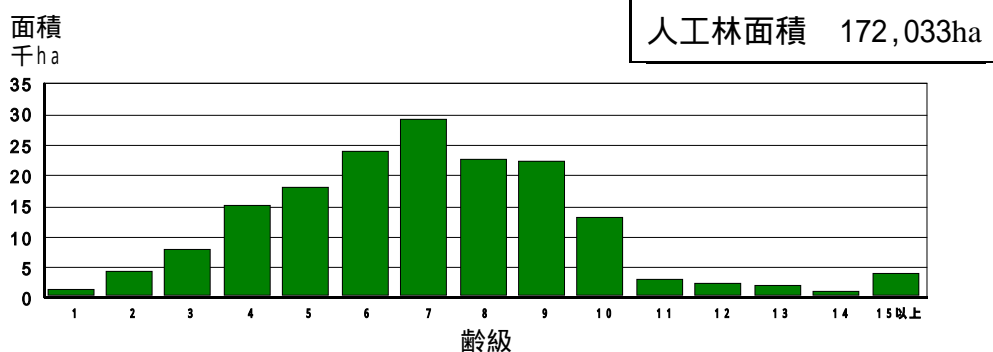
[面積]



(注)地域森林計画対象森林及び国有林の地域別の森林計画対象森林の数値。

民有林の人工林は、次第に伐採が可能な林齢に達しつつあるが、21年生から40年生に大きく偏っているため、間伐の適正な実施が大きな課題となっている。

[岡山]

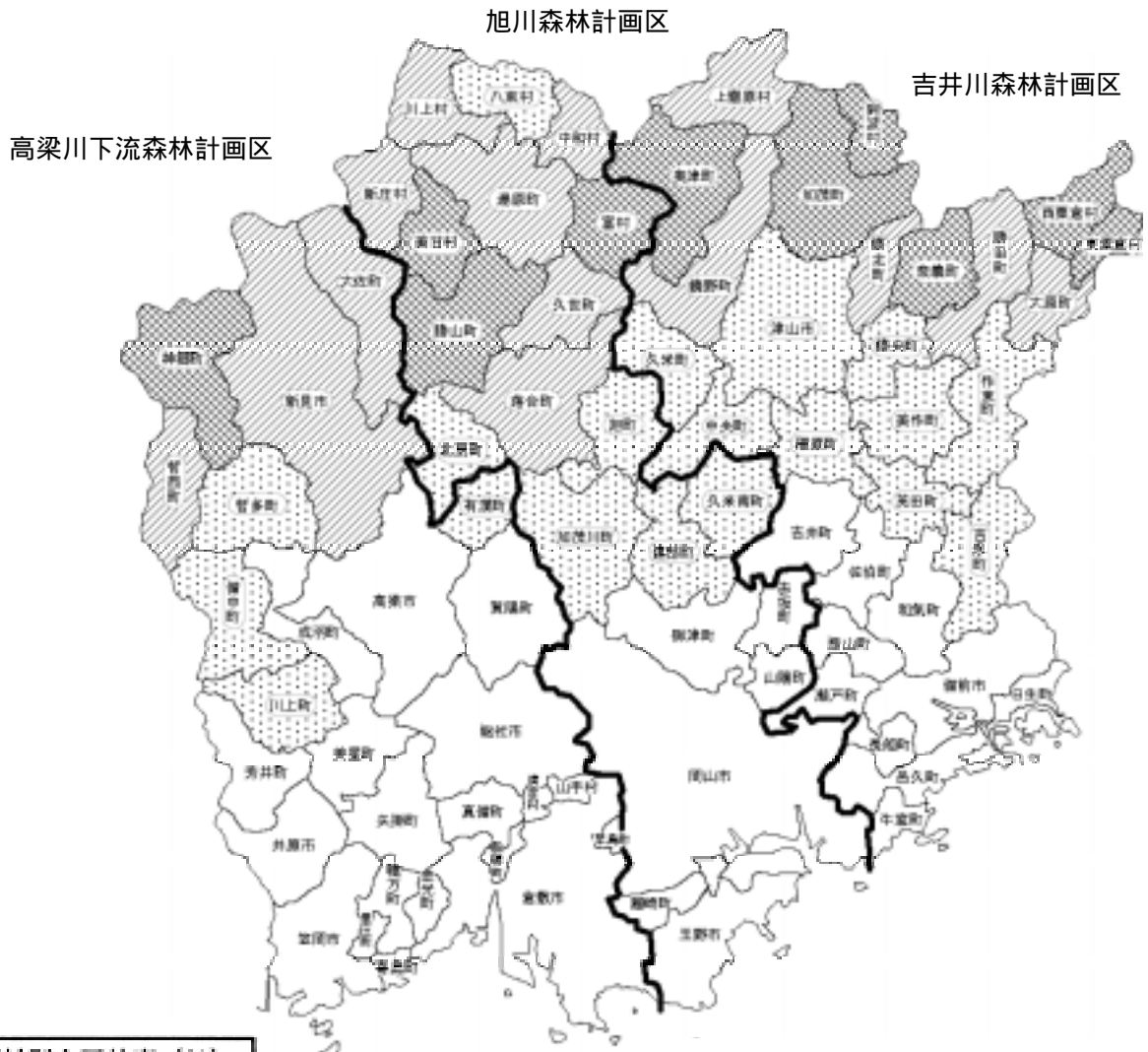


(注) 年齢級とは、5年をひとくくりにし、林齢1～5年生を1年齢級、6～10年生を2年齢級、以下、3年齢級、4年齢級と続く

市町村別の人工林率をみると、年降水量が1,400mm を超える県北部地域に人工林率の高い市町村が集中している。

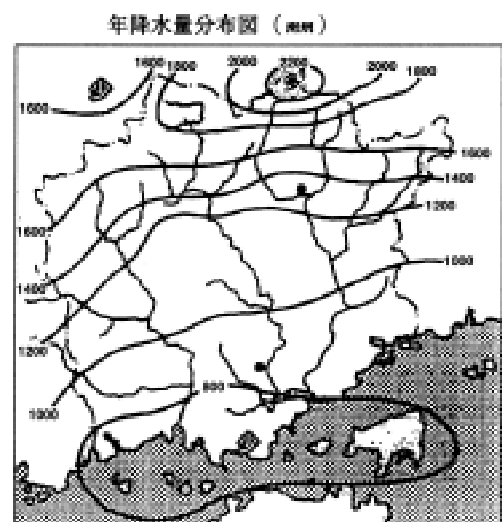
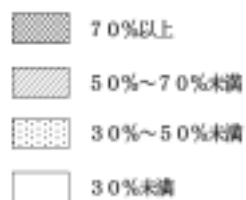
県内の森林は、瀬戸内海側から中国山地にかけて自然条件の違いを反映し、その状況や利用の形態は大きく異なっている。

### 市町村別人工林率



| 市町村別人工林率 (%) |      |      |
|--------------|------|------|
| 上位10市町村      |      |      |
| 順位           | 市町村  | 人工林率 |
| 1            | 西粟倉村 | 84.1 |
| 2            | 加茂町  | 81.8 |
| 3            | 阿波村  | 78.3 |
| 4            | 奥津町  | 74.6 |
| 5            | 奈義町  | 74.0 |
| 6            | 東粟倉村 | 73.4 |
| 7            | 富村   | 73.4 |
| 8            | 勝山町  | 72.3 |
| 9            | 美甘村  | 71.9 |
| 10           | 神郷町  | 70.1 |

- 凡例 -



## 間伐が遅れている人工林

日光が入らなくなり、薄暗く下草が生えていない森林は、雨滴が林床を直撃し、表層土壌が流出している。このような森林は、土壌の浸透・保水機能が低下し、水源かん養機能が確保できなくなるばかりでなく、さらなる森林の荒廃という悪循環を招くことにより、ダム湖へ土砂や汚濁水が流入するため、水資源を確保する上で大切なダムの寿命さえ短くする。



間伐が遅れた森林



表土が流出し、根がむき出しの状態



手入れの行き届いた明るい森林



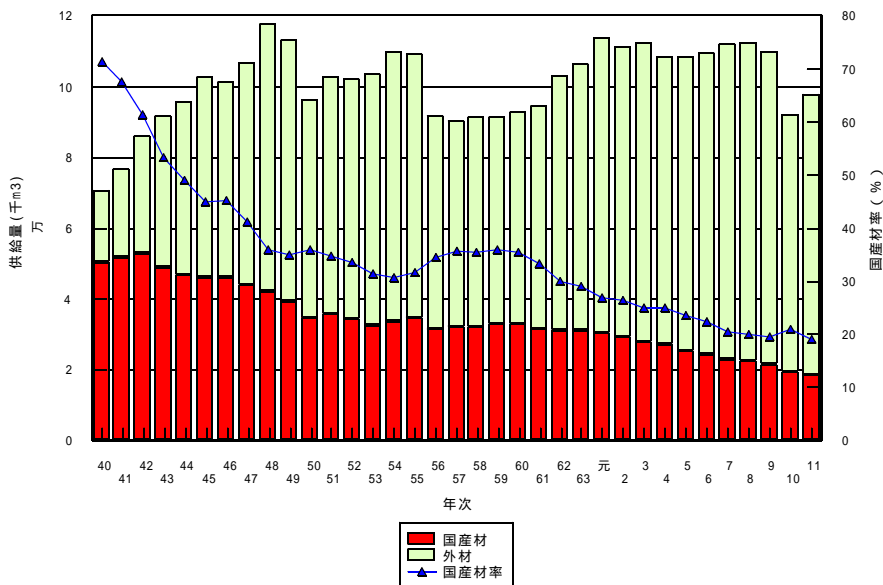
林内が薄暗く下層植生が消滅している

## 木材需給量の推移

我が国の木材需給量の推移をみると、外材の輸入量の増加とともに、国産材の生産量は徐々に減少し、平成7年度以降の国産材率は20%になっている。

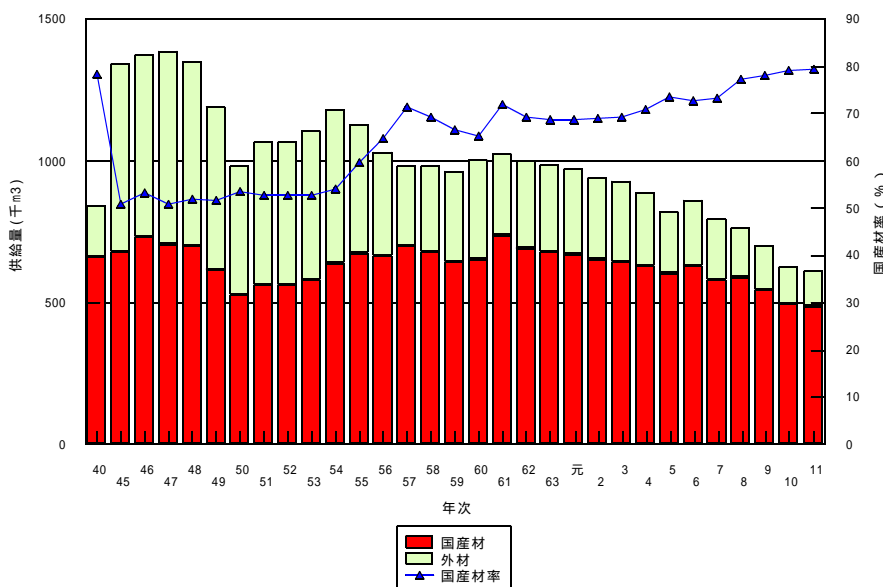
岡山県の木材需給は、製材用材がほとんどを占めている。全国と比べ供給量の8割近くは国産材が占めており、全国的にも有数の国産材加工県となっている。

### 全国の木材（素材）供給量の推移



資料：農林水産省「木材需給報告書」

### 岡山県の木材（素材）供給量の推移

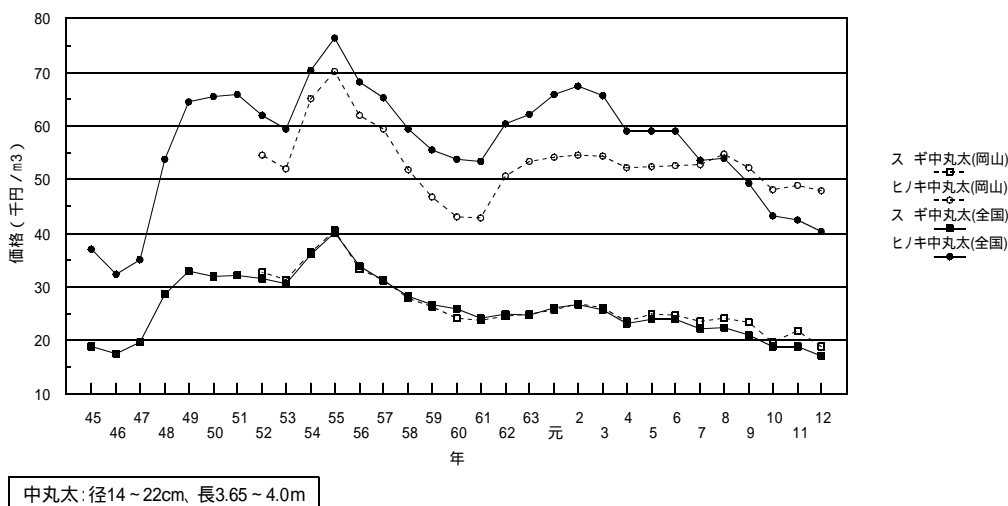


資料：農林水産省「木材需給報告書」

## 木材価格の推移

素材（丸太）価格は昭和55年をピークとして長期低迷しており、平成10年の価格を昭和55年と比較したとき、スギは約50%、ヒノキは約60%にまで落ち込んでいる。

素材価格の推移（全国及び岡山県）

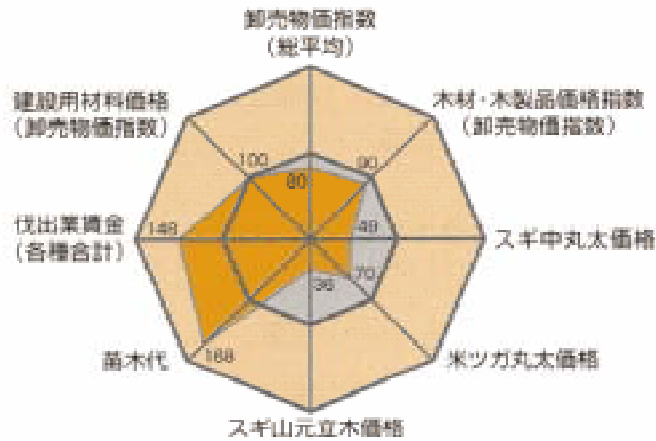


資料：農林水産省「木材需給報告書」

## 林業の採算性

林業生産を取り巻く諸因子の変化を昭和55年と平成11年を比較してみると賃金、苗木代は約1.7倍に上昇しているのに対し、立木価格、丸太価格は大きく下落している。木材価格の長期低迷と労働費等経営コストの上昇により、林業経営における採算性は大変に悪くなっている。

このため、高性能林業機械の導入や作業道等路網の整備など、林業経営基盤の強化による採算性の確保が早急な課題となっている。



資料：日本銀行「卸売物価指数時系列データ」、農林水産省「木材価格」、(財)日本不動産研究所「山林集地及び山元立木価格調べ」、厚生労働省「林業労働者職種別調査」、林野庁業務資料  
注：昭和55年を100としたときの平成11年の指数

## 林業労働力

国勢調査によると、林業就業者は昭和60年頃から急速に減少、高齢化が進行している。岡山県は全国より高齢化が大きく、平成7年には、60歳以上の林業就業者が約半分となっている。

林業労働災害の発生計数は年々漸減しているが、災害の発生頻度を度数率で見ると他産業に比べ格段に高い状況にある。

林業労働力を将来にわたり安定的に確保していくためには、各林業事業体の体質強化と就労条件の改善が必要である。

## 森林に対する県民の意識の変化と林業の低迷

これまで岡山県の森林を守り育ててきた林業は、担い手の減少と高齢化の進行、木材価格の長期低迷、採算性の悪化などといった多くの問題を抱えており、このような中で、必要な森林の整備が十分に行われない森林が発生するなど、このままでは、森林の多様な機能の持続的発揮を確保することが困難になるおそれがある。

一方、県民の意識は、快適で安心できる暮らしや心の豊かさを重視する方向へと変化しており、森林に対する県民の要請は、水源のかん養、生活環境の保全、保健・文化的活動の場の提供はもとより、環境問題の顕在化から地球温暖化防止、生物多様性の保全など多様化・高度化している。



## 県民の直接参加による森林づくり

県民共通の財産である森林を適切に管理し、森林に対する県民の多様な要請に応えるためには、森林所有者だけでなく、県民の直接参加により森林を守り育てていく必要がある。

このため、岡山県では、平成5年度から「美しい森づくり運動」を展開している。この運動では、多くの県民が森林の果たしている役割と重要性を認識し、自主的な森づくりへの参加を促すような各種の広報やイベントを開催するとともに、県内10箇所に整備された「美しい森」を活動拠点として、地域住民で組織された森づくりボランティア団体「美しい森づくりの会」が中心となって、ドングリポット苗木による森づくり実践活動を行っている。

さらに、平成12年度には、林業生産活動が低迷し、森林の手入れ不足や放置が進行する中であって、緑豊かで健全な森づくり・県土づくりを県民参加で推進することを目的として、「おかやま森づくり県民基金」が創設された。県民基金では、募金自体が森林の重要性や働きを理解する機会となるよう県民各層への呼びかけを行っている。基金事業としては、人工林とそれを守り育ててきた林業生産活動の重要性についての理解を深め、人工林の管理を県民参加で推進していくため、「おかやま共生の森」の設置（平成13年度末で6箇所設置）を進めており、企業、団体、県民等が、植栽、下刈り、枝打ち及び間伐の体験活動へ気軽に参加することで、コミュニティ活動や社会貢献活動の場として活用されている。

こうした「美しい森づくり運動」や「おかやま森づくり県民基金」などによる森林づくりへの取組みは、森林・林業の現状を理解して、森林活動へ直接参加し、森林とのふれあいを楽しむことで、健康的で心の豊かなゆとりのある生活を実現しようとする自主的な意識に支えられ、次第にボランティア活動としての広がりをみせている。

## 2 森林の水源かん養機能

### (1) 水源かん養機能

森林は、落葉落枝等の堆積物や土壌生物が多く住むスポンジのような森林土壌により雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させる。そのため、川の流量を安定化させ、洪水や渇水を緩和する働きがあり、「緑のダム」として親しまれている。

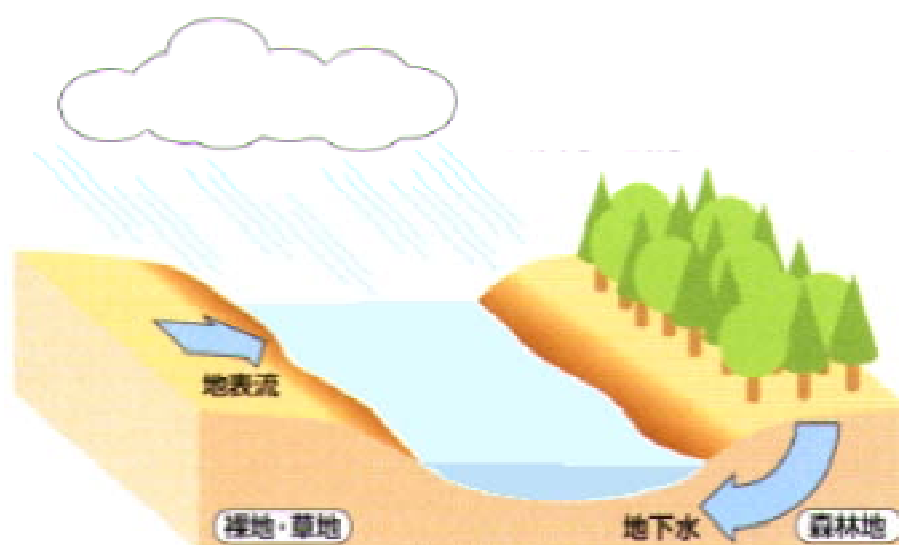
また、雨水が地中に浸透する過程で、水質を浄化させる働きがあり、濁りのない清らかな水を供給する。

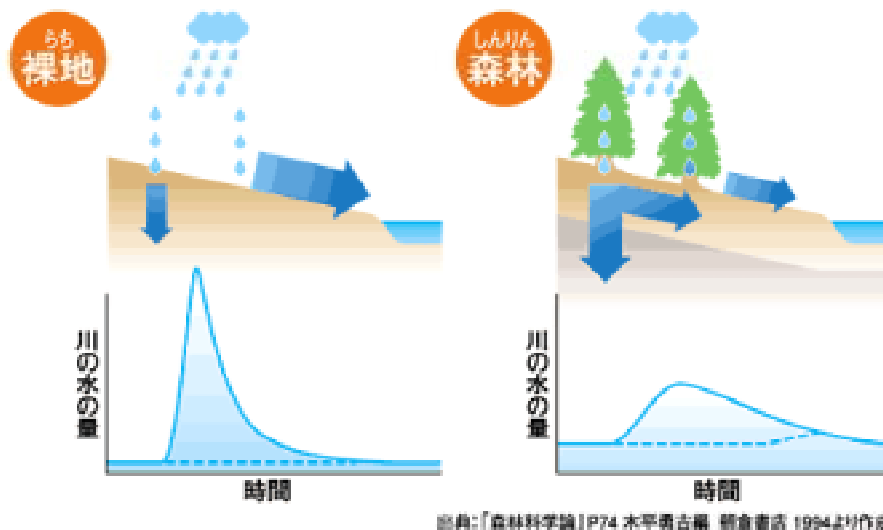
このように森林の存在が川の流量や水質を私たちにとって都合がよいように変えてくれる働きが森林の水源かん養機能であり、それぞれの河川の流域内全体において、その機能が発揮されるところに特徴がある。

#### 洪水を防止する（洪水緩和機能）

森林が洪水流出のピーク流量を低下させ、減水を緩やかにする機能である。主に雨水が森林土壌中に浸透し、地中流となって流出することによる。森林がない場合に比べ、山地に降った雨が河川に流出するまでの時間を遅らせる作用である。

森林に降った雨は、すぐに川に流れ込まずに地中にしみこみ、ゆっくりと川に流れ込むことから、豪雨時の洪水を防いでいる。



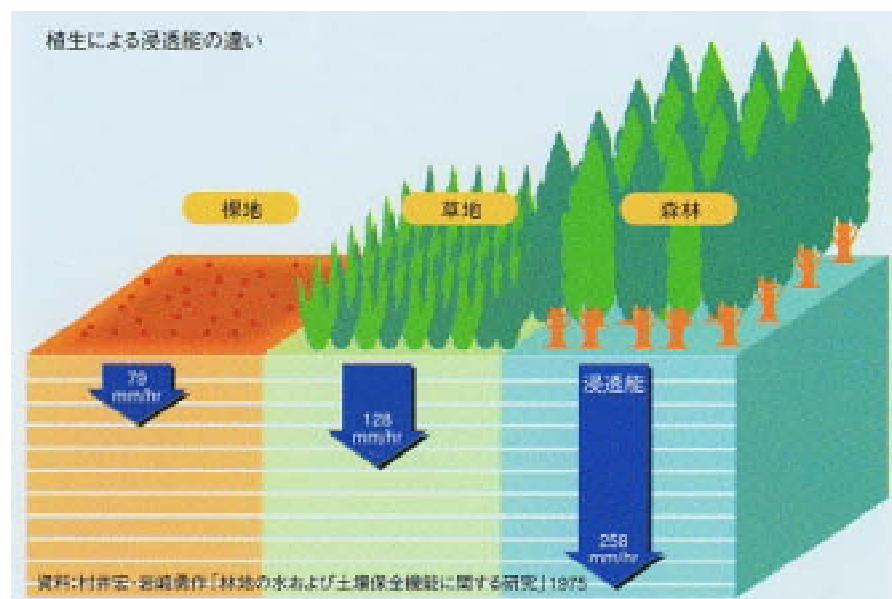


### 水を蓄える（湧水緩和機能）

無降雨日に河川流量が比較的多く確保される機能で、洪水緩和機能を水利用の面から評価したものである。

一般に我が国の河川は急流であり、貯水ダムの容量も小さいため、洪水流量の大部分は短時間に海まで流出する。そのため、森林が流出を遅らせることは、無効流量を減少させ、利用可能な水量を増加させることを意味し、水資源確保の上で有利となる。

森林の土壌は、スポンジのように隙間がたくさんある構造になっており、この隙間に水を蓄えている。

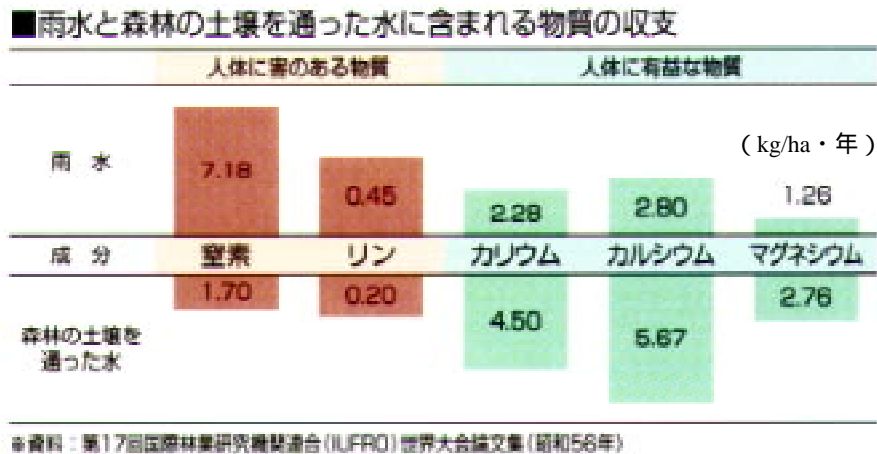


## 水質を浄化する（水質浄化機能）

森林を通過する雨水の水質が改善され、清澄なまま維持される機能である。

森林の樹冠による汚濁物質吸着、森林土壌層での汚濁物質の濾過や窒素の除去作用、林床植生の表面浸食防止効果などによる。

雨水が森林の土壌を通過することにより、水質が中和されミネラルが増え、おいしい水に生まれ変わる。



## (2) 岡山県の河川と水

私たちが普段使っている水の多くは、河川を流れる水である。岡山県では東から吉井川、旭川、高梁川という3つの大きな河川が流れている。各流域面積はいずれも2,000平方メートル前後あり、これらの総和は、県全体の面積の約82%を占め、その他の水系を合わせて、521もの河川が県全体を網の目のように流下している。本県は、水利用に関していえば、上下流一体的かつ良好な環境にあるといえる。

河川を流れる水は、普段は上流の森林やダムによる調節機能によって必要な水量となって安定して流れている。しかし、梅雨期や台風期の自然の調節機能を超えた豪雨の発生時には、過去幾度となく水害が発生してきた。

また、平成6年には吉井川、旭川、高梁川の3河川ともに、渇水による取水制限が行われた。近年、異常小雨が増加する傾向にあり、山陽地域に位置し、水資源賦存量があまり多くない本県としては、水の利用に関して、注意が必要である。

水害や渇水を防ぐとともに、良質な水を安定的に供給するためには、森林の健全化と充実を図り、自然の持つ水資源調節機能の向上を図ることが求められている。

本県は、森林の機能が発現される流域と県域との境界がほぼ一致しており、他県と比較しても、森林の機能と受益の関係がより明らかな地域といえる。ここにおいて、県民としては、一人ひとりが森林の働きを自らの問題として理解し、森林と水の保全に積極的に関わっていく必要がある。

### 3 水源かん養税導入の必要性

#### (1) 森林保全の重要性

森林に恵まれた我が国では、森林を有効に利用しながら保全する知恵や技術が育まれてきた。古来、人々は、木材の生産や、落ち葉かき、きのこの採取などを通じて、日常的に森林とのかかわりあいを保ちつつ、水源のかん養や国土の保全などの様々な公益的機能を享受してきた。

生物体である森林の再生産力を超えた利用や開発により、一度、森林が失われたときには、急峻な地勢や雨の多い気象条件の下、直ちに土砂の流出、洪水等の災害が発生することが古くから経験的に認識されている。

このように大切な機能を有する森林ではあるが、再生産力の範囲内で利用すれば、樹木を伐採しても一定の期間で再び利用可能な状態となる。そのような自然の力を利用して木材やきのこなどを生産する産業が林業である。

また、戦中戦後の乱伐により荒廃した森林を再生するため、営々とした植林活動が進められてきたところであり、森林の整備や木材の生産などの健全な林業の営みは、水源のかん養や山地災害の防止、さらには、木材利用を軸とした炭素の循環システムの構築による地球温暖化防止への貢献など、森林の持つ多面的な機能の発揮を図る上で、大きな役割を果たしている。

一方、県民の意識が、快適で安心できる暮らしや心の豊かさを重視する方向へと変化している中で、森林に対する県民の要請は、水源のかん養、生活環境の保全、保健・文化的活動の場の提供はもとより、環境問題の顕在化から地球温暖化防止、生物多様性の保全など多様化・高度化している。

こうした県民の要請に応えていくためには、森林の適正な整備・保全と林業の持続的かつ健全な発展が求められている。

#### (2) 水源かん養税導入の必要性

私たちが利用している水は、流域内の水源地域において幾世代にもわたる多くの人々が守り育ててきた森林に大きな影響を受けている。

森林は、それが作り出した土壌の働きにより、洪水や濁水を緩和し、また、水を浄化するといった極めて重要な機能を持っている。

将来にわたって大切な森林の恩恵を享受していくためには、県民が一体となって、

かけがえのない森林を維持・保全することが必要である。

そこで、このたび、「水源かん養税」を創設し、県民全体の理解と協力を得つつ、県民自らの問題として岡山の森林を守り育て、水源かん養機能の持続的な発揮を確保することができるような仕組みの構築を目指そうとするものである。

### (3) 県民の意識

平成13年8月下旬～9月下旬に、県民と事業所を対象として行った県民意識調査によると、半分以上の人や事業所が「水源かん養税」を必要と考えていた。

県民共通の財産である森林は、森林所有者だけでなく県民全体で守り育てていく必要がある。森林の果たしている役割や森林を健全なものにするための取組みについて、今後とも継続して県民各層の幅広い理解と協力を得るための様々な啓発活動を推進する必要がある。

#### 県民

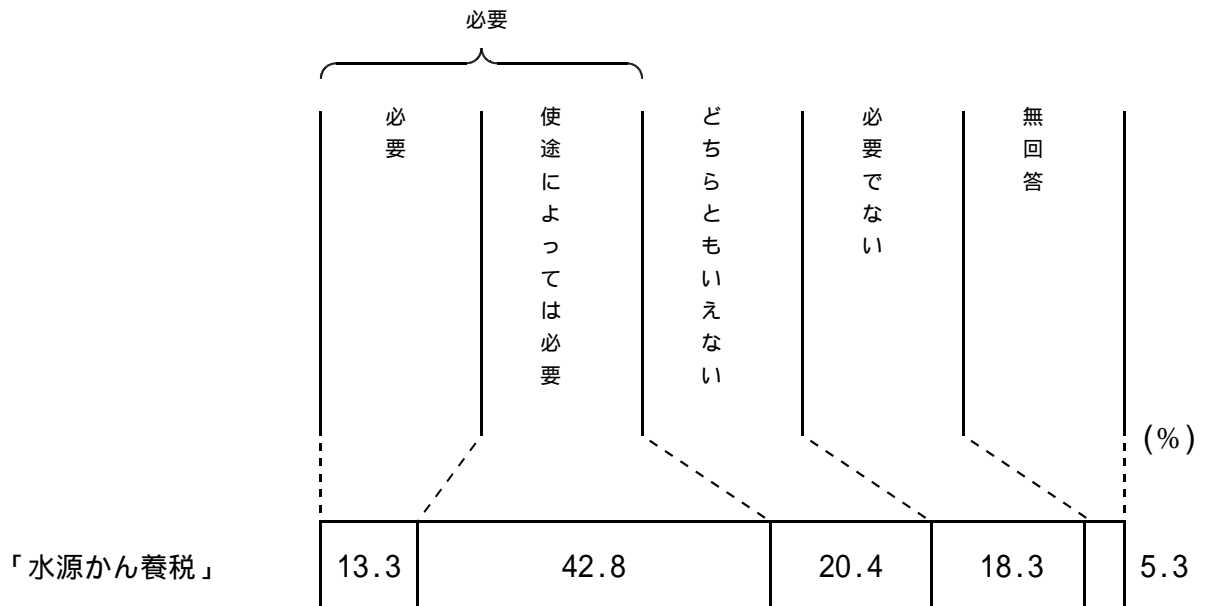
県内約4,000人を対象（回答数3,330人）に行った県民意識調査によると、「水源かん養税」を必要又は用途によっては必要と考えている人は、56.1%を占めており、必要でないと考えている人（18.3%）の3倍であり、県民がこの税の導入に対して、前向きな考えを持っていることが伺える。

また、用途については、森林の健全育成（間伐、植樹、森林の公有林化など）をあげている人が約8割を占めた。

問1 環境保全のために新たに導入が検討されている県税についてお尋ねします。

「水源かん養税」は、森林保全費用にあてるため森林から水などの恩恵を受ける人に課税されるものです。この県税は必要だと思いますか。（は1つ）

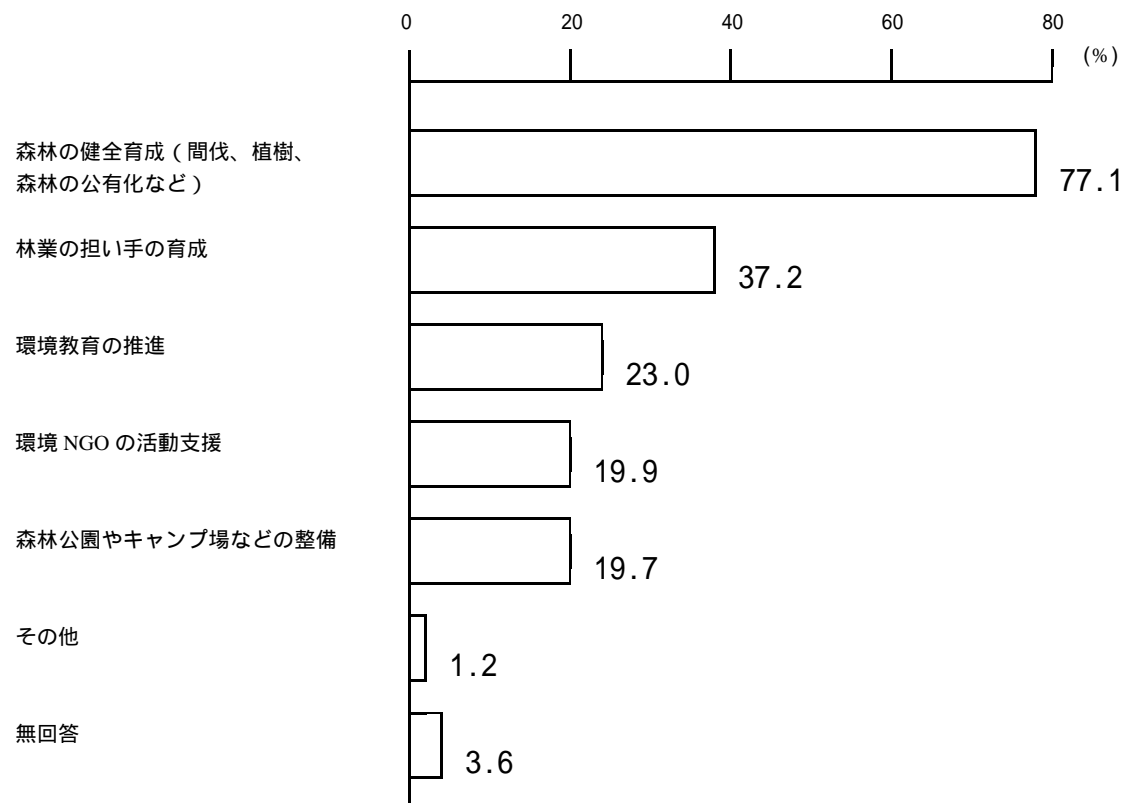
## 「水源かん養税」の必要性



問2 この税金の使いみちとしてふさわしいのはどのようなことでしょうか。

(はいくつでも)

## 「水源かん養税」のふさわしい使いみち





## 事業所

県内の従業員30人以上の800事業所を対象（回答数404事業所）に行った調査によると、「水源かん養税」を必要又は用途によっては必要と考えている事業所は、62.6%を占めており、必要でないと考えている事業所（13.1%）の4倍以上であり、この税の導入に対して、前向きに考えているところが多かった。

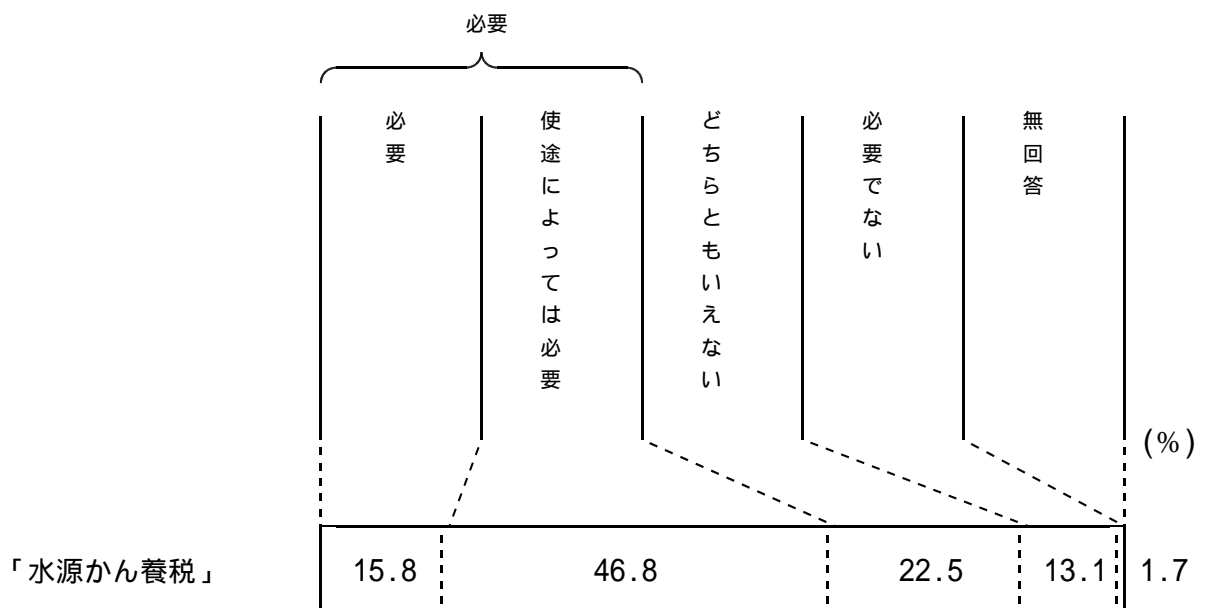
ただし、県民の意識と同じように、無条件に必要と考えているところより、用途によっては必要と考えている事業所の割合が多かった。

用途については、森林の健全育成（間伐、植樹、森林の公有林化など）をあげているところが約9割と圧倒的に多く、「林業の担い手の育成：25.3%」、「環境教育の推進：25.0%」と続いた。

問1 環境保全のために新たに導入が検討されている県税についてお尋ねします。

「水源かん養税」は、森林保全費用にあてるため森林から水などの恩恵を受ける人に課税されるものです。この県税は必要だと思いますか。（は1つ）

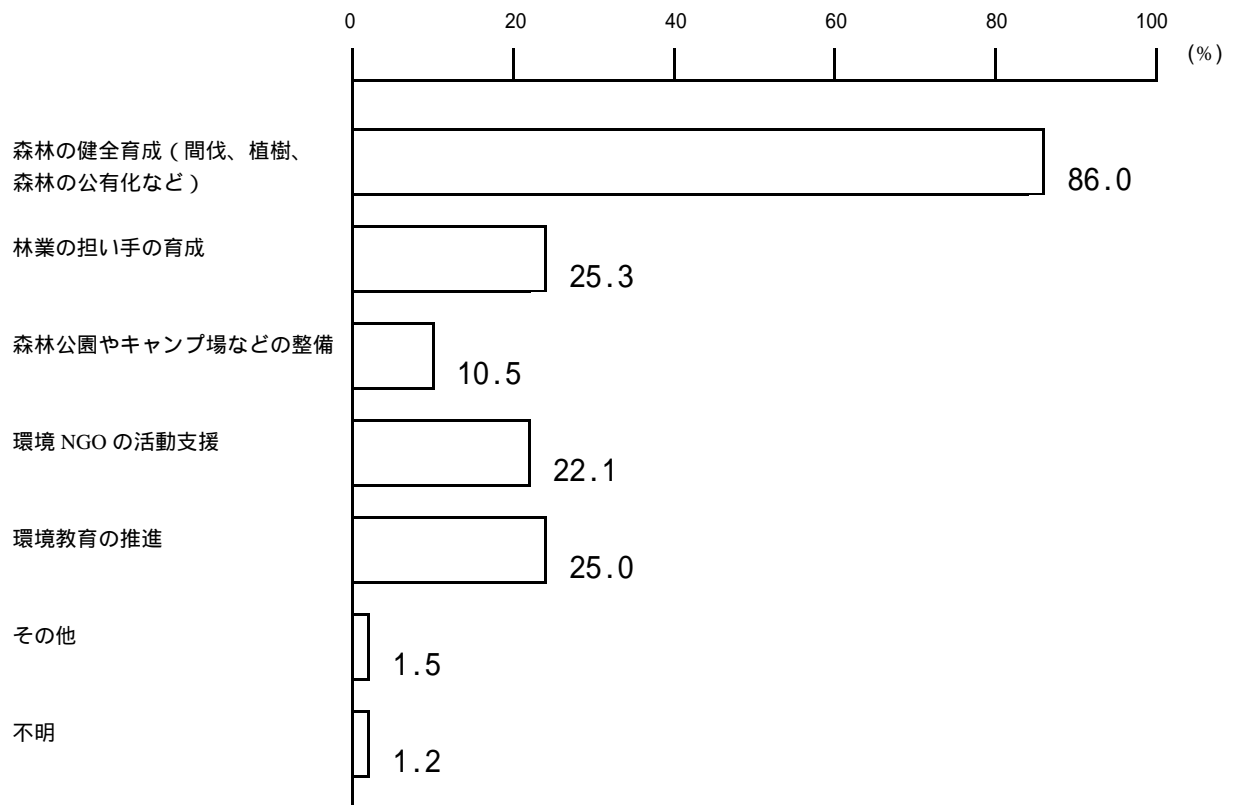
### 「水源かん養税」の必要性



問2 この税金の使いみちとしてふさわしいのはどのようなことでしょうか。

( はいくつでも )

「水源かん養税」のふさわしい使いみち



## 水源かん養税の考え方について

### 1 水源かん養税の目的

これまで検討してきたとおり、森林の水源かん養機能は、スポンジのような森林土壌層により、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させることで、川の流量を安定化し、洪水や渇水を緩和させ、また、雨水が地中に浸透する過程において水質を浄化し、濁りのない清らかな水を供給する働きである。

こうした森林の水源かん養機能は、河川等を通じて、その流域全体において水害や渇水を防ぐとともに、良質な水を安定的に供給するという私たちの生活にとって極めて重要な役割を果たしており、その恩恵は県民すべてが享受していると言える。

しかし、こうした水源かん養機能等多様な機能を有する森林を守り育ててきた林業は、担い手の減少と高齢化の進行、木材価格の長期低迷、採算性の悪化等の多くの問題を抱えている。このような中で、その整備が十分に行われない森林が発生するなど、このままでは、将来、県民生活に欠くことのできない森林の多様な機能を確保することが困難になるおそれがある。

そこで、森林の水源かん養機能を維持保全するために、その恩恵を受けているすべての県民に負担を求めていくとともに、その負担を通じて、県民に森林の大切さを知ってもらい、県民が一体となってその維持保全に取り組むことを目指す制度として、法定外目的税を検討する。

### 2 税制度の考え方

#### (1) 受益と負担の関係

森林は私たちの暮らしに欠くことのできない大切な多様な機能を持ち、県民全体でその恩恵を享受している。このような森林の多面的機能のうち、私たちの生活に極めて密接な水源かん養機能の維持保全を目的として、法定外税の制度の構築の可能性について検討していく。

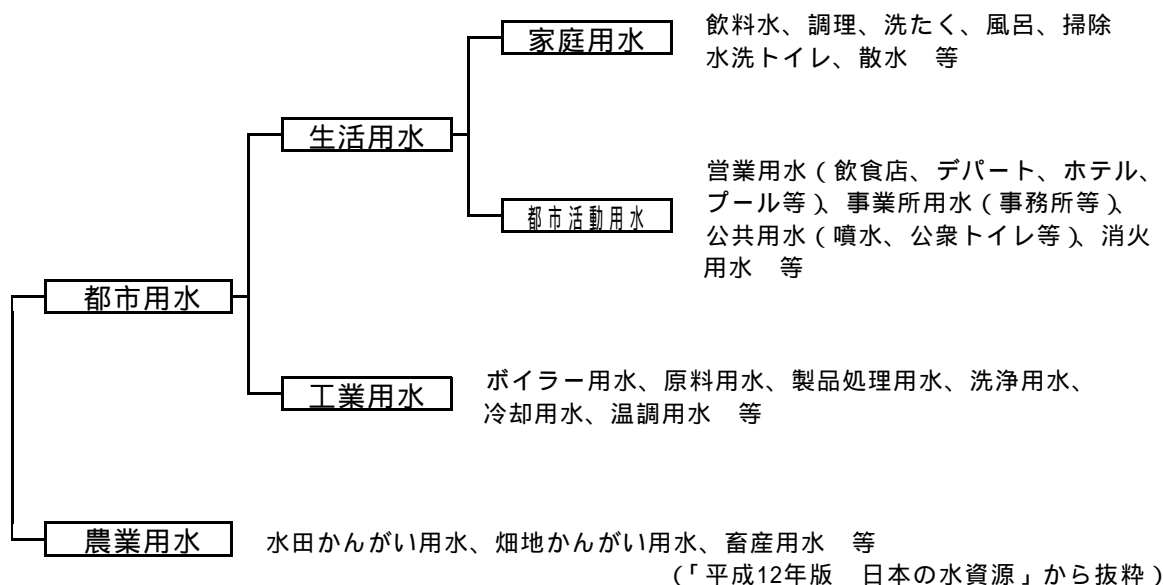
水源かん養機能の維持保全のための費用をどういう形で負担していくことが公平であるか考えてみると、森林の水源かん養機能と密接な関係があり、県民全体でその維持保全の費用を分担する指標として、水の使用の程度を課税の基準とすることが考えられる。

森林の有する水源かん養機能については、具体的にその恩恵（受益）を数値化することや、水の使用とその恩恵（受益）を明確な因果関係をもって説明することは困難であるが、雨水が森林土壌を通じて保水され、河川等を経由して地域に供給されていることは明らかである。このため、水の使用は、社会的受益といえ、その受益に着目した税制度（法定外目的税）を構築することは可能である。また、その社会的受益に対する社会的費用を水の使用量に応じて分担することが考えられるが、県民全体で森林の保全に取り組むという水源かん養税の目的を考えると、納税義務者にとって過度の負担にならないような、水の使用量にかかわらず、等しく広く負担をする負担分任の原則を加味した仕組みにすることも考えられる。

なお、「水の使用」に着目して、負担を求めることは、広く県民を課税の対象にすることになり、その負担を通じて、県民自らが森林の保全の必要性を認識し、その保全に取り組むためのインセンティブになる。

## (2) 課税客体の検討

水使用の形態について整理してみると、一般的に次のような区分に分けられる。



このほか、水を利用しているものとして、発電用水等がある。

それぞれの水の使用の形態について、もう少し詳しくみると、生活用水は、水道事業者（「上水道事業者」、「簡易水道事業者」をいう。以下、同じ。）がほとんどを供給している。工業用水は、工業用水道事業者、水道事業者が供給する以外に、使用者自身が河川水等を取水している場合がある。

上水道は給水人口が5,000人を超えるもの、簡易水道は給水人口が101人以上5,000人以下のもの

また、水使用における水源としては、河川水その他、伏流水、地下水等が挙げられる。

河川水以外の水源について、森林の水源かん養機能との結びつきを考えると、伏流水は、河川の砂礫層等を通るもので、河川の流量に大きく影響を受けており、その結びつきは大きいと考えられる。また、地下水については、その源の大部分は、付近に降った雨水や河川から水田にかん水されたものが徐々に浸透したものであり、結びつきはあるが、伏流水（以下、伏流水は、河川水に含める。）と比べると弱いと考えられる。

それぞれの水使用の形態について、課税客体として検討を行うと、次のとおりである。

生活用水の利用者は、ほとんどが水道事業者から給水を受けており、水道水の使用が課税客体として考えられる。なお、生活用水の利用者自身による地下水（井戸水）の取水も考えられるが、これについては、地下水が河川水に比べ森林の水源かん養機能との結びつきが弱いこと、水道事業者からの給水を補完する場合等がほとんどであり、その使用量が多量に及ぶことはあまり考えられないことから、課税客体に含めないことが適当と考えられる。（県民の生活実態を考えると、課税に伴い、水道事業者からの給水を井戸水からの取水に切り替えるということも考えにくい。）

工業用水の利用者は、工業用水道事業者、水道事業者から給水を受けている者及び自ら河川水、地下水等を取水している者に分けることができる。前者については、工業用水、水道水の使用が課税客体として考えられる。後者については、河川水はその取水に当たって、水利権を取得し、取水量を報告する必要

があり、使用者及び取水量は、把握できる。こうしたことから、河川水については、その取水を課税客体とする。しかし、地下水は、生活用水の場合と同様に、河川水に比べ森林の水源かん養機能との結びつきが弱いこと、その使用者、使用量を把握することは困難であることから、課税客体には含めないことが適当と考えられる。

次に、農業用水についてであるが、この使用は、生活用水、工業用水における水の使用とは大きく異なる点がある。

第一に、農業用水は、直接農作物の生育に消費されるもののほか、水田に貯留され、地下に浸透して地下水をかん養するほか、直接河川を流下するより長い時間をかけて下流の河川に還元され、再び下流域で農業用水や都市用水に利用することが可能であること等、水源かん養機能を果たしていることである。

第二に、棚田等を抱える中山間地域では、農地の多面的機能を確保する観点から、各種の施策がとられているが、農業用水を課税対象とすることは、このような農業政策と相反する。

第三に、農業用水は、水の使用者の特定、水の使用量の測定が実務上不可能であることである。

以上の点から、農業用水の使用は課税客体には含めないことが適当と考えられる。

また、発電用水についても、その利用は、直接水を使用するのではなく、水の位置エネルギーを利用した発電のための利用であり、利用後の水は河川に還元されており、水の一時的使用に過ぎないこと、発電用水の利用量（受益）が必ずしも本来の受益（発電量）に比例しないことから、課税客体には含めないことが適当と考えられる。

### (3) 課税標準・税率の検討

(2) における課税客体の検討の結果、水道、工業用水道の使用又は工業用水の河川からの取水を課税客体とすることが適当とした。応益負担を原則として税制度を構築するとすれば、この場合の課税標準については、その使用水量、取水水量を基準とした従量制による課税制度が考えられる。また、森林の水源かん養機能は水を利用している社会全体の受益であり、その維持保全の費用を

県民全体で負担する趣旨から、負担分任の原則により、定額制による課税制度も考えられる。

次に、税率についての検討であるが、水源かん養税は、森林の有する水源かん養機能の維持保全を目的として創設を検討していることから、森林の水源かん養機能の維持保全に必要な事業費を基準とした水準であるとともに、納税者にとって過度の負担にならない水準である必要がある。また、他の地方公共団体等で実施又は検討されている森林の水源かん養機能の維持保全のための制度（基金、税等）における使用者の負担の程度も参考にしながら、検討していく必要がある。

なお、他の地方公共団体での実施又は検討されている制度においては、 $1\text{ m}^3$ 当たり $0.5 \sim 1$ 円の範囲であり、 $1\text{ m}^3$ 当たり1円を基本に検討していくことが適当と考える。

（参考）

現在、「豊田市水道水源保全基金」（愛知県豊田市）、「水源の森林づくり事業」（神奈川県）、「福岡市水道水源かん養事業」（福岡県福岡市）等、水道料金に含めて、使用者に負担を求めている場合、 $1\text{ m}^3$ 当たり $0.5 \sim 1$ 円である。

「水源税」（昭和60年に林野庁で検討）においては、税率として $1\text{ m}^3$ 当たり1円を採っており、また、現在、高知県で検討している「水源かん養税」においても、その試案の一つは、 $1\text{ m}^3$ 当たり1円が考え方の基準になっている。

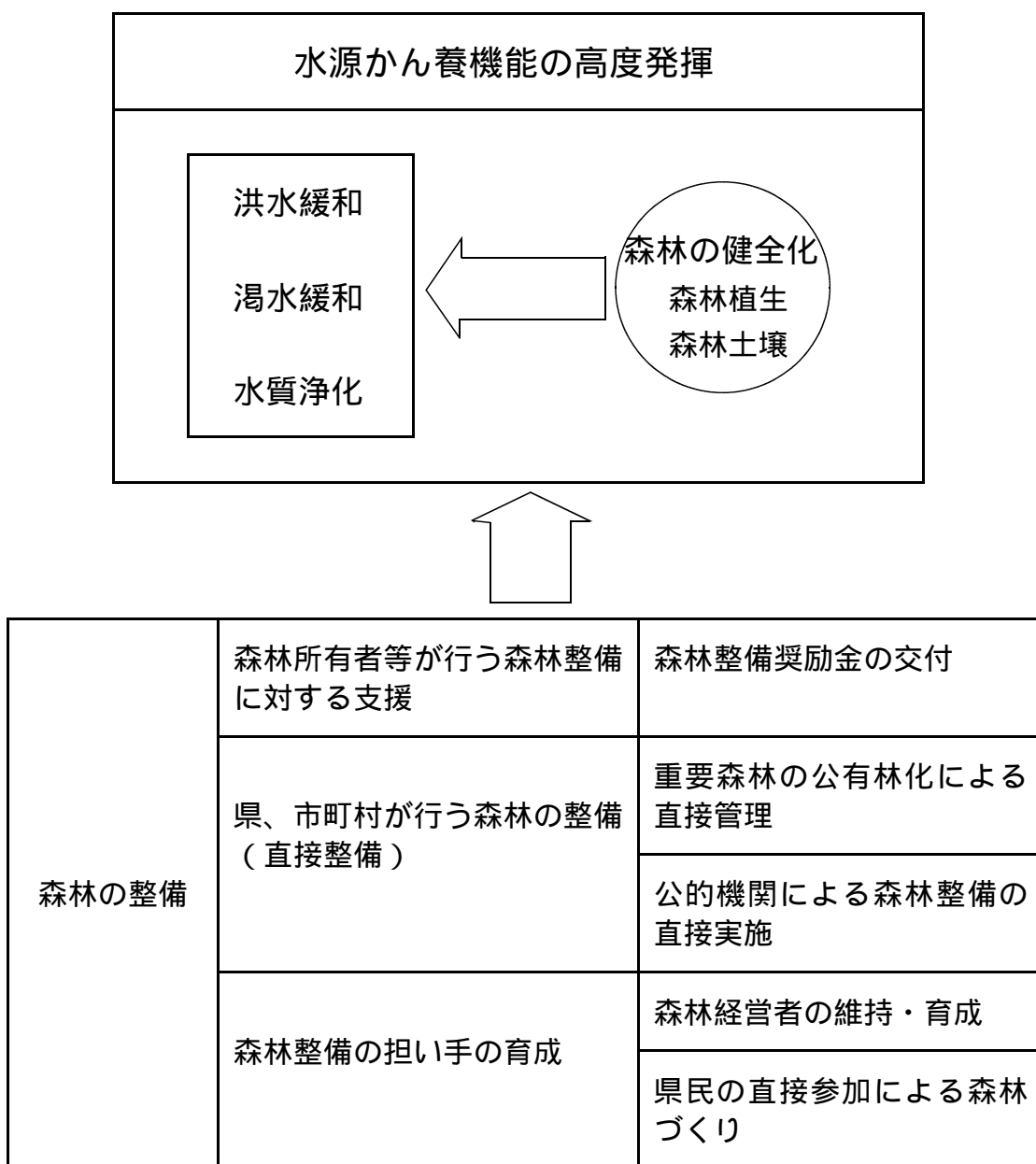
工業用水の使用者においては、その使用水量が一部の企業に集中しているという現状がある。具体的には、1社の年間使用水量が、5千万 $\text{m}^3$ を超える場合もある。大量の水を使用する以上、その負担はやむを得ないとする考え方もあるが、業種によっては、多量に水を使わざるを得ない企業があり、これらの企業に対して、多大な負担を求めることは、景気の低迷が続く中、その経営を更に圧迫することが予想されることから、工業用水の使用者の負担については、過大な負担になる部分については何らかの手段を講じる必要がある。

### 3 水源かん養税の使途について

#### (1) 機能保全に必要な施策

森林の水源かん養機能とは、地中に浸透した雨水を徐々に河川等へ流出させることにより洪水や渇水を緩和し良質な水を育む機能である。森林は、そこに生育する樹木やその他の植物、それらにより生成された土壌の働きによって、この機能を発揮させている。

このため、水の源である森林植生と森林土壌の健全化を図り、森林の働きを増進することのできるような取組みを水源かん養税の使途とすべきであると考えられる。





森林の整備は、森林所有者や森林組合などの林業の担い手を中心となって推進されてきた。

しかしながら、今まで森林を守り育ててきた林業は、採算性の悪化などといった多くの問題を抱え、大変厳しい状況におかれており、間伐などの手入れが行き届かない森林が増加している。

こうした状況を踏まえ、水源かん養機能を確保するために必要な施策については、まず、森林所有者の自助努力を促すための施策として、「森林所有者等が行う森林整備に対する支援」と「森林整備の担い手の育成」に取り組むべきである。

そして、森林所有者だけでは、森林の整備が行われにくくなっている現況を考えると、森林整備を社会全体で支えていく必要があり、県、市町村が直接森林の整備を行うことにより、水源かん養機能の持続的な発揮を図るべきである。

次に、具体的な施策の検討であるが、水源かん養税を用いて行う取組みは、従来の森林整備事業や林業振興事業とは違った観点から実施する必要があり、新たに6つの施策を提案する。

森林所有者が行う森林整備に対する支援  
森林整備奨励金の交付

施 策 名：水源かん養機能増進のための森林整備の推進

施策の内容：水源かん養機能を高度に発揮すべき地域において、伐採収入が得られないなどの理由により不健全な状況となっている高齢林の間伐を促進し、水源かん養機能の発揮に適した長伐期施業林に誘導するため、森林整備奨励金を交付する。

事業効果：林地への地表植生の進入促進、土壌の侵食防止などに留意した間伐を推進し、長伐期施業林に適切に誘導することにより、水源かん養機能の持続的な発揮を図ることができる。

県・市町村が行う森林の整備  
重要森林の公有林化による直接管理

施 策 名：「おかやま水源の森」の設置

施策の内容：ダムの上流に位置しており、不在村者所有等の理由により適正な森林の管理が行われていない森林を県、市町村が取得し、公有林として直接管理する。

事業効果：県、市町村が水源地域の森林を取得し、継続して適正な管理を行うことにより、長期的な水源かん養機能の維持・向上を図ることができる。

また、取得した森林を「おかやま水源の森」として、水源かん養機能のシンボルに位置づけることにより、県民一人ひとりが森林の重要性の理解を深めることができる。

施 策 名：県行造林地等の公有林化

施策の内容：県行造林地、公社造林地で、水源かん養機能の増進のために特に重要な箇所について、土地を県が取得し公的な管理を推進する。

事業効果：県行造林地について、県が土地（分収権を含む）を取得することにより、県有林として、水源かん養機能に適した長伐期施業を実施することができる。

また、公社造林地については、県が土地及び立木とも取得することにより、分収造林契約に基づく集中的な伐採を回避し、県有林として適切に管理することで、森林の水源かん養機能の持続的かつ高度な発揮に資することができる。

## 公的機関による森林整備の直接実施

**施 策 名：**公的な森林管理を行う市町村に対する支援

**施策の内容：**水源かん養機能を確保する上で、放置できない地域にありながら材価の低迷による森林所有者の施業意欲の減退等の理由により、間伐等が実施されていない森林の整備を市町村が直接行う場合の経費に対し助成する。

**事業効果：**森林施業の遅れにより水源かん養機能が十分に発揮されていない森林において、市町村が直接、間伐等の適切な森林の整備を行うことにより、水源かん養機能の高度発揮に資することができる。

## 森林整備の担い手の育成 森林経営者の維持・育成

**施 策 名：**環境に配慮した森林経営を行う者に対する支援

**施策の内容：**県が、岡山県の地域性や自然環境に適した持続可能な森林経営を行うための基準を作成し、この基準に従って森林経営を行う者に対し、森林の状態の調査等を実施するために必要な森林管理経費を助成する。

**事業効果：**県が水源かん養機能の高度発揮を主眼においた持続可能な森林経営に関する基準を作成し、これに基づいて森林経営が行われることにより、水源かん養機能の維持・向上に資することができる。

## 県民の直接参加による森林づくり

**施 策 名：**水源かん養体験の森づくり

**施策の内容：**県、市町村が水源かん養の体験の森を設置し、森林と水とのかかわりをテーマにした施設を整備する。

**事業効果：**水道の取水源やため池などの上流にある公有林等を、人と森と水との共生を体験できる場所として整備し、森林づくりへの県民の直接参加や森林環境教育への活用などの多様な活動の展開を通じ、森林の水源かん養機能に関する理解を促進することができる。

(2) 具体的な使途

水源かん養税の使途についての試案

水源かん養機能の高度発揮を図るための使途として提案した、「森林所有者等が行う森林整備に対する支援」、「県、市町村が行う森林の整備」、「森林整備の担い手の育成」に必要な合計6施策のうち、森林所有者等への直接的な助成でなく、県、市町村が主体的に責任をもって実施できる事業であることが、より県民の理解を得られやすいことから、次の3施策を優先して実施すべきである。

また、効果的に水源かん養機能の発揮を確保する観点に立って、優先する3施策を適切に組み合わせるとともに、緊急に整備を必要とする森林を厳選した上で実施するものとする。

なお、今回実施しない残りの3施策についても、水源かん養機能を高度に発揮させるためには大切な施策であり、今後、水源かん養税の見直しを行う際に、改めて実施の可能性について、再検討すべきものと考えられる。

[実施すべき施策]

| 施 策 名               | 施 策 内 容  | 必 要 額                 |
|---------------------|--|-----------------------|
| 「おかやま水源の森」の設置       | ダムの上流に位置しており、不在村者所有等の理由により適正な森林の管理が行われていない森林を県、市町村が取得し、公有林として直接管理する。                               | 百万円<br>1,591<br>(318) |
| 公的な森林管理を行う市町村に対する支援 | 水源かん養機能を確保する上で、放置できない地域にありながら、材価の低迷による森林所有者の施業意欲の減退等の理由により、間伐等が実施されていない森林の整備を市町村が直接行う場合の経費に対し助成する。 | 百万円<br>334<br>(67)    |
| 水源かん養体験の森づくり        | 水道の取水源やため池などの上流にある公有林等に県、市町村が水源かん養の体験の森を設置し、森林と水とのかかわりをテーマにした施設を整備し、森林の水源かん養機能に関する理解を促進する。         | 百万円<br>110<br>(22)    |

( )は単年度での必要額

## 「おかやま水源の森」の設置

### ア 事業目的

森林は、木材等の生産のほか、水源のかん養、土砂崩れの防止、レクリエーションの場の提供などの公益的機能を発揮することにより、私たちの生活に重要な役割を果たしてきた。

森林がこうした重要な機能の一つである水源かん養機能を発揮するには、適正な管理を継続して実施していくことが必要である。

このため、ダムの上流に位置しており、不在村者所有等の理由により不適切な状態になっている森林を県、市町村が取得し、公有林として直接管理することで、水源かん養機能の高度な発揮を目指そうとするものである。

### イ 事業主体 岡山県、市町村

### ウ 事業内容

ダムの上流に位置しており、不在村者所有等の理由により適正な森林の管理が行われていない森林を県、市町村が取得し、公有林として直接管理する。

なお、取得した森林については、皆伐を行うことなく、水源かん養機能の発揮に適した長伐期施業林に誘導する。

#### (ア)「おかやま水源の森」取得費

ダムの集水区域にある森林のうち、水源かん養保安林であるにもかかわらず、間伐等適切な管理が行われていない森林が、約5,000haあるものと見込まれる。

このうち、不在村者所有等の理由により、将来にわたって適切な森林管理を行うことが困難と考えられる森林800haを取得する。

（ 県取得：300ha  
市町村取得：500ha（1/2助成）

#### (イ)「おかやま水源の森」整備費

取得した森林を水源かん養機能を高度に発揮させるため、間伐等の森林土壌を保護するために必要な森林整備を行う。

### エ 必要額

|                  |             |
|------------------|-------------|
| (ア)「おかやま水源の森」取得費 | 1,457,000千円 |
| (イ)「おかやま水源の森」整備費 | 134,000千円   |
| 計                | 1,591,000千円 |

### オ 特徴

公有林として森林を取得するため、県民、市町村民の共有の財産として長期的に保持できるとともに、県、市町村が主体的に責任ある管理を行うことができる。

また、ダムの集水区域の森林を取得することで、ダムの働きと直接的に連携して水源かん養機能の最も効果的な発揮を期待することができる。

### カ 施策実施に当たっての留意事項

公有林化のためには、森林の所有権を取得する方法が適当ではあるが、森林所有者によっては所有林の売り払いに応じないケースも考えられ、一体的な整備を行う上でどうしても必要な森林については、地上権を設定する方法も検討すべきである。

# 「おかやま水源の森」のイメージ



植林

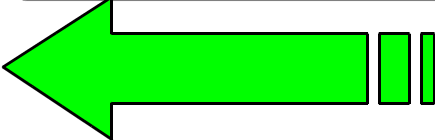


造林地

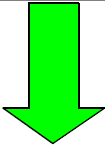


手入れ不足により表土が流出している不適切な状態

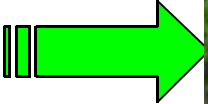
重要森林の公有林化による直接管理



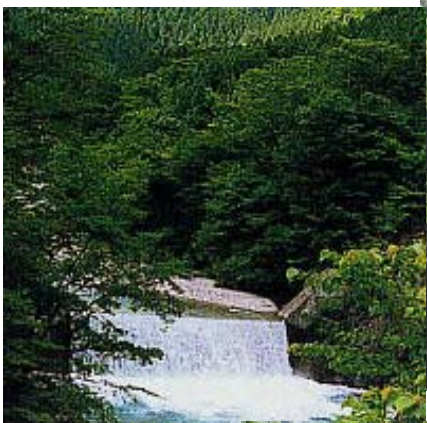
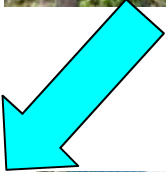
森林整備の実施



森林整備の実施により光が差し込むようになる



下草等が十分に生えてスポンジのような土壌ができる



水源かん養機能を持続的に発揮することができる

## 公的な森林管理を行う市町村に対する支援

### ア 事業目的

本県の民有林の人工林は、次第に伐採利用が可能な林齢に達しつつあるが、林齢別の構成をみると、21年生から40年生に大きく偏っているため、間伐の適正な実施が大きな課題となっている。

しかしながら、林業が、木材価格の長期低迷、採算性の悪化、担い手の減少と高齢化などといった多くの問題を抱え、経済的に経営が成り立ちにくい状況となっている中であって、間伐などの手入れが行き届かない森林が発生している。

これらの積極的な整備を市町村が中心となって推進することで、水源かん養機能の高度発揮を目指そうとするものである。

### イ 事業主体

市町村

### ウ 事業内容

間伐は、健全で活力ある森林を育成し、森林の持つ公益的機能の高度発揮を確保するためにも欠くことのできない作業である。

材価の低迷により、収益性が確保できないなどの理由により、市町村が再々指導等を行ったにもかかわらず、間伐等が実施されず、水源かん養機能の発揮が困難となっている森林について、市町村が直接整備を行う場合の経費に対し助成する。

なお、助成の対象とした森林については、森林所有者と市町村が「森林管理契約」（仮称）を締結することにより、一定期間の皆伐の制限や森林の適切な管理の実施を確保することなどを検討する。

### エ 必要額

市町村森林整備計画において、今後、間伐を早急に実施する必要がある森林として指定されている森林（約2,000ha）の間伐を実施

334,000千円

市町村森林整備計画とは \_\_\_\_\_  
森林法の規定に基づき、市町村が地域の実情に即して、5年ごとにたてる10年間の計画。

各市町村における森林施業の直接的な規範として、造林から伐採に至る森林整備の方法や林業従事者の養成確保、林業機械化の促進、路網の整備等を計画事項としている。

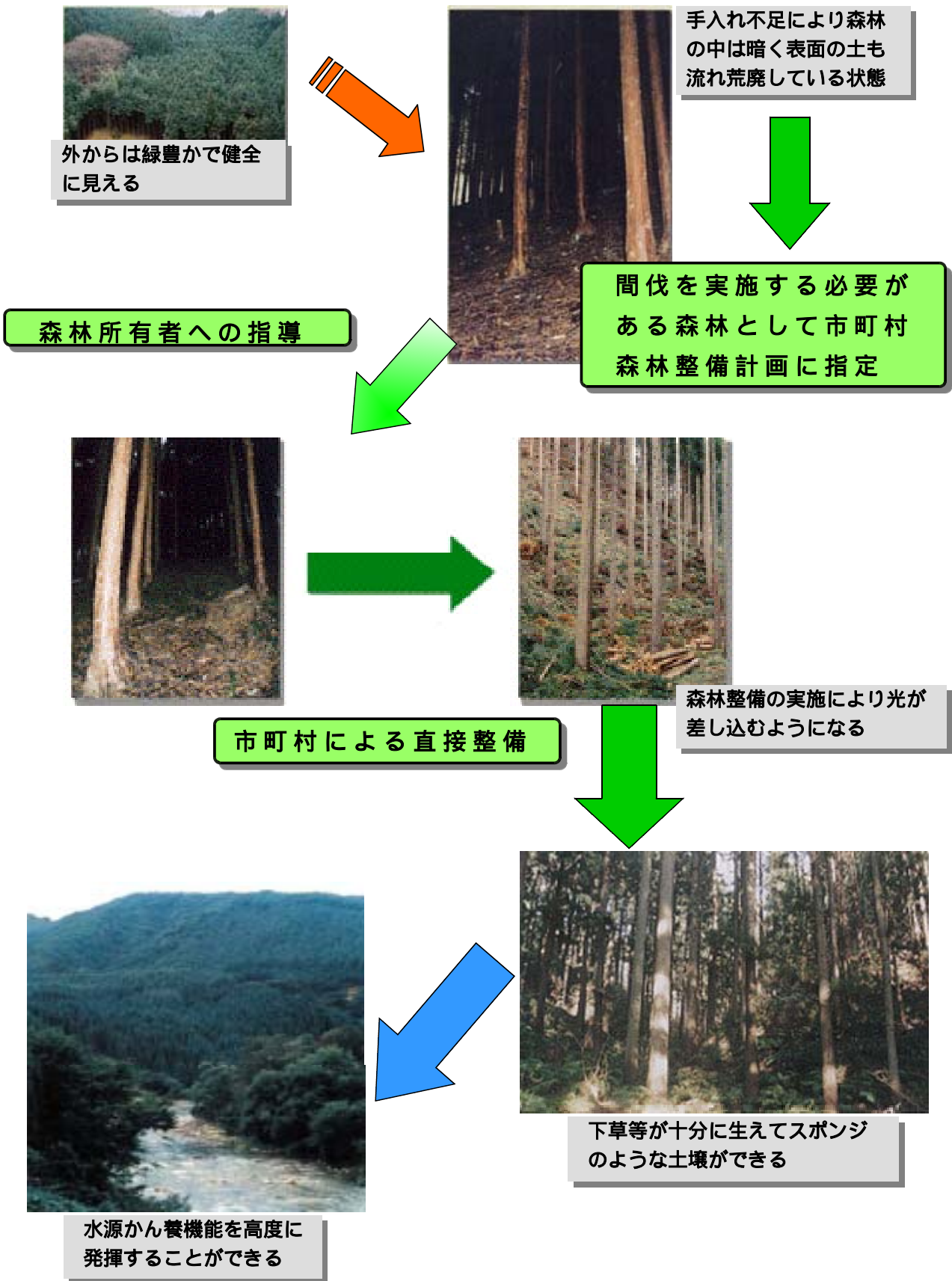
### オ 特徴

間伐の促進について、市町村が主体的に指導・監督を行う仕組みを取り入れることにより、支援対象とする森林について、適切かつ効果的な絞り込みを行うことができる。

### カ 施策実施に当たっての留意事項

森林の適切な管理を目的とする施策であることから、「おかやま水源の森」の設置と組み合わせることで、水源かん養機能の効果的な発揮を確保すべきである。

# 市町村による公的な森林管理のイメージ





## 水源かん養体験の森づくり

### ア 事業目的

水道の取水源やため池などの上流にある公有林等を、人と森と水との共生を体験できる場所として整備し、森林づくりへの県民の直接参加や森林環境教育への活用などの多様な活動の展開を通じ、森林の水源かん養機能に関する理解を促進することを目指そうとするものである。

### イ 事業主体

岡山県、市町村

### ウ 事業内容

水源かん養の体験の森を設置し、森林と水との関わりをテーマにした施設を整備する。

「体験の森」の整備

整備内容

水源かん養機能学習・体験施設

- ・水源かん養機能学習施設
- ・学習用説明看板等
- ・親水施設

### エ 必要額

「体験の森」(3箇所)の整備 110,000千円

県整備：1箇所  
市町村整備：2箇所(1/2助成)

### オ 特徴

水源かん養機能等森林の働きについて学習できる場を整備することで、直接的に森林の重要性についての理解を促すことができる。

また、公有林等に整備することにより、県民、市町村民の共有の財産として管理することができる。

### カ 施策実施に当たっての留意事項

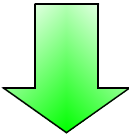
水源かん養機能等森林の働きについての啓発活動については、県民の自主的な森林づくりを促進する上で重要な役割を果たしている「美しい森づくり運動」や「おかやま森づくり県民基金」における活動と十分な連携を図ることにより、効果的に推進すべきものと考えられる。

体験の森の整備に当たっては、県内各地に整備されている既存の森林利用施設を活用することで事業費の節約に努めるとともに、県民への普及啓発や情報提供の場として意義のある施設となるよう慎重な検討を行った上で実施すべきである。

# 「水源かん養体験の森」のイメージ



水道の取水源やため池などの上流にある公有林等



森林の整備

## 「体験の森」の整備



学習用機材



学習用説明看板



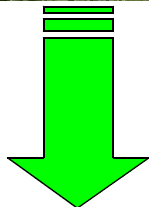
展示学習施設



親水施設



親水デッキ



## 森林づくりへの県民の直接参加



## 森林環境教育への活用



## 水源かん養税の仕組みと今後の課題について

### 1 水源かん養税の仕組み

#### (1) 税制度の概要

これまでの水源かん養税についての検討を整理すると、課税客体は、水道、工業用水道の使用又は工業用水の河川からの取水とし、その課税の方法については、応益負担の原則からその使用水量、取水水量を課税標準として課税する方法と、県民全体で等しく広く負担をする負担分任の原則という視点から使用水量を基準に定額で課税する方法が考えられる。

しかしながら、課税の方法については、前者は、工業用水における多量使用者に対する過大な負担という問題があり、後者も、単純に定額で課税する方法では、やはり水の使用量を受益の量とする考え方からは不公平感があり、必ずしも適当とは言えない。このように、いずれの課税の方法についても、それぞれ課題があり、その仕組みについては、工夫が必要である。

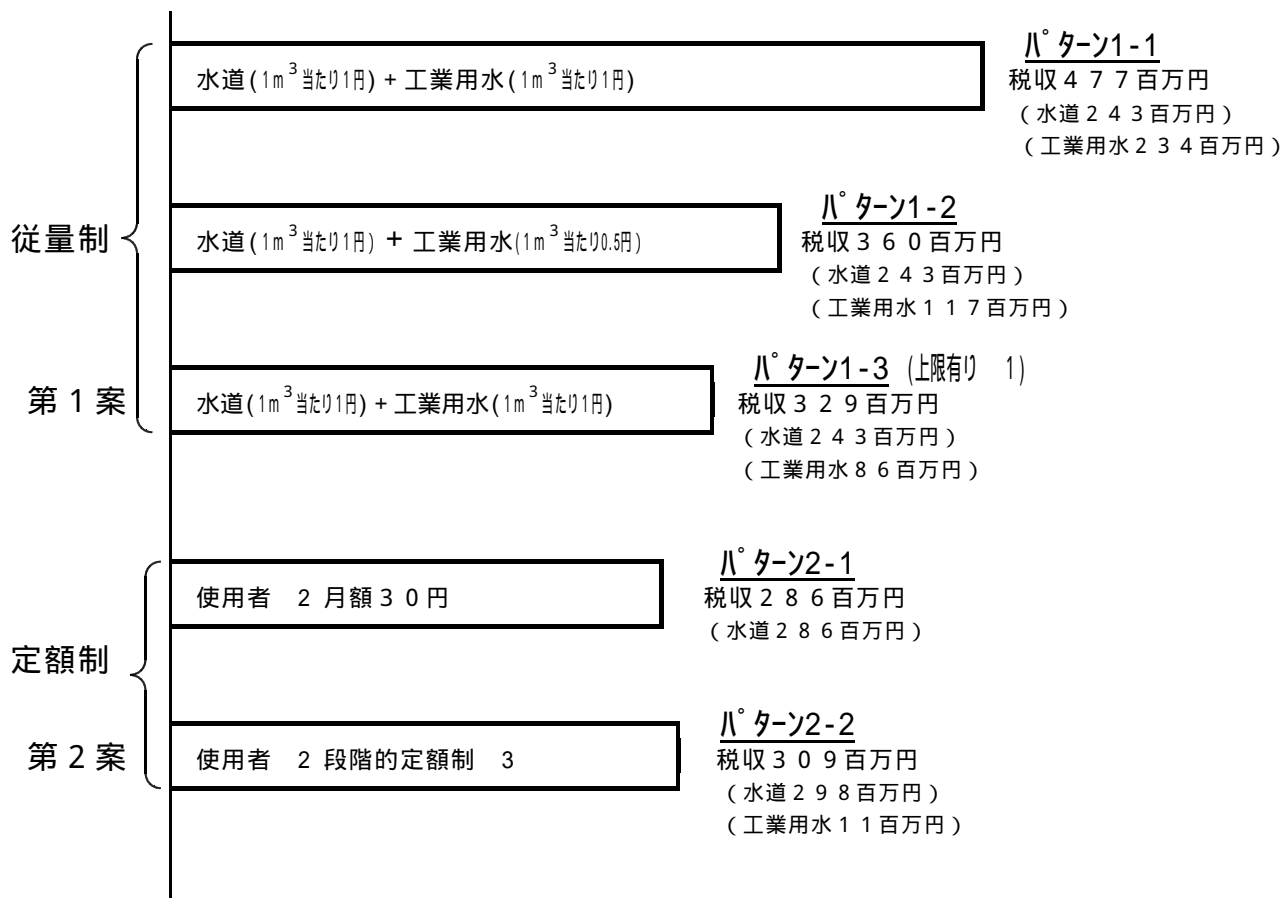
こうしたことから、課税の方法は、具体的には、次のような方法が考えられる。

(第1案) 従量制による課税を基本とし、課税額に上限を設ける方法

(第2案) 負担分任の原則に従量制による課税の考え方を加味し、使用水量に段階を設け、その区分毎に定額で課税をする方法

第1案、第2案を基本とした課税パターン毎の課税の考え方について取りまとめると、次のようになる。

## 税収規模（課税パターン比較）



(水道は平成11年度給水実績、工業用水は工業統計調査(H11)に基づき算出)

1 ただし、課税額に上限(月額100,000円)を設ける。

2 使用者は、水道、工業用水道使用者とする。

| 3 段階的定額制 | 月当たりの使用水量が  | 月額       | 月額 |
|----------|---|----------|----|
|          | 100m <sup>3</sup> 未滿の者                                | 30円      |    |
| "        | 100m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未滿の者         | 100円     |    |
| "        | 1,000m <sup>3</sup> 以上 10,000m <sup>3</sup> 未滿の者      | 300円     |    |
| "        | 10,000m <sup>3</sup> 以上 100,000m <sup>3</sup> 未滿の者    | 3,000円   |    |
| "        | 100,000m <sup>3</sup> 以上 1,000,000m <sup>3</sup> 未滿の者 | 30,000円  |    |
| "        | 1,000,000m <sup>3</sup> 以上の者                          | 100,000円 |    |

水源かん養税における課税の考え方

|                    | 内容   | 特徴（メリット・デメリット）  | 税収規模   |
|--------------------|--|---|--|
| パターン<br>1-1        | （従量制）<br>水道<br>1m <sup>3</sup> 当たり1円<br>工業用水<br>1m <sup>3</sup> 当たり1円                                    | （メリット）<br>・ 使用した水量に応じて税を負担するため、税の応益負担の原則からは理解されやすい。<br>・ 税額計算は、簡単である。<br>（デメリット）<br>・ 工業用水道の場合、性格上、使用水量が多いため、税負担額が大きくなる。（多量使用者の税負担額57百万円/年）<br>また、料金設定が水道に比較して低いため、料金に対する税の負担率が大きくなる。（上記多量使用者の税負担率7.1%） | 477百万円<br><br>（水道）<br>243百万円<br>（工業用水）<br>234百万円 |
| パターン<br>1-2        | （従量制）<br>水道<br>1m <sup>3</sup> 当たり1円<br>工業用水<br>1m <sup>3</sup> 当たり0.5円                                  | （メリット）<br>・ 水道と工業用水道の使用形態の違いに配慮している。（料金の差を税負担面に反映）<br>・ 税額計算は、簡単である。<br>（デメリット）<br>・ 水道を事業所、工場等で使用している場合もあり、上水道と工業用水道で税率に差を設けることは、公平性に問題が生じる。   | 360百万円<br><br>（水道）<br>243百万円<br>（工業用水）<br>117百万円 |
| パターン<br>1-3<br>第1案 | （従量制）<br>水道<br>1m <sup>3</sup> 当たり1円<br>工業用水<br>1m <sup>3</sup> 当たり1円<br><br>ただし、課税額に上限（月額100,000円）を設ける。 | （メリット）<br>・ 多量に水を使わざるを得ない者に対して配慮している。（広く薄く課税する趣旨に合致）<br>・ 税額計算は、簡単である。<br>（デメリット）<br>・ 上限以下では、使用した水量に応じて税を負担するが、それ以上では、税の応益負担の原則からは説明しづらい。  | 329百万円<br><br>（水道）<br>243百万円<br>（工業用水）<br>86百万円  |
| パターン<br>2-1        | （定額制）<br>水道使用者等<br><br>月額 30円  | （メリット）<br>・ 県民全体で薄く広く負担するという立場からは、理解しやすい。<br>・ 税額計算は、非常に簡単である。<br>（デメリット）<br>・ 多量使用者の負担額が同じであるため、税の応益負担の原則からは説明しづらい。<br>・ 水道の場合、集合住宅等は、1口の契約と戸数分の契約の2通りの方法が選択できるが、この方法だと負担額が異なり、不公平となる。                 | 286百万円<br><br>（水道）<br>286百万円                     |
| パターン<br>2-2<br>第2案 | （定額制）<br>水道使用者等<br><br>月額 30円<br><br>ただし、水量に応じて段階的に定額制をとる。   | （メリット）<br>・ 県民全体で薄く広く負担するという立場を維持しつつ、多量使用者に対しては、使用した水量に応じた税の負担を求める。（ある程度の応益負担にはなっている。）<br>（デメリット）<br>・ 応益負担の原則からは、定額の部分は説明しづらい。<br>・ 税額計算は複雑になる。  | 309百万円<br><br>（水道）<br>298百万円<br>（工業用水）<br>11百万円  |

段階的定額制

|            |   |    |          |
|------------|---|----|----------|
| 月当たりの使用水量が | 100m <sup>3</sup> 未滿の者                                | 月額 | 30円      |
| "          | 100m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未滿の者         | 月額 | 100円     |
| "          | 1,000m <sup>3</sup> 以上 10,000m <sup>3</sup> 未滿の者      | 月額 | 300円     |
| "          | 10,000m <sup>3</sup> 以上 100,000m <sup>3</sup> 未滿の者    | 月額 | 3,000円   |
| "          | 100,000m <sup>3</sup> 以上 1,000,000m <sup>3</sup> 未滿の者 | 月額 | 30,000円  |
| "          | 1,000,000m <sup>3</sup> 以上の者                          | 月額 | 100,000円 |

第1案、第2案を中心に課税パターンについては提示したが、前述のとおり、それぞれ、メリット・デメリットがある。

さらに、第2案においては、その段階区分、区分毎の税率をどうするかは議論のあるところである。

当懇話会においても、第2案については、様々なパターンを検討してきた。その経緯は、次のとおりである。

(参考) 段階的定額制における税率及び段階区分のパターン比較

#### 当初案

|            |   |    |         |
|------------|---|----|---------|
| 月当たりの使用水量が | 1,000m <sup>3</sup> 未満の者                          | 月額 | 30円     |
| "          | 1,000m <sup>3</sup> 以上10,000m <sup>3</sup> 未満の者   | 月額 | 100円    |
| "          | 10,000m <sup>3</sup> 以上100,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 | 1,000円  |
| "          | 100,000m <sup>3</sup> 以上の者                        | 月額 | 10,000円 |



#### 修正案1

|            |  |    |          |
|------------|--|----|----------|
| 月当たりの使用水量が | 1,000m <sup>3</sup> 未満の者                             | 月額 | 30円      |
| "          | 1,000m <sup>3</sup> 以上10,000m <sup>3</sup> 未満の者      | 月額 | 300円     |
| "          | 10,000m <sup>3</sup> 以上100,000m <sup>3</sup> 未満の者    | 月額 | 3,000円   |
| "          | 100,000m <sup>3</sup> 以上1,000,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 | 30,000円  |
| "          | 1,000,000m <sup>3</sup> 以上の者                         | 月額 | 300,000円 |



#### 修正案2

|            |  |    |          |
|------------|--|----|----------|
| 月当たりの使用水量が | 100m <sup>3</sup> 未満の者                               | 月額 | 30円      |
| "          | 100m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満の者         | 月額 | 100円     |
| "          | 1,000m <sup>3</sup> 以上10,000m <sup>3</sup> 未満の者      | 月額 | 300円     |
| "          | 10,000m <sup>3</sup> 以上100,000m <sup>3</sup> 未満の者    | 月額 | 3,000円   |
| "          | 100,000m <sup>3</sup> 以上1,000,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 | 30,000円  |
| "          | 1,000,000m <sup>3</sup> 以上の者                         | 月額 | 300,000円 |



#### 修正案3

|            |  |    |          |
|------------|--|----|----------|
| 月当たりの使用水量が | 100m <sup>3</sup> 未満の者                               | 月額 | 30円      |
| "          | 100m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満の者         | 月額 | 100円     |
| "          | 1,000m <sup>3</sup> 以上10,000m <sup>3</sup> 未満の者      | 月額 | 300円     |
| "          | 10,000m <sup>3</sup> 以上100,000m <sup>3</sup> 未満の者    | 月額 | 3,000円   |
| "          | 100,000m <sup>3</sup> 以上1,000,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 | 30,000円  |
| "          | 1,000,000m <sup>3</sup> 以上の者                         | 月額 | 100,000円 |

段階区分、区分毎の税率については、当初案から議論を始めたが、税率が水量と比例していないこと、100,000m<sup>3</sup>を超える段階の税率が10,000円とされており、多量使用者の税率が低すぎることから、1,000,000m<sup>3</sup>を超える税率を加え、修正案1の税率が設定された。

さらに、修正案1では、1,000m<sup>3</sup>未満の使用者の負担が同じであるが、標準世帯の月当たりの使用水量が30m<sup>3</sup>程度であることを考えると、段階区分を一段階増やす必要があるとされ、修正案2の税率が設定された。

一方、多量使用者については、1,000,000m<sup>3</sup>を境に、税負担が月額3万円が30万円と大きく変わり、負担が急増する点が指摘され、最終的には修正案3の形で段階区分、区分毎の税率が設定された。(なお、税率については、水量とは完全には比例していない。)

## (2) 税制度の内容

以上の検討から、税制度を構築すると次のとおりである。

### ア 課税客体

水道、工業用水道の使用又は工業用水の河川からの取水

### イ 納税義務者

水道、工業用水道の使用又は工業用水の河川からの取水者

### ウ 税率

(第1案) 上限付従量制

(1m<sup>3</sup>当たり1円。ただし、課税額に上限(月額100,000円)を設ける。)

(第2案) 段階的定額制

(使用水量に段階を設け、その区分毎に定額で課税をする。)

段階、税率は、次表のとおり。

| (月当たりの使用水量)  | (税率)        |
|--|-------------|
| 100m <sup>3</sup> 未満の者                               | 月額 30円      |
| 100m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満の者        | 月額 100円     |
| 1,000m <sup>3</sup> 以上 10,000m <sup>3</sup> 未満の者     | 月額 300円     |
| 10,000m <sup>3</sup> 以上100,000m <sup>3</sup> 未満の者    | 月額 3,000円   |
| 100,000m <sup>3</sup> 以上1,000,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 30,000円  |
| 1,000,000m <sup>3</sup> 以上の者                         | 月額 100,000円 |

## エ 税収規模

約3億円

## オ 徴収方法

申告納入（水道、工業用水道の使用者）

申告納付（工業用水の河川からの取水者）

水道、工業用水道の使用の場合、それぞれ供給事業者が使用水量を計量し、使用者から料金の徴収を行っていることから、供給事業者を特別徴収義務者とする特別徴収制度を採ることとする。

特別徴収制度を採ることで、税制度の仕組みは比較的簡素であり、徴税コストも小さい。

ただし、特別徴収義務者には、新たな事務負担を求めることになるため、実施にあたっては、十分な協議が必要である。

工業用水の河川からの取水については、取水者が申告納付する。

## カ 課税時期

1～2月に1回（水道、工業用水道の使用者）

年1回（工業用水の河川からの取水者）



水道、工業用水道の使用者については、それぞれの供給事業者が計量を行う時期に合わせて課税を行うこととする。

#### キ 実施期間

法定外税の課税を行う期間については、原則として一定の期間を定めることが適当とされていることから、社会情勢の変化等を勘案して概ね5年を目途に見直すこととする。

## 2 導入に際しての課題

### (1) 税創設に対する県民、産業界の理解

水源かん養税は、森林の水源かん養機能を維持保全するために、その恩恵を受けているすべての県民に負担を求めていくとともに、その負担を通じて、県民に森林の大切さを知ってもらい、県民が一体となってその維持保全に取り組むことを目指すものであるため、その創設には、県民、産業界の理解は欠かせない。

そのためには、まず、森林が有する水源かん養機能を始めとする多様な機能について、その重要性を広く県民等に認識してもらい、その維持保全に取り組むことの必要性を理解してもらうことが大切である。

前述したとおり、平成13年8～9月に実施した「岡山県の環境に関する意識調査」によると、半数以上の県民、事業所が、水源かん養税の必要性を認めている。また、工業用水使用者、林業・木材産業関係団体、自然環境関係団体の意見でも、森林の水源かん養機能の向上を求める意見は多い。こうしたことから、県民等は、森林の維持保全の重要性について、ある程度認識しているものと考えられるが、今後、森林の維持保全に必要な施策を実施するための財源を調達する手段として、県民全体が薄く広く負担する水源かん養税について、さらに、理解を得るよう県民等に幅広く啓発していくことが必要と考える。

## (2) 水道供給事業者の協力

### ア 水道供給事業者の事務負担

水道供給事業者（水道事業者、工業用水道事業者）は、特別徴収義務者となることで新たな事務負担が生じる。その主なものとしては、電算処理に関するシステム開発、税の徴収及び申告納入、滞納が発生した場合の督促などがある。

こうした事務負担については、水道供給事業者に対して税制度の内容を事前に十分説明し、その上で、実際に新たに生じる事務の内容、経費等を明らかにし、その費用の負担方法等について、事前に十分協議を行っておく必要がある。

### イ 水道供給事業者が行う事業との調整

水道供給事業者が、森林の水源かん養機能の維持・保全に資するため、既に、水源地域で植林や自然林の整備を行っている事例がある。このような場合、水源かん養税の税収を財源として行う事業とこうした事業との関係を考える必要があり、水道供給事業者と十分協議を行っていく必要がある。例えば、水源かん養税の使途として挙げられている「公的な森林管理を行う市町村に対する支援」をこうした市町村の事業に当てる方法等も考えられる。

### ウ 水道供給事業者の徴収不能分の取扱い

水道供給事業者は、特別徴収義務者として、徴収すべき税額を納入しなければならないこととされており、その税額を納税義務者から受け取っていない場合であっても、立て替えて支払わなければならないことも想定されるが、この負担は、事業者によっては大きなものとなる可能性もあるため、水道料金の徴収不能分に係る税額については、何らかの措置を取ることが必要である。

## (3) 賦課徴収体制の整備

新たな税の導入においては、適正・公正な課税を実現するために、制度面のみならず執行面からの検討も必要である。現実には執行を行う場合の事務量、そ

れに伴う必要人数等について今後精査し、執行体制の整備を図り、円滑な賦課徴収の実施を確保することが求められる。

### 3 具体的な税制度の構築に向けて

以上のような検討から、懇話会では県民全体で薄く広く負担をするという立場を維持しつつ、使用した水量にある程度応じた負担を求める制度として、第2案（段階的定額制）が現時点では最も好ましいものであるとの合意を得た。しかし、1月当たりの水道の使用水量の正確な把握は困難であること、今回の税制度には水道供給事業者の協力は不可欠であり、その事務負担を極力小さくすることが必要であることなど税制度実施のために解決しなければならない課題も多く、森林保全のための費用を県民全体で分かち合うという原則を尊重しながら、第1案（上限付従量制）やその他の案も視野に入れ、今後、県民参加の下に、幅広く検討していくことも必要と考える。

そして、このような検討が、県民の環境や税制に対する理解を深めることにつながれば幸いである。

## 水源かん養税（案）の概要について

| 項 目  | 内 容  |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
|--|--|--|--|--|--------|---|---------|--|---------|---|-----------|--|------------|------------------------------|-------------|
| 目 的  | 森林の水源かん養機能を維持保全するために、その恩恵を受けているすべての県民に負担を求めていくとともに、その負担を通じて、県民に森林の大切さを知ってもらい、県民が一体となってその維持保全に取り組むことを目指す。   |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 納税義務者  | 水道、工業用水道の使用者又は工業用水の河川からの取水者  |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 税 率  | <p>(第1案) 上限付従量制<br/>(1m<sup>3</sup>当たり1円。ただし、課税額に上限(月額100,000円)を設ける。)</p> <p>(第2案) 段階的定額制<br/>(使用水量に段階を設け、その区分毎に定額で課税をする。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(月当たりの使用水量)</th> <th style="text-align: center;">(税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100m<sup>3</sup>未満の者</td> <td style="text-align: center;">月額 30円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100m<sup>3</sup>以上 1,000m<sup>3</sup>未満の者</td> <td style="text-align: center;">月額 100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000m<sup>3</sup>以上 10,000m<sup>3</sup>未満の者</td> <td style="text-align: center;">月額 300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000m<sup>3</sup>以上100,000m<sup>3</sup>未満の者</td> <td style="text-align: center;">月額 3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100,000m<sup>3</sup>以上1,000,000m<sup>3</sup>未満の者</td> <td style="text-align: center;">月額 30,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000,000m<sup>3</sup>以上の者</td> <td style="text-align: center;">月額 100,000円</td> </tr> </tbody> </table> | (月当たりの使用水量)  | (税率)   | 100m <sup>3</sup> 未満の者   | 月額 30円 | 100m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 100円 | 1,000m <sup>3</sup> 以上 10,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 300円 | 10,000m <sup>3</sup> 以上100,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 3,000円 | 100,000m <sup>3</sup> 以上1,000,000m <sup>3</sup> 未満の者 | 月額 30,000円 | 1,000,000m <sup>3</sup> 以上の者 | 月額 100,000円 |
| (月当たりの使用水量)  | (税率)   |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 100m <sup>3</sup> 未満の者   | 月額 30円   |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 100m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満の者  | 月額 100円  |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 1,000m <sup>3</sup> 以上 10,000m <sup>3</sup> 未満の者   | 月額 300円  |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 10,000m <sup>3</sup> 以上100,000m <sup>3</sup> 未満の者  | 月額 3,000円  |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 100,000m <sup>3</sup> 以上1,000,000m <sup>3</sup> 未満の者   | 月額 30,000円   |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 1,000,000m <sup>3</sup> 以上の者   | 月額 100,000円  |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 徴収方法   | 特別徴収(水道、工業用水道の使用者)<br>申告納付(工業用水の河川からの取水者)  |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 税の仕組み  | <p>(水道、工業用水道の使用者) (工業用水の河川からの取水者)</p> <div style="text-align: center;"> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">水の利用者</div><br/>↓<br/>特別徴収<br/>↓<br/> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">水の利用者</div><br/>↓<br/>申告納付<br/>↓<br/> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県</div> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div> → 申告納入 → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県</div> </td> </tr> </table> </div>  | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">水の利用者</div><br>↓<br>特別徴収<br>↓<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">水の利用者</div><br>↓<br>申告納付<br>↓<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div> → 申告納入 → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県</div> |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">水の利用者</div><br>↓<br>特別徴収<br>↓<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">水の利用者</div><br>↓<br>申告納付<br>↓<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県</div>   |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事業者</div> → 申告納入 → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県</div>                 |  |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 税収規模   | 約3億円   |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 税収使途   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「おかやま水源の森」の設置</li> <li>・公的な森林管理を行う市町村に対する支援</li> <li>・水源かん養体験の森づくり</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>  |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 実施期間   | 社会情勢の変化等を勘案して概ね5年を目途に見直す。  |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |
| 導入に際しての課題  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・税創設に対する県民、産業界の理解</li> <li>・水道供給事業者の協力<br/>(事業者の事務負担、事業者が行う事業との調整、徴収不能分の取扱い)</li> <li>・賦課徴収体制の整備</li> </ul>   |  |  |  |        |   |         |  |         |   |           |  |            |                              |             |

## 用語について

### P.42【間伐】

林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に行われる。

### P.58【法定外目的税】

目的税とは、普通税が一般の経費を支弁するための租税であるのに対し、特定の経費を支弁するための租税。

法定外税とは、地方税法に税目が法定されている以外のもので、地方団体がその実情に合わせて、一定の手続き、要件に従い課税するもの。

法定外目的税は、地方分権一括法において平成12年4月1日から創設。

税を設ける場合には、総務大臣に事前に協議し、その同意を得ることが必要。

(参考)同意要件(次のような事由があると認められる場合を除く)

国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること

地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること

国の経済施策に照らして適当でないこと

### P.59【負担分任の原則】

住民が地方税を広く負担する原則。

#### ” 【課税客体】

課税の目的となるべきものをいい、物や行為などがある。例えば、固定資産税の課税客体は、土地、家屋及び償却資産である。

### P.61【応益負担】

行政サービスにより利益を受ける者は、その利益に応じて租税の負担をすべきであるとする考え方。

#### ” 【従量制】

数量(例えば、重さ、長さ、容積)を基準として税額を算出する方法。

### P.63【森林植生】

ある森林内において、生育している植物の集団全体のこと。

### P.65【県行造林地】

岡山県が、健全で優良な森林を育成し、県有財産の増殖を図るとともに、水資源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を高度に発揮させることを目的として、「岡山県県行造林規則」に基づき、県と土地所有者等が分収造林契約を締結し、人工造林を行うもので、県北部の民有林を中心に約3千haの森林を管理している。

#### ” 【公社造林地】

社団法人岡山県林業公社が、豊かな森林資源の造成と農山村の振興に寄与することを目的として、「分収林特別措置法」に基づき、林業公社と土地所有者等が分収造林契約を締結し、人工造林を行うもので、県内の人工造林面積の約15%に当たる約2万5千haの森林を管理している。

” 【分収造林契約】

森林の土地の所有者、造林を行う者（土地所有者以外の者で造林をする者）、造林費負担者（土地所有者及び造林者以外の者で造林費用を負担する者）の3者またはこのうちの2者が当事者となって締結する契約。

契約条項のなかで土地所有者は造林者のために土地を造林の目的に使用する権利（その典型が地上権である）を設定する義務を負うこと、契約当事者は収益を一定の割合によって分収することなどが約定される。

P.68 【地上権】

他人の土地において、建物、電柱などの工作物や竹や木などを所有するため、その土地を使用する物権をいう（民法265条）。契約によって設定されるのが原則である。

P.79 【申告納付（入）】

納税義務者（特別徴収義務者）が納めなければならない地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税額を納付（入）すること。

” 【特別徴収義務者】

租税の徴収に当たり、本来の納税義務者から、料金や対価を領収する際等に所定の税額を徴収し、課税団体へ納入する義務を負う者。

# 参 考 资 料





## 参考資料

### 産業廃棄物処理税に関する検討

|             |                                       |     |
|-------------|---------------------------------------|-----|
| <b>資料 1</b> | 岡山県における産業廃棄物処理状況                      | 資 1 |
| <b>資料 2</b> | 税制度に関する排出事業者、最終処分業者、<br>中間処理業者の意見について | 資 2 |

### 水源かん養税に関する検討

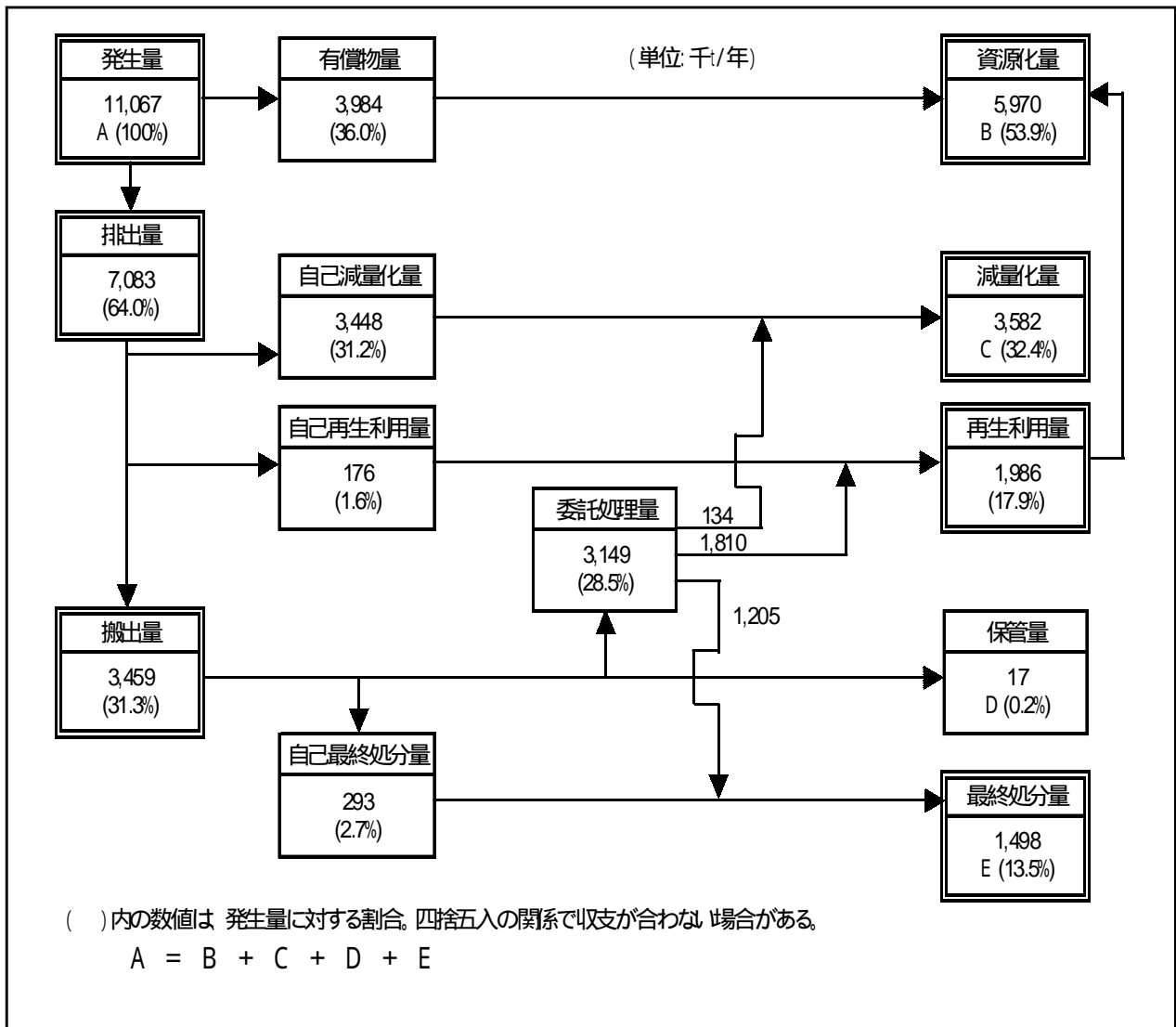
|             |                   |     |
|-------------|-------------------|-----|
| <b>資料 3</b> | 岡山県の水道、工業用水道の現況   | 資 5 |
| <b>資料 4</b> | 水源かん養税に関する意見等について | 資 7 |

### その他

|             |                    |       |
|-------------|--------------------|-------|
| <b>資料 5</b> | 岡山県の環境に関する意識調査について | 資 1 6 |
| <b>資料 6</b> | 岡山県税制懇話会の開催状況      | 資 2 1 |
| <b>資料 7</b> | 岡山県税制懇話会設置要綱       | 資 2 2 |
| <b>資料 8</b> | 岡山県税制懇話会委員（特別委員）名簿 | 資 2 3 |

資料 1

岡山県における産業廃棄物処理状況

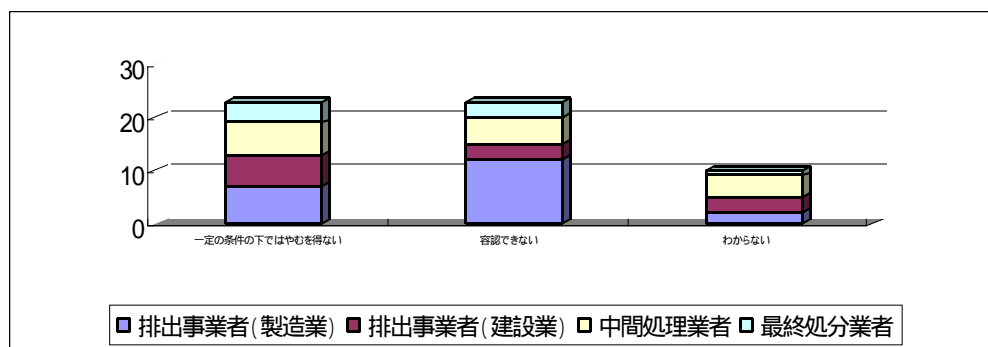


(平成9年度実績)

## 税制度に関する排出事業者、最終処分業者、中間処理業者の意見について

|        |             |     |
|--------|-------------|-----|
| (回答者数) | 排出事業者(製造業等) | 22社 |
|        | 排出事業者(建設業)  | 12社 |
|        | 産業廃棄物中間処理業者 | 18社 |
|        | 産業廃棄物最終処分業者 | 8社  |

## 課税に対する意見について



## ○排出事業者

製造業では、容認できないとする意見が、一定の条件の下ではやむを得ないとする意見を上回ったが、建設業では、容認できないとする意見は、一定の条件の下ではやむを得ないという意見の半数であった。

また、すべての事業者が負担をすべきであるという意見も複数あった。

## (主な容認できない理由)

- ・景気が悪化している現状では、この負担増が経営を圧迫する。
- ・不法投棄の増大が予想される。

## (主なやむを得ないとする理由及び条件)

- ・産廃に対する事業者責任は、ある程度仕方がない。
- ・経済的手法は有効な手段である。
- ・中間処理・最終処分施設の整備、技術開発・リサイクル対策への支援、不法投棄対策等を実施する。

## ○中間処理業者

## ○最終処分業者

一定の条件の下ではやむを得ないとする意見が、容認できないとする意見を若干上回っている。

## (主な容認できない理由)

- ・不法投棄の原因となる。
- ・処分費の上昇が予測される中、新たな負担は厳しい。
- ・リサイクル対策が先決である。

## (主なやむを得ないとする理由及び条件)

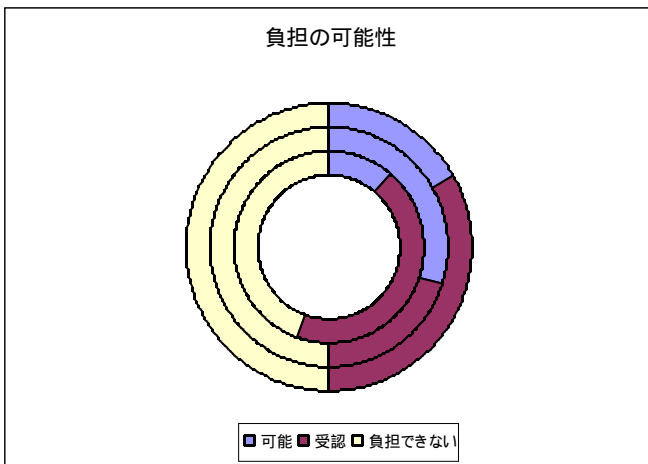
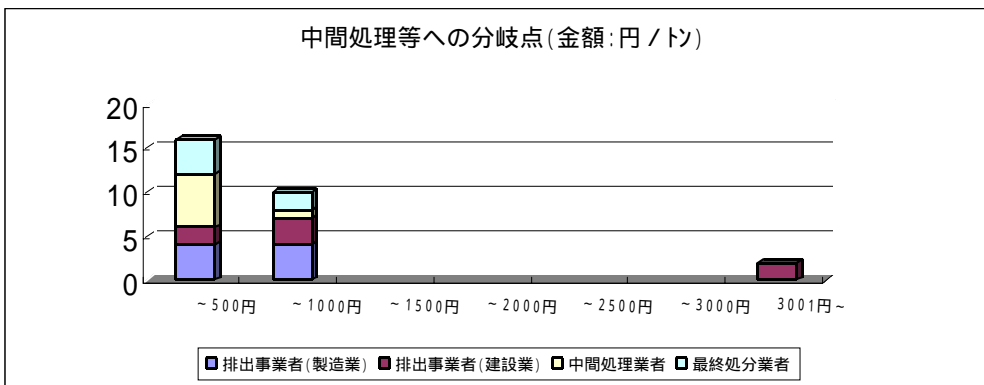
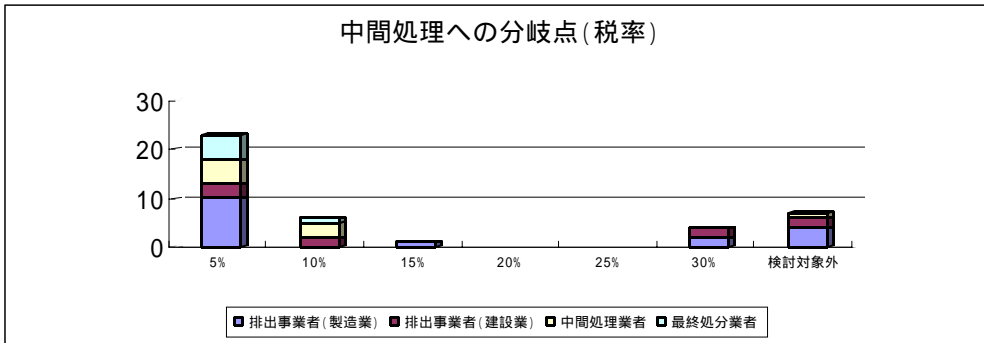
- ・リサイクル施設等への補助・融資、他税の減税等の対策を実施する。
- ・業者の意見の尊重すべきである。

一定の条件の下ではやむを得ないとする意見と容認できないとする意見が拮抗している。

最終的に税を負担する立場である排出事業者からは、景気動向が悪化している現状を踏まえるべきであるとする意見もある。

さらに、排出事業者、中間処理業者、最終処分業者いずれからも、課税に当たっては、産業廃棄物対策を望む意見が多い。

## 税率に関する意見について



円は、内側から  
 排出事業者(製造業)  
 排出事業者(建設業)  
 中間処理業者

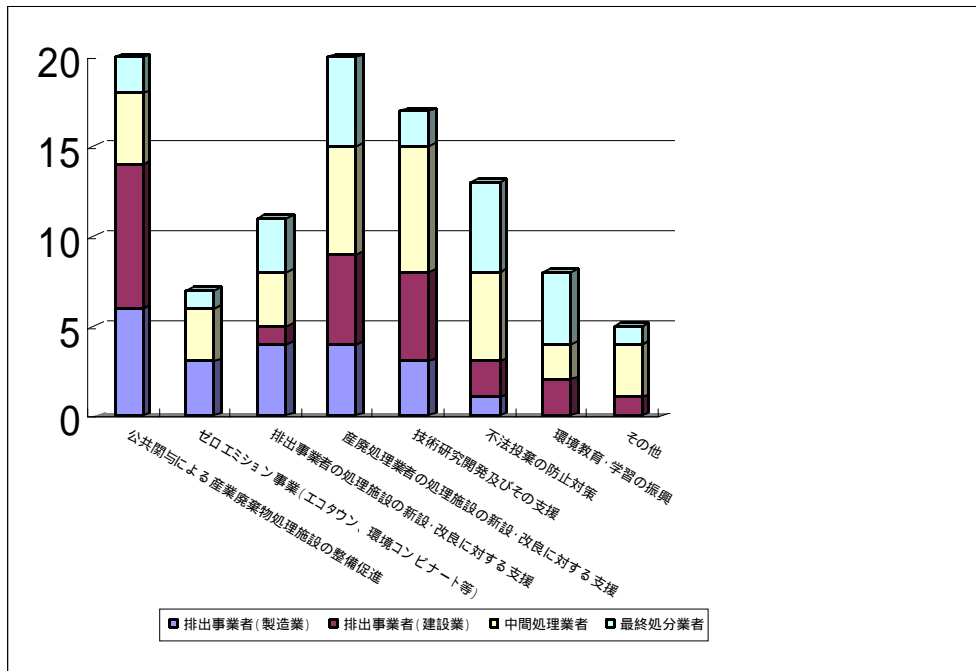
税率については、「税率が、現在の最終処分費に対してどの程度であれば、中間処理やリサイクルを検討する分岐点になるか。」という問いに対して、税率ベースでは、5%、金額ベースでは、500円以下、または、1000円以下という意見が多かった。

このことから、産業廃棄物の発生抑制や減量化・リサイクルを推進する手法として産業廃棄物処理税を取り入れる場合、比較的低い税率、金額でも効果があることが推測される。なお、業種によっては、そもそも減量化・リサイクルが困難なことから、税率にかかわらず、中間処理への転換が図れない場合があることも示されている。

一方、その税率、金額を負担する場合においては、負担できないとする回答が多く見られた。

税率は、こうした点を考慮して、企業活動に重大な影響を与えず、県外に産業廃棄物が流出しない範囲で、かつ、経済的手法として産業廃棄物発生抑制のインセンティブを与えることができる水準であることが必要である。

## 税込使途に関する意見について



税込使途については、公共関与の産業廃棄物処理施設の整備促進、産業処理業者の処理施設の新設・改良に対する要望が多かった。これは、排出事業者、処理業者ともに、処理施設の現状に対して必ずしも満足していない結果と思われる。

さらに、技術研究開発及びその支援についても要望が多かったが、これも、産業廃棄物のリサイクル・減量化に取り組む積極的な姿勢から出た要望と思われる。

なお、中間処理業者・最終処分業者からは、環境教育・学習の振興という要望が多かったが、これは、産業廃棄物に携わる立場から、産業廃棄物に対して正しい理解を求める意見と思われる。

産業廃棄物税の使途については、「意識の改革」、「産業活動の支援」、「適正処理の推進等」、「環境インフラの整備」の4つの対策を重点的に行っていくこととしているが、これらの意見を整理し、今後、具体的な税込使途を検討していく必要がある。

## 資料 3

## 岡山県の水道の現況

|           | 行政区域<br>内総人口 | 現在給水<br>人口 | 水道普及<br>率 | 年間有収水量(平成12年度)         |                        |                      |
|-----------|--------------|------------|-----------|------------------------|------------------------|----------------------|
|           |              |            |           | 上水道<br>千m <sup>3</sup> | 簡易水道<br>m <sup>3</sup> | 合計<br>m <sup>3</sup> |
| 岡山市       | 625,329      | 622,539    | 99.55%    | 87,865                 |                        | 87,865,000           |
| 倉敷市       | 437,706      | 436,831    | 99.80%    | 63,006                 |                        | 63,006,000           |
| 津山市       | 90,097       | 88,692     | 98.44%    | 11,224                 | 2,450                  | 11,226,450           |
| 玉野市       | 69,231       | 68,192     | 98.50%    | 10,795                 | 0                      | 10,795,000           |
| 笠岡市       | 58,998       | 58,531     | 99.21%    | 5,745                  | 0                      | 5,745,000            |
| 井原市       | 34,808       | 34,330     | 98.63%    | 2,712                  | 99,252                 | 2,811,252            |
| 総社市       | 56,543       | 54,134     | 95.74%    | 5,905                  | 81,638                 | 5,986,638            |
| 高梁市       | 25,017       | 24,757     | 98.96%    | 1,909                  | 514,402                | 2,423,402            |
| 新見市       | 24,353       | 20,154     | 82.76%    | 1,621                  | 435,222                | 2,056,222            |
| 東備水道企業団   | 37,082       | 36,978     | 99.72%    | 6,231                  | 0                      | 6,231,000            |
| 備前市       | 28,520       | 0          | 0.00%     | 0                      | 0                      | 0                    |
| 日生町       | 8,562        | 0          | 0.00%     | 0                      | 0                      | 0                    |
| 御津町       | 10,221       | 10,139     | 99.20%    | 1,139                  | 0                      | 1,139,000            |
| 建部町       | 6,911        | 6,671      | 96.53%    | 780                    | 14,224                 | 794,224              |
| 吉備高原水道企業団 |              | 4,106      |           | 578                    | 0                      | 578,000              |
| 賀陽町       | 8,413        | 7,514      | 89.31%    | 0                      | 355,046                | 355,046              |
| 加茂川町      | 6,047        | 5,609      | 92.76%    | 0                      | 204,772                | 204,772              |
| 瀬戸町       | 14,730       | 14,609     | 99.18%    | 2,308                  | 0                      | 2,308,000            |
| 山陽町       | 24,623       | 24,525     | 99.60%    | 2,494                  | 0                      | 2,494,000            |
| 赤坂町       | 5,234        | 5,234      | 100.00%   | 792                    | 0                      | 792,000              |
| 熊山町       | 8,589        | 8,421      | 98.04%    | 845                    | 54,140                 | 899,140              |
| 吉井町       | 5,426        | 5,426      | 100.00%   | 0                      | 514,377                | 514,377              |
| 吉永町       | 5,297        | 4,803      | 90.67%    | 433                    | 20,138                 | 453,138              |
| 佐伯町       | 4,121        | 3,788      | 91.92%    | 0                      | 463,543                | 463,543              |
| 和気町       | 12,597       | 12,496     | 99.20%    | 549                    | 717,647                | 1,266,647            |
| 邑久牛窓水道企業団 | 27,086       | 27,059     | 99.90%    | 3,376                  | 0                      | 3,376,000            |
| 牛窓町       | 7,705        | 0          | 0.00%     | 0                      | 0                      | 0                    |
| 邑久町       | 19,381       | 0          | 0.00%     | 0                      | 0                      | 0                    |
| 長船町       | 12,328       | 12,297     | 99.75%    | 1,372                  | 0                      | 1,372,000            |
| 灘崎町       | 15,821       | 15,647     | 98.90%    | 1,602                  | 0                      | 1,602,000            |
| 早島町       | 11,922       | 11,922     | 100.00%   | 1,594                  | 0                      | 1,594,000            |
| 金光町       | 12,225       | 12,195     | 99.75%    | 1,133                  | 0                      | 1,133,000            |
| 鴨方町       | 18,784       | 18,053     | 96.11%    | 1,728                  | 0                      | 1,728,000            |
| 寄島町       | 6,623        | 6,543      | 98.79%    | 575                    | 0                      | 575,000              |
| 里庄町       | 10,848       | 10,162     | 93.68%    | 1,426                  | 0                      | 1,426,000            |
| 矢掛町       | 16,177       | 15,846     | 97.95%    | 1,510                  | 50,210                 | 1,560,210            |
| 美星町       | 5,596        | 979        | 17.49%    | 0                      | 50,390                 | 50,390               |
| 芳井町       | 5,993        | 3,643      | 60.79%    | 0                      | 275,729                | 275,729              |
| 真備町       | 22,995       | 22,706     | 98.74%    | 2,351                  | 0                      | 2,351,000            |
| 有漢町       | 2,686        | 1,720      | 64.04%    | 0                      | 98,915                 | 98,915               |
| 北房町       | 6,280        | 3,086      | 49.14%    | 0                      | 138,583                | 138,583              |
| 成羽町       | 5,742        | 5,518      | 96.10%    | 0                      | 467,950                | 467,950              |
| 川上町       | 4,018        | 2,208      | 54.95%    | 0                      | 155,141                | 155,141              |
| 備中町       | 3,041        | 865        | 28.44%    | 0                      | 72,736                 | 72,736               |
| 大佐町       | 4,025        | 3,549      | 88.17%    | 0                      | 365,475                | 365,475              |
| 神郷町       | 2,600        | 2,077      | 79.88%    | 0                      | 201,241                | 201,241              |
| 哲多町       | 4,039        | 3,389      | 83.91%    | 0                      | 288,354                | 288,354              |
| 哲西町       | 3,219        | 3,065      | 95.22%    | 0                      | 237,220                | 237,220              |

## 岡山県の水道の現況

|      | 行政区域<br>内総人口 | 現在給水<br>人口 | 水道普及<br>率 | 年間有収水量(平成12年度)         |                        |                      |
|------|--------------|------------|-----------|------------------------|------------------------|----------------------|
|      |              |            |           | 上水道<br>千m <sup>3</sup> | 簡易水道<br>m <sup>3</sup> | 合計<br>m <sup>3</sup> |
| 勝山町  | 9,250        | 8,971      | 96.98%    | 553                    | 325,964                | 878,964              |
| 落合町  | 15,909       | 13,508     | 84.91%    | 596                    | 315,020                | 911,020              |
| 湯原町  | 3,424        | 1,914      | 55.90%    | 0                      | 219,468                | 219,468              |
| 久世町  | 11,631       | 10,142     | 87.20%    | 860                    | 80,581                 | 940,581              |
| 加茂町  | 5,453        | 5,388      | 98.81%    | 0                      | 461,841                | 461,841              |
| 奥津町  | 1,832        | 301        | 16.43%    | 0                      | 59,923                 | 59,923               |
| 鏡野町  | 11,390       | 9,853      | 86.51%    | 968                    | 96,961                 | 1,064,961            |
| 勝田町  | 3,834        | 3,116      | 81.27%    | 0                      | 382,884                | 382,884              |
| 勝央町  | 11,382       | 11,336     | 99.60%    | 1,552                  | 0                      | 1,552,000            |
| 奈義町  | 6,654        | 6,462      | 97.11%    | 620                    | 0                      | 620,000              |
| 勝北町  | 7,463        | 7,170      | 96.07%    | 595                    | 0                      | 595,000              |
| 大原町  | 4,765        | 4,765      | 100.00%   | 0                      | 489,587                | 489,587              |
| 美作町  | 13,030       | 12,990     | 99.69%    | 2,007                  | 0                      | 2,007,000            |
| 作東町  | 7,735        | 7,719      | 99.79%    | 734                    | 0                      | 734,000              |
| 英田町  | 3,675        | 3,666      | 99.76%    | 423                    | 0                      | 423,000              |
| 中央町  | 7,195        | 7,051      | 98.00%    | 0                      | 620,467                | 620,467              |
| 旭町   | 3,474        | 2,390      | 68.80%    | 0                      | 121,895                | 121,895              |
| 久米南町 | 6,090        | 5,813      | 95.45%    | 0                      | 523,248                | 523,248              |
| 久米町  | 7,641        | 7,544      | 98.73%    | 658                    | 0                      | 658,000              |
| 柵原町  | 6,825        | 6,811      | 99.79%    | 0                      | 780,456                | 780,456              |
| 山手村  | 4,036        | 4,029      | 99.83%    | 0                      | 393,246                | 393,246              |
| 清音村  | 5,618        | 5,450      | 97.01%    | 498                    | 20,917                 | 518,917              |
| 美甘村  | 1,733        | 805        | 46.45%    | 0                      | 77,086                 | 77,086               |
| 新庄村  | 1,041        | 903        | 86.74%    | 0                      | 94,115                 | 94,115               |
| 川上村  | 2,386        | 2,204      | 92.37%    | 0                      | 224,650                | 224,650              |
| 八束村  | 3,011        | 2,675      | 88.84%    | 0                      | 368,402                | 368,402              |
| 中和村  | 805          | 639        | 79.38%    | 0                      | 48,259                 | 48,259               |
| 富村   | 840          | 657        | 78.21%    | 0                      | 64,573                 | 64,573               |
| 上斎原村 | 944          | 630        | 66.74%    | 0                      | 55,777                 | 55,777               |
| 阿波村  | 674          | 674        | 100.00%   | 0                      | 78,766                 | 78,766               |
| 東粟倉村 | 1,429        | 1,351      | 94.54%    | 0                      | 110,394                | 110,394              |
| 西粟倉村 | 1,813        | 1,803      | 99.45%    | 0                      | 201,439                | 201,439              |
| 合計   | 1,946,403    | 1,895,632  | 97.39%    | 233,662                | 12,094,714             | 245,756,714          |

人口は、平成13年3月末

## 岡山県の工業用水道の現況

| 事業主体 | 設備能力<br>(m <sup>3</sup> /日) | 契約水量<br>(m <sup>3</sup> /日) | 給水会社数 | 年間実績<br>水量<br>(千m <sup>3</sup> ) |
|------|-----------------------------|-----------------------------|-------|----------------------------------|
| 岡山県  | 761,900                     | 742,540                     | 102   | 166,879                          |
| 岡山市  | 100,000                     | 39,130                      | 7     | 12,402                           |
| 井原市  | 4,200                       | 1,380                       | 7     | 433                              |
| 総社市  | 4,000                       | 3,000                       | 17    | 181                              |
| 高梁市  | 1,100                       | -                           | -     | -                                |
| 御津町  | 3,000                       | 630                         | 6     | 186                              |
| 久米町  | 1,000                       | -                           | -     | -                                |
| 合計   | 875,200                     | 786,680                     | 139   | 180,081                          |

岡山県は平成12年度値、他は平成11年度値

## 資料 4

### 水源かん養税に関する意見等について

#### ○概要

水源かん養税の検討に当たり、水道事業者、工業用水道受水企業、林業・木材産業関係者、自然環境関係者からの意見等について、それぞれ文書照会(一部は聴き取り)を行った。

#### ○実施時期

平成13年9月～10月

#### ○対象

水道事業者(旭川、吉井川、高梁川流域毎に2事業者を抽出 計6事業者)  
工業用水道受水企業(大口使用者7社)  
林業・木材産業関係者(4団体)  
自然環境関係者(1団体)

#### ○内容

「森林の水源かん養機能」、「水源かん養税」の2つの観点から、質問項目を設定した。

##### (森林の水源かん養機能について)

(問) 森林の水源かん養機能を向上(維持)していくための費用は、県民すべてが負担していくべきとお考えですか。

(問) 森林の水源かん養機能の向上は、(今後の上水道の給水に当たって、今後の工業用水の給水に当たって、県民生活にとって)必要と思われますか。

(問) 現在、森林の水源かん養機能の維持のために何か実施されていますか。

##### (水源かん養税について)

(問) 森林の水源かん養機能を向上(維持)させるため、県が水源かん養税を創設することについて、誰が負担すべきとお考えですか。

(問) 水源かん養税の徴収方法としては、どのような徴収方法が良いとお考えですか。

(問) 税率1円/m<sup>3</sup>を想定していますが、これについてはご意見がありますか。  
(昭和60年に林野庁が同様の税を検討した時の税率です。)

(問) 税収の用途について、何かご意見がありますか。  
(水源かん養税は、森林の水源かん養機能の向上(維持)に用途を限定した法定外目的税として検討しています。)

##### 上水道事業者のみ

(問) 水道利用者からの税徴収を、市町村(水道事業者)に特別徴収としてお願いする場合についてお尋ねします。

(1) 事務について問題がありますか。

(2) 事務経費については、どの程度かかると想定されますか。



上水道事業者からの意見等について（対象：6事業者）

（森林の水源かん養機能について）

| 調 査 項 目  | 回 答 内 容   |
|--|---|
| <p>問1：森林の水源かん養機能を向上(維持)していくための費用は、県民すべてが負担していくべきとお考えですか。</p> | <p>はい 6事業者<br/>いいえ 0事業者<br/>その他 0事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林の保水力による水源かん養機能については、「緑のダム」と称されるように、河川の水を利用する者すべてが恩恵を受けている。森林の効能については、水源かん養機能に限定することなく、洪水緩和、土砂流出防止、地球温暖化防止等、他の公益的機能も合わせると県民全体が受益者であり、県民が負担することについては妥当と思われる。</li> </ul>   |
| <p>問2：森林の水源かん養機能の向上は、今後の上水道の給水に当たって必要と思われますか。</p>            | <p>はい 6事業者<br/>いいえ 0事業者<br/>その他 0事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業者にとって、森林の水源かん養機能については、ずっと以前から必要性を認識しており、独自で水源かん養林の造成事業を実施してきた。今後とも事業を継続していく所存である。</li> <li>水道事業者にとって、森林の水源かん養機能については、ずっと以前から必要性を認識しており、独自で水源かん養林の造成事業を平成14年度から実施する予定である。</li> <li>水道事業者にとって、森林の水源かん養機能は、必要不可欠なものと認識している。</li> </ul> |
| <p>問3：現在、森林の水源かん養機能の維持のために何か実施されていますか。</p>                   | <p>はい(予定も含む) 3事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和40年から旭川上流の富村に、杉・ひのきを中心とした水源かん養林造成事業を行ってきており、今年度からは、より保水力の強い広葉樹での水源林事業を新庄村で開始する。</li> <li>水源の森整備事業として、高梁川源流の大佐町で、平成14年度から7カ年で約35haに水源かん養機能の高い広葉樹の造林を実施する予定である。</li> <li>森林組合を通し、また、町財産区において造林等の施業に取り組んでいる。</li> </ul> <p>いいえ 3事業者</p>                     |

（水源かん養税について）

| 調 査 項 目  | 回 答 内 容  |
|--|--|
| <p>問4：森林の水源かん養機能を向上(維持)させるため、県が水源かん養税を創設することについて、誰が負担すべきとお考えですか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>極めて高い公共性を有するものであるから、一般行政本来の業務と考えられ、行政経費で賄うべきと考える。</li> <li>県民すべてが負担することが妥当であると考え</li> </ul> |

|  |  |
|--|--|
| <p>問 5 : 水源かん養税の徴収方法としては、どのような徴収方法が良いとお考えですか。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民税に上乗せして徴収する。</li> <li>・ 他府県の例を見ると、条件整備によっては水道料金と併せた税徴収という方法</li> </ul>  |
| <p>問 6 : 水道利用者からの税徴収を、市町村(水道事業者)に特別徴収としてお願いする場合についてお尋ねします。<br/>(1) 事務について問題がありますか。</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道利用者からの税徴収は、考えられない。</li> <li>・ 水道事業者が利用者から特別徴収することには、根本的に反対である。</li> <li>・ 水道事業者が、水道利用者から特別徴収することに関しては、利用者の税に関する理解あるいは、そのための広報等初期の段階での問題解決の方法を検討する必要がある。</li> <li>・ 水道事業者が特別徴収することになった場合、税の未納分についても納税義務を負うような矛盾が生じたり、原則として税の徴収に要する費用も全額負担することとなる。これらは、水道事業とは関係のない費用であり、水道事業者が負担すべき費用ではない。</li> </ul> |
| <p>(2) 事務経費については、どの程度かかると想定されますか。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状での想定は困難であるが、具体的内容としては、電算処理に関する変更が考えられること、さらに消費税との関係もあり事務処理のための実費用と人員等多方面での影響があると想定される。</li> </ul>   |
| <p>問 7 : 税率 1 円/m<sup>3</sup>を想定していますが、これについてはご意見がありますか。<br/>(昭和 6 0 年に林野庁が同様の税を検討した時の税率です。)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料不足のため、判断できない。</li> <li>・ この算定方法は、水道料金に上乗せする前提のものであり容認できない。</li> <li>・ 森林整備のうち水源かん養機能の向上(維持)の占める割合が不明であり、しかも、そのうち 1 円/m<sup>3</sup>をなぜ水道利用者だけが負担しなければならないのか不明確である。</li> </ul>  |
| <p>問 8 : 税収の用途について、何かご意見がありますか。<br/>(水源かん養税は、森林の水源かん養機能の向上(維持)に用途を限定した法定外目的税として検討しています。)</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的税であれば、特定目的、特定支出があるのは当然と考えるが、その水系で徴収した税は、その水系の費用に支出してほしい。</li> <li>・ 目的税とすべきである。</li> <li>・ 水源かん養税は、森林の水源かん養機能の向上(維持)に用途を限定した法定外目的税ということであるが、前述のように多様な機能を有する森林において、森林の水源かん養機能の向上(維持)に用途を限定するのは無理があると思われるし、水道事業の場合には、水系別の用途にも問題が生じるとと思われる。</li> <li>・ 目的税として一部から徴収すべきでなく、一般財源からの拠出が妥当である。</li> </ul>  |
| <p>問 9 : その他(意見等)</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道利用者は、水道料金として水の安定的確保および水質保全に要する費用をすでに負担しており、これ以上に新たな森林保全にかかる経費の負担は、水道利用者に二重に費用負担を求める不合理な制度と思われる。</li> <li>・ 水道料金は、地方公営企業法第 2 1 条により「公正妥当」であることが要件とされており、水道水の提供に関係のない費用を水道料金の算定基礎とすることは禁じられており、税の徴収に必要な経費等の負担は、地方公営企業法の趣旨に反するものと考えられる。</li> </ul>   |

## 工業用水道受水企業からの意見等について（対象：7社）

（森林の水源かん養機能について）

| 調 査 項 目  | 回 答 内 容   |
|--|---|
| <p>問1：森林の水源かん養機能を向上(維持)していくための費用は、県民すべてが負担していくべきとお考えですか。</p> | <p>は い 4社<br/>                     いいえ 0社<br/>                     その他 3社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民と言うより国策として一般財源を使うべきである。</li> <li>・ 水源かん養機能の維持は国策として考えるべきである。</li> <li>・ 他県でも同様の問題があると思われるので、国の施策として取り組むべきと考える。</li> </ul>  |
| <p>問2：森林の水源かん養機能の向上は、今後の工業用水の給水に当たって必要と思われるですか。</p>          | <p>は い 4社<br/>                     いいえ 0社<br/>                     その他 3社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業用水だけでなく、全ての利用者が水源かん養機能の向上が必要との認識を持つべきである。</li> <li>・ 水源かん養機能の向上は、渇水や洪水の防止のために必要であり、すべての水利用者が等しく必要とする。</li> <li>・ 投資額と機能向上がどうリンクするのか、また工業用水の給水にどの程度のインパクトが有るか判らない段階では答えられない。</li> </ul> |
| <p>問3：現在、森林の水源かん養機能の維持のために何か実施されていますか。</p>                   | <p>は い 3社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林(50万坪)を買収し、水源かん養保安林として育林を行っている。(1社)</li> <li>・ 「おかやま森づくり県民基金」への寄付を行っている。(3社)</li> <li>・ ドングリの苗を育成している。(1社)</li> </ul> <p>いいえ 4社</p>   |

( 水源かん養税について )

| 調 査 項 目  | 回 答 内 容  |
|--|--|
| <p>問 4 : 森林の水源かん養機能を向上(維持)させるため、県が水源かん養税を創設することについて、誰が負担すべきとお考えですか。</p>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての水利用者が負担すべきであり一般財源への働きかけが必要である。</li> <li>・ 一般財源により全国民が負担する。</li> <li>・ 全ての水の利用者が負担する。( 2 社 )</li> <li>・ 森林の公益的機能は、水源かん養機能以外にもあると考えられるので「水源かん養税」とせず「森林保全税」として水の利用者だけでなく広く県民全体に負担を求めるべきである。</li> <li>・ 森林の水源かん養機能の向上は重要な問題であると認識するが、現下の経済情勢の中での新たな税負担については、全ての県民の理解を得ることが必要であり慎重に対応することを望む。</li> </ul> |
| <p>問 5 : 水源かん養税の徴収方法としては、どのような徴収方法が良いとお考えですか。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税による徴収。( 2 社 )</li> <li>・ 料金の中にも含める。( 1 社 )</li> </ul>   |
| <p>問 6 : 税率 1 円/m<sup>3</sup>を想定していますが、これについてはご意見がありますか。<br/>(昭和 6 0 年に林野庁が同様の税を検討した時の税率です。)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税負担が多額になり収益を圧迫するため反対である。( 2 社 )</li> <li>・ 税負担が多額になり厳しい。</li> <li>・ 工業用水を使用している事業者にとっては負担が大きい。</li> <li>・ 同じ目的の基金等への寄付は、減免措置が必要。</li> <li>・ 現在の経済環境において税の追加は負担である。</li> </ul>   |
| <p>問 7 : 税収の用途について、何かご意見がありますか。<br/>(水源かん養税は、森林の水源かん養機能の向上(維持)に用途を限定した法定外目的税として検討しています。)</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的税として一部から徴収すべきでなく、一般財源からの拠出が妥当である。</li> <li>・ 水源かん養の目的が水源の確保、災害の防止、林業の振興、自然環境の維持等多岐にわたるため一般財源が適当である。</li> <li>・ 仮に水源かん養税とした場合、森林が持つ他の公益的機能の向上と切り離して水源かん養機能の向上だけに的を絞った税収の使い方ができるのか疑問である。<br/>よって、森林が持つ公益的機能全般を保全する目的の「森林保全税」を創設し、森林の公益的機能の恩恵にあずかっている当事者に負担を求めるべきである。</li> </ul>                         |

林業・木材産業関係者からの意見等について（対象：4団体）

（森林の水源かん養機能について）

| 調 査 項 目  | 回 答 内 容   |
|--|---|
| <p>問1：森林の水源かん養機能を向上（維持）していくための費用は、県民すべてが負担していくべきとお考えですか。</p> | <p>はい 4団体<br/>                     いいえ 0団体<br/>                     その他 0団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川上、川下問わず、森林からは県民すべてが様々なかたちで恩恵を受けているので、その機能維持のために全県民が負担すべきと考える。</li> <li>・ 森林は、雨水を地中に蓄えて、洪水を防ぎ、飲料水などを安定的に送り出す働きを担っていることからして、県民が等しく負担すべきと考える。</li> </ul>   |
| <p>問2：森林の水源かん養機能の向上は、県民生活にとって必要と思われますか。</p>                  | <p>はい 4団体<br/>                     いいえ 0団体<br/>                     その他 0団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1998年の台風10号災害により県北を中心に多大の被害があったことは、水源かん養機能の低下が県民の生活にとって如何に危険を含んでいるかを如実に表した例であり、森林の機能の向上は県民生活にとって必要不可欠なことである。</li> <li>・ 岡山県には、三大河川があり、水の安定的な供給が確保されていることもあり、県民の関心は薄いですが、毎年、湯水で給水制限を強いられている県もあり、県民生活にとっては、森林の管理は必要であり、もっと森林の水源かん養機能についてPRすべきである。</li> </ul> |
| <p>問3：現在、森林の水源かん養機能の維持のために何か実施されていますか。</p>                   | <p>はい 3団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林整備の担い手である、県下36森林組合と連絡を取りながら、森林所有者に適正な森林整備が行えるよう指導を行っている。</li> <li>・ 健全で活力ある森林の整備を図るため、計画的に除伐・間伐施業に全力を注いでいる。</li> <li>・ 県・市町村等が行う、下刈作業にボランティア参加を行っている。</li> <li>・ 旧岡山営林署・旧津山営林署が募集した「緑のオーナー」に応募し、森林の育成を行っている。</li> </ul> <p>いいえ 1団体</p>   |

( 水源かん養税について )

| 調 査 項 目   | 回 答 内 容   |
|---|---|
| <p>問 4 : 森林の水源かん養機能を向上 ( 維持 ) させるため、県が水源かん養税を創設することについて、誰が負担をすべきとお考えですか。</p>                          | <p>上水道使用者 2 団体<br/>上水道使用者 + 工業用水使用者 2 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての県民が応分負担すべきである。</li> <li>・ 水の恩恵を受けている上水道使用者に負担してもらう。</li> <li>・ まず、工業用水使用者・発電事業者を対象にし、次に一般県民に理解を得て、上水道使用者に負担を求める。</li> </ul>  |
| <p>問 5 : 水源かん養税の徴収方法としてはどのような徴収方法が良いとお考えですか。</p>  | <p>水道料金と併せて納付する方法 3 団体<br/>特になし 1 団体</p>  |
| <p>問 6 : 税率 1 円 / m<sup>3</sup> を想定していますが、これについてはご意見がありますか。<br/>( 昭和 6 0 年に林野庁が同様の税を検討した時の税率です。 )</p> | <p>適当な額である 3 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の水源かん養機能の効果額というものが、十分理解されにくい現状からして、税率 1 円 / m<sup>3</sup> は抵抗感の少ない額と考える。</li> </ul> <p>2 ~ 3 円 / m<sup>3</sup> 必要 1 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果的な森林整備を行うためには、2 ~ 3 円 / m<sup>3</sup> 必要と考える。</li> </ul> |
| <p>問 7 : 税収の用途について、何かご意見がありますか。<br/>( 水源かん養税は、森林の水源かん養機能の向上 ( 維持 ) に用途を限定した法定外目的税として検討しています。 )</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の水源かん養機能の向上のために使用すべきである。</li> <li>・ 水源機能を有する森林全てを対象に充当すべきである。</li> <li>・ 森林整備のハード面に重点を置きたいところであるが、一般県民から広く賛同を得ることが必要であり、県民参加の森林づくり、ボランティア活動支援等、ソフト面を強調する形でスタートした方がよいと考える。</li> </ul>   |
| <p>問 8 : その他 ( 意見等 )</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民合意を得るために、その必要性の継続的 P R をすべきである。</li> <li>・ 林業経営には各種の助成がなされているが、木材需給の低迷、木材価格の下落から非常に厳しい経営となり、これが原因し、育林事業についてもおろそかになりがちである。<br/>森林機能の維持を森林所有者のみに頼るのではなく、恩恵を受けている県民全体で考える税の目的に対して賛成である。</li> </ul>  |

## 自然環境関係者からの意見等について（対象：1団体）

（森林の水源かん養機能について）

| 調 査 項 目  | 回 答 内 容  |
|--|--|
| <p>問1：森林の水源かん養機能を向上（維持）していくための費用は、県民すべてが負担していくべきとお考えですか。</p> | <p>はい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民全てが公平に負担するのが望ましい。</li> </ul>                                    |
| <p>問2：森林のかん養機能の向上は、県民生活にとって必要と思われませんか。</p>                   | <p>はい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の水源かん養機能は、少なくとも低下させないことは言うまでもなく、一層の向上を図ることが必要と考えられる。</li> </ul> |
| <p>問3：現在、森林の水源かん養機能の維持のために何か実施されていますか。</p>                   | <p>はい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ みどりの募金事業等により主に次の事業を実施している。<br/>森林の整備、緑化の推進、緑化の普及等</li> </ul>      |

( 水源かん養税について )

| 調 査 項 目   | 回 答 内 容  |
|---|--|
| <p>問 4 : 森林の水源かん養機能を向上 ( 維持 ) させるため、県が水源かん養税を創設することについて、誰が負担をすべきとお考えですか。</p>                          | <p>上水道使用者 + 工業用水使用者</p>  |
| <p>問 5 : 水源かん養税の徴収方法としてはどのような徴収方法がよいとお考えですか。</p>  | <p>使用量に応じ課税するのが望ましい。</p>   |
| <p>問 6 : 税率 1 円 / m<sup>3</sup> を想定していますが、これについてはご意見がありますか。<br/>( 昭和 6 0 年に林野庁が同様の税を検討した時の税率です。 )</p> | <p>特になし</p>  |
| <p>問 7 : 税収の用途について、何かご意見がありますか。<br/>( 水源涵養税は、森林の水源かん養機能の向上 ( 維持 ) に用途を限定した法定外目的税として検討しています。 )</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案のとおり、一般の財源と区別し森林の公益的機能の向上に活用して欲しい。</li> <li>・ 水源のかん養機能は里山など人工林以外の森林についてもその機能を担っており、税の用途を人工林に限定せず幅広くしたほうが県民の理解が得やすいのではないか。</li> <li>・ 従前の事業の対象とならない森林に対する補助を考えてみては。</li> <li>・ 法定外目的税としての用途をはっきりさせることが必要と思われ、5 年間をめぐりに事業効果を公表し、見直しを図る計画としては。</li> </ul> |



## 岡山県の環境に関する意識調査について (岡山県の環境に関する意識調査報告書(抜粋))

### 1 調査の目的

環境保全の各分野及び地球温暖化防止対策に関する県民や事業者の意識や行動の実態を把握することにより、平成14年度に予定している岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)の見直し並びに今年度の岡山県地球温暖化防止行動計画策定に反映させるなど、今後における県の環境保全に係る施策推進のための基礎データとする目的で調査を実施した。

### 2 調査の内容

#### (1) 県民調査

周辺の地域の環境  
環境問題全般についての考え  
環境を守るための取り組み状況  
環境保全と経済や利便性との関係についての考え  
環境学習や環境保全活動への参加状況  
企業活動と環境との関係についての考え  
電化製品や自家用車の使用状況  
今後の環境問題を改善する方策

#### (2) 事業所調査

環境保全についての考え方  
環境保全への取組状況及び取り組みの可能性  
今後の環境問題を改善する方策

### 3 調査設計

#### (1) 県民調査

|      |                        |
|------|------------------------|
| 調査地域 | 岡山県全域                  |
| 調査対象 | 20歳以上の県内在住者            |
| 標本数  | 4,000人(うち有効回収数 3,330人) |
| 調査方法 | 調査員による留置(自記式)・回収郵送方式   |
| 調査期間 | 平成13年8月22日(水)～9月17日(月) |

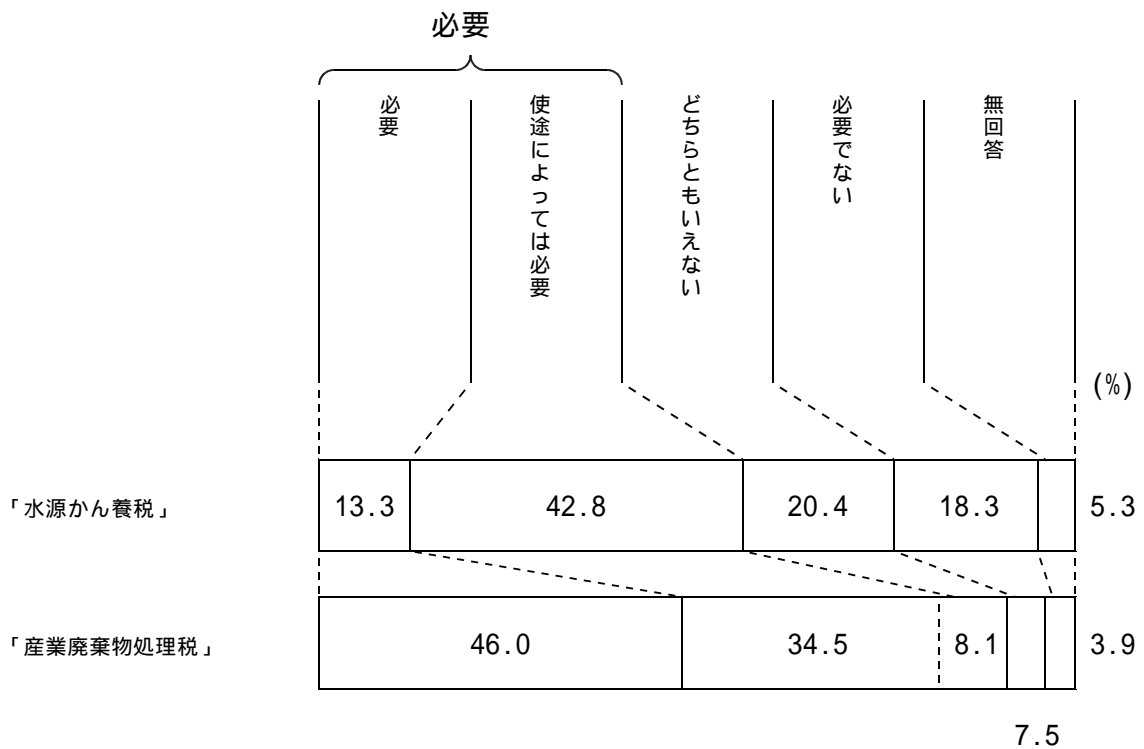
#### (2) 事業所調査

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 調査地域   | 岡山県全域                  |
| 調査対象   | 従業員数30人以上の県内の事業所       |
| 対象事業所数 | 800社(うち有効回収数 404社)     |
| 調査方法   | 往復郵送方式                 |
| 調査期間   | 平成13年8月31日(金)～9月25日(火) |

岡山県の環境に関する意識調査報告書（抜粋）

県民調査結果

問12 環境保全のために新たに導入が検討されている2種類の県税についてお尋ねします。(1)「水源かん養税」は、森林保全費用にあてるため森林から水などの恩恵を受ける人に課税されるものです。(2)「産業廃棄物処理税」は、産業廃棄物の排出を抑制するとともにその税収を産業廃棄物対策の費用にあてるため、産業廃棄物を排出する事業者等に課税されるものです。これらの県税は必要だと思いますか。( は1つ)

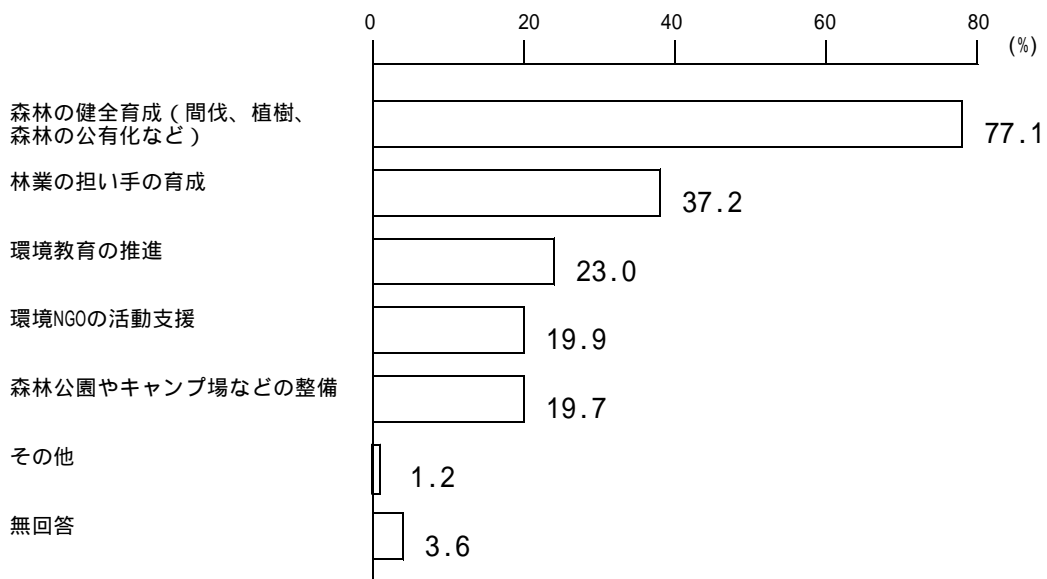


# 岡山県の環境に関する意識調査報告書（抜粋）

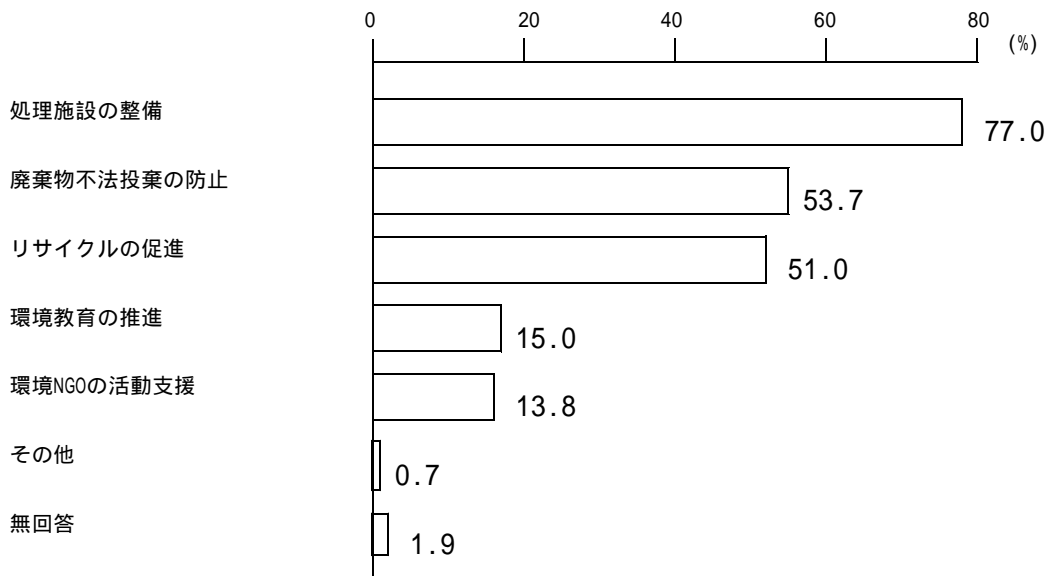
## 県民調査結果

問12 これらの税金の使いみちとしてふさわしいのはどのようなことでしょうか。（はいいくつでも）

[ 図 ] 「水源かん養税」のふさわしい使いみち



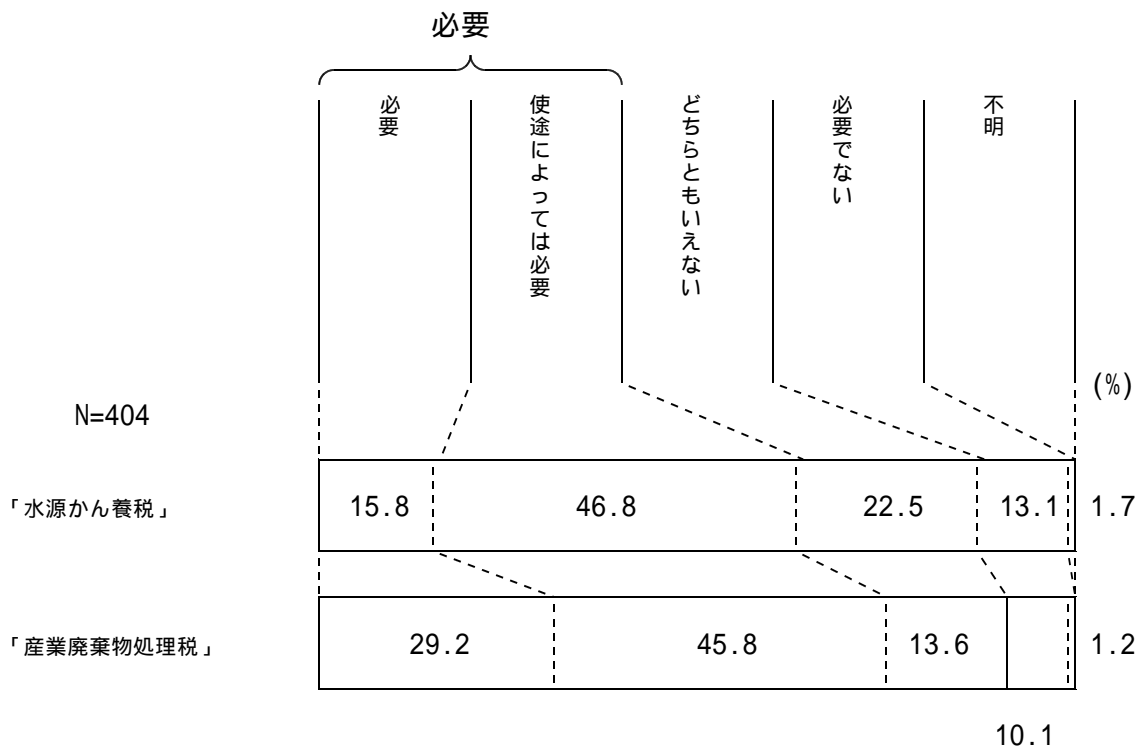
[ 図 ] 「産業廃棄物処理税」のふさわしい使いみち



岡山県の環境に関する意識調査報告書（抜粋）

事業所調査結果

問5 環境保全のために新たに導入が検討されている2種類の県税についてお尋ねします。(1)「水源かん養税」は、森林保全費用にあてるため森林から水などの恩恵を受ける人に課税されるものです。(2)「産業廃棄物処理税」は、産業廃棄物の排出を抑制するとともにその税収を産業廃棄物対策の費用にあてるため、産業廃棄物を排出する事業者等に課税されるものです。これらの県税は必要だと思いますか。( は1つ)

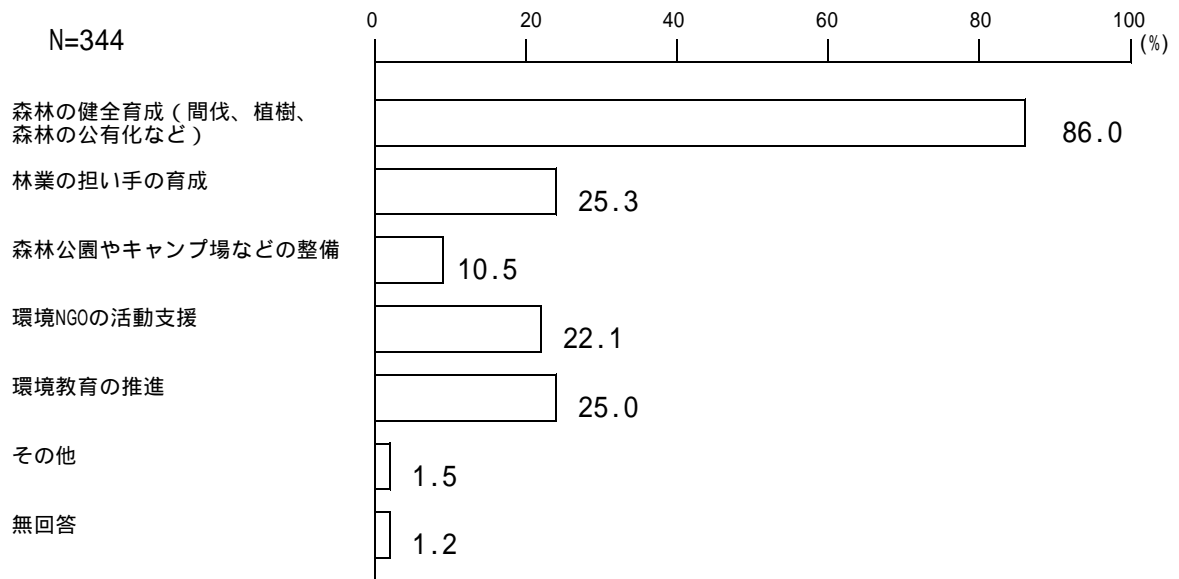


# 岡山県の環境に関する意識調査報告書（抜粋）

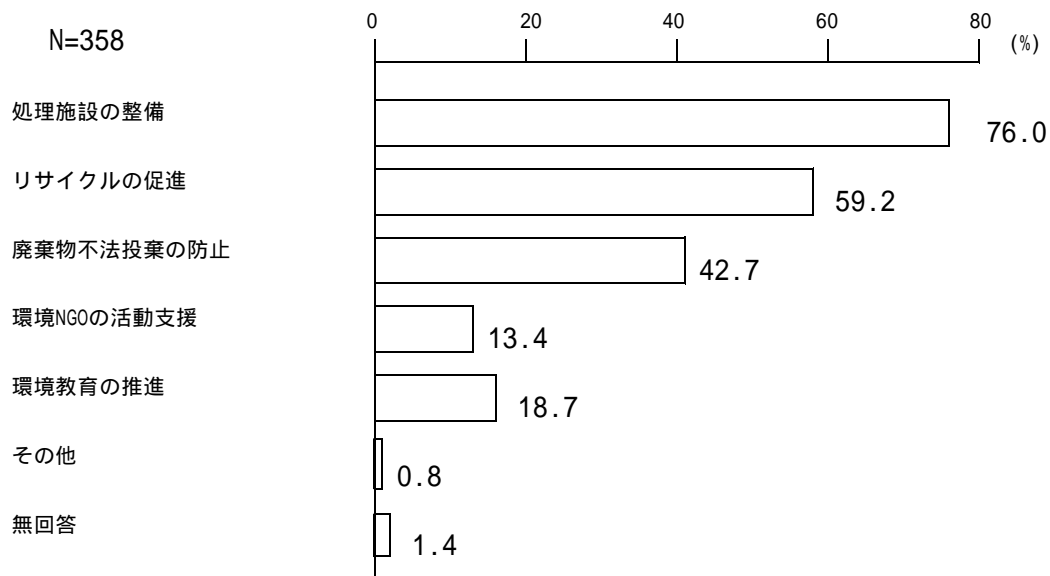
## 事業所調査結果

問5 これらの税金の使いみちとしてふさわしいのはどのようなことでしょうか。（はいくつでも）

[ 図 ] 「水源かん養税」のふさわしい使いみち



[ 図 ] 「産業廃棄物処理税」のふさわしい使いみち



## 資料 6

## 岡山県税制懇話会の開催状況

| 時 期    | 内 容   |
|--------|---|
| 5月23日  | 第1回会議<br>懇話会設置の趣旨説明、会長・副会長選出、検討テーマの説明                 |
| 7月27日  | 第2回会議<br>産業廃棄物処理税（導入の意義、税の概要等）<br>水源かん養税（森林、林業の現状と課題） |
| 9月5日   | 第3回会議<br>産業廃棄物処理税（税収使途、問題点の整理等）<br>水源かん養税（導入の意義、税収使途） |
| 10月10日 | 第4回会議<br>産業廃棄物処理税（排出事業者等への影響）                         |
| 10月19日 | 第5回会議<br>水源かん養税（税の仕組み、事業者等への影響）                       |
| 11月30日 | 第6回会議<br>産業廃棄物処理税（議論の整理）                              |
| 12月27日 | 第7回会議<br>産業廃棄物処理税（報告書案の検討）<br>水源かん養税（税収使途、税の仕組み等の整理）  |
| 12月28日 | 知事中間報告<br>○産業廃棄物処理税                                   |
| 1月31日  | 第8回会議<br>水源かん養税（議論の整理）                                |
| 3月22日  | 第9回会議<br>○水源かん養税（報告書案の検討）                             |
| 3月26日  | 知事報告<br>○水源かん養税                                       |

## 岡山県税制懇話会設置要綱

## (目的)

第1条 岡山県税制懇話会(以下「懇話会」という。)は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

## (事業)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(1) 地方税制度のあり方

(2) 前号に掲げるもののほか、懇話会の目的を達成するために必要な事項

## (委員及び特別委員)

第3条 懇話会は、委員及び特別委員(以下「委員等」という。)で構成する。

2 委員等には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

## (運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

## (意見の聴取)

第5条 特別委員は、会長の求めに応じて会議に参加し、専門的な見地から意見を述べる。

2 会長は、必要があるときは、委員等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (幹事会)

第6条 懇話会に、幹事会を設置する。

2 幹事会の運営等については、別に定める。

## (事務局)

第7条 事務局は、総務部税務課に置く。

## (その他)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この設置要綱は、平成13年5月1日から施行する。

## 資料 8

## 岡山県税制懇話会委員（特別委員）名簿

| 氏名    | 役職                     | 備考     |
|-------|------------------------|--------|
| 岡本輝代志 | 岡山商科大学商学部教授            | 会長     |
| 石島 弘  | 岡山大学法学部教授              | 副会長    |
| 池田己喜子 | 岡山県立大学保健福祉学部教授         |        |
| 澤根みどり | 税理士                    |        |
| 千葉 喬三 | 岡山大学副学長                |        |
| 成田美和子 | 岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長 |        |
| 豆原 直行 | 院庄林業株式会社代表取締役          |        |
| 山本 繁  | 川崎製鉄株式会社水島製鉄所副所長       |        |
| 神野 直彦 | 東京大学経済学部教授             | （特別委員） |
| 中里 実  | 東京大学法学部教授              | （特別委員） |

井上義治委員から山本繁委員に委員交替（H13.7.2）